

文書原寸 縦一四・六糎 横五九二・七糎

III 0 杉浦弘藏ヨリ新納刑部へ

奥大利、伊太利戦争新聞記事報告

昨廿五日之新聞ニ^{於テ}at Peschiera and Verona^{並ニ}両所、共ニヘヂェルマニーニおひて尤要害之場所にて当分ハ、オーステリヤ之領分ニテ Garibaldi^{ガリバルヂ}イタリ国之ヘゼネラル其場所ヲ乗取らむと、此間より始終四方ニ奔走、爰ニ視れ彼所ニ忍ぶ折柄 Italy^{イタリ}之若兵共余り急速ニ迫り、遂ニ放発ニ及候処、ヘオーステリヤ兵も去ル強大之兵なれハ、無難ヘイタリー兵を彼所より追出し、其々ヘイタリーノ Prince^{王子}浅疵を蒙り、兵卒七八人戦死之由、馬五六疋砲丸ニ当リヘオーステリも相応戦御座候由ナリ、是れ昔日之新聞也、然る処今朝之新聞ニヘイタリー人二千ヘホーステリヤ之為めニ虜と相成候由、当分ニ而ハ、ホーステリヤ甚武威を振ひし、Garibaldi^{ガリバルヂ}ハ、いまた老度も合戦を不始之由、且 Prussia^{プロシヤ}も墓々敷軍不致候カ、後日之軍

楽ミありとヘイタリー最負之ものハ頻リニ次之新聞を待居候、尤当国よりも彼ニ一味之為め差越候ものも有之候、全体此軍之根本は、此以前ヘイタリー所持之 Venezia^{ヴェネシヤ}国を得ん事をヘオーステリヤニ度々応接ニ及候得共、終ニ免する之色なく、爰ニ到り、併いまた勝敗ハ不相分候、当分ヘオーステリヤノ兵八十万ヘプロススィヤノ兵六十万ヘイタリーノ兵五万、大凡ソ如此、細事申上度候へと、最早帰国之面々も仏地まで先日出掛ケ相成、只今新聞到来ニまかせ、格段なる部分のミ差上申候まゝ、翻訳之上は、御覽ニモ可被下候用御備候、書余は期後首候、恐惶敬白、

英

六六・六月廿六日

ユニハスチー学校より

杉浦弘藏

新納刑部様

文書原寸 縦一三・四糎 包紙原寸 縦一三・四糎

横 二一糎

横 一一・二糎

三二 英人招待次第書

遠客廻船ニ付御次第

客船長崎より廻船之儀相分候は、詰役之内より、一左
右相達次第、掛御用人之内より忝人迎として山川迄致
出張、前之浜迄致案内廻船之事、

一前之浜御碇候は、早速掛御用人客船江見舞、都合次第
遠客上陸いたし、於客屋御家老出會、一ト通御馳走御
饗応有之、

(付巻)
「本文ニ付、山川迄迎之儀、蒸氣船前之浜江滞船ニ候は、右
迄被差越度事」

一右之節、御家老并大目付忝人・掛御用人三人・御軍賦
役頭取忝人・掛御役々等出會、饗応席江罷出、
一於磯御茶屋御引受之節、於鶴之間

御両殿様被遊

御対顔、御家老・大目付・掛御用人・御側役相詰、引
続

日本御料理ニ而

御盃事相始、其時御雛子三番、畢而暫時御引入、其内
御家老其外其俣罷在、異国料理ニ而 御饗応御振舞有
之、時宜見合、銘々江御品拝領被

仰付、左候而、御饗応央過より再び

御出座、御茶被下客人退座、御家老其外御役々相送ル、

但往来共本船江迎送之儀、掛御用人御役々受持、

一当日時宜次第、磯御庭拜見可被仰付候、

一日限相分次第、一日集成館内諸所拜見被仰付候節、於

同所御振舞有之、其時備後殿(島津忠鑑)・図書殿(島津久治)・御家老御引受

ニ而、掛御用人其外掛御役々も罷出、

一台灣諸所

右拜見可被仰付候付、集成館拜見同日又は別日ニ而も

都合次第、

一御家老始其外掛御役々一同着服野羽織立揚、

一客屋江遠客參上之節、道筋、下津畑・御渡戸脇より上陸、

石燈爐通・松原通より客屋江參上、罷歸候節も最前之

通、

一磯江参上之節は往来共海上、

一右諸所御取締向之儀は、大目付・御小姓与番頭其外掛御役々より嚴重取計、万一異人江不勘弁之儀有之候而

は

御国恥は勿論、

皇国之御名聞相拘候儀ニ付、其旨人々相心得、不作法之儀共無之様、謹慎可有之事、

以上、

遠客廻船ニ付手当之事

一山川迄迎船老艘、兼而手当向御船奉行受持、

一磯御茶屋

一客屋

一集成館

一諸所台場

右取始抹向々より手当之事、

一御作事奉行・御庭奉行・御数寄屋頭等江掛被仰付、其

向々より万事手当可有之候事、

一町役之儀、掃除等別而不行届ニ付、小路々は勿論、客人往来之道筋等、屹と取始抹いたし候様、町奉行并道奉行より分而可被申渡事、

一掛御勝手方御用人之儀、客船碇泊中は、下町下会所江罷在、御用取扱可致事、

一於磯御茶屋は、御給仕奥御小姓・表御小姓之間、一客屋又は集成館等は、膳配向等、先達而ガラバ廻船之

節之通、

以上、

一滞船中

御両殿様御乗船、空砲打之訓練御望有之度、

一磯御茶屋

御逢之節、宇宙普通之被為尽

御礼節

太守様江軍艦江

御乗込、御同行有之度、左候は

御乗込之折は、台場軍艦より祝砲可有之、

一磯御茶屋ニおひて

御逢之節、宇宙普通之被為尽

御礼節

太守様軍艦江

御乗込御同行被為

在度と之ヶ条

右吟味仕候処、遠客磯江被為

召候節

太守様下岸岐

御渡戸より雲行丸江

御乗船、英軍艦江

御乗込

御対顔被為

在、御会釈之上、右雲行丸より磯御茶屋之様被為

入、引統遠客は、バッテラより磯之様罷上り、錫御門

罷通、於

表御小座

御対顔、其節御座内ニ而少々

御出迎御会釈被為

在、右畢而退座、

但海上は勿論、御小座庭上迄は、掛御用人案内、夫

より御家老引進等有之、尤通事付添、

夫より御家老・掛御用人付添、御中門之様罷通、鶴之

間ニ而御引受被

在、諸事先達而奉伺置候御次第書之通、

一滞船中

御両殿様御乗船、空砲打之調練

御望被為

在度と之ヶ条

右は調練

御望被為 在候而も、祝砲打方之儀ニ付而も、分而与

中は勿論、町内迄も不残申渡迄も相成居候付、決而婦女子等相騒儀も有之間敷候付、調練被遊

御望候とも別段被仰渡等ニも及間敷、左候而、被下品之儀は、豚五疋・庭鳥三百疋・玉子三千被相添、船中一

統江被成下、可然哉と吟味仕候、

右之通被仰付、可然哉と吟味仕候事、

祝砲

一 着船之節

右御祝儀御使者、御家老英軍艦江御乗船之節、彼方より祝砲之空砲打方いたし可申候付、発数ニ応し、下弁天波戸台場より打方いたす賦ニ候、

一 ミニストル・アトミラル初而上陸、客屋江罷出候折、

銘々江弁天波戸台場より拾五発ツ、

一 於磯

御逢之日

太守様英軍艦江

御乗船被為 在候者、其節彼方より祝砲打方いたし申候半、右発数ニ応し、前条同断、弁天波戸より打方いたす、大凡式拾発発ニ而候半、

一 軍艦調練

御両殿様御乗船之節、彼方より祝砲式拾発発も打方いたし候半、其節も発数ニ応し、同断弁天波戸より打方いたし可申候、

一 出船之節、式拾発発、同断下弁天波戸台場より打方いたし可申候、

右都而中原猶介差引ニ而、祝砲打方之事、

一 磯御茶屋江罷出候折、中原猶介等差引ニ而、野戦砲打方いたし、依時宜小銃手数も有之候而は何様可有之哉、

一 於川尻調練場陸軍調練

御望被為 在可然哉、其節は菓物類又は泡盛酒等被成

下可然哉、

一 表御小座ニ而

御対顔之節 御刀番、

一 太守様より之御鑑は二ツとも

中将様より之御太刀・御刀之間

鶴之間後之御小座江飾付置、拜領被仰付候趣御達之上

拜見相成可然哉、其外之被下品も成丈同所江御飾付ニ

而可被成下哉と吟味仕候事、

一 磯御茶屋

御両殿様

(桂) 右衛門殿

(小松) 帯刀殿

(新納) 刑部殿

(川上) 式部殿

大目付 老人

両御丸 御側役

四人

掛御用人 四人

四人

汾陽次郎右衛門

(付巻)

一 本文遠客は六人なるべし
と先達而カラバより承置
候得共、依時宜差掛相重
候も難計候付、本文八人
之手当仕置候

合式拾八人

一 客屋

御小納戸 四人

客 八人

右衛門殿

帯刀殿

刑部殿

式部殿

大目付 老人

御軍賦役頭取 老人

両御丸 御側役

兩人

掛御用人 四人

四人

合式拾耆人

一集成館

汾陽次郎右衛門

客 八人

御雛子組

三輪石原戸右衛門

原田金左衛門 木場 増太
池田市兵衛 税所清之介

備後殿

湯谷中西賀一郎

河内仙之進 外山 五助
市来 平太

凶書殿

融 有川設楽之助

前田清左衛門 左近允喜之助
島名勘兵衛 松元清右衛門

英之進殿
(島津忠敏)

右衛門殿

以上、

文書原寸 縦一六・二糎 横五四六・五糎

刑部殿

御軍賦役頭取
耆人

〇三三 英国公使等薩摩訪問記

兩御丸
御側役

兩人

二三三 英国公使「パークス」等接待ノ件

七通

掛御用人
四人

四人

極内手扣

客 八人

合式拾耆人

(島津齊彬)
順聖院様御代、蘭人御招呼之折は、職人頭并ニ船頭身分
之者ニ御座候得共、前之浜廻船之碇は、為御迎大砲船迄

御自身 御出越被遊、磯御茶屋江

御同行、錫御門より

御手引、何篇

御当格之

御対遇御座候処、心肝ニ銘し難有がり、于今奉称督候由御座候、其他肥前佐賀老侯異人被為招候砌は、疎傲之御会釈向ニ而、其致立腹、頂戴物等は於門前尽碎キ捨、段々（翁島茂実）非謗申立候由、先月当佐賀侯英軍艦江御乗付之折も同様（翁島茂実）略ニ御接遇、不平申立候由ニ御座候、全体彼等万国江航海、礼讓ヲ以相交リ、於本国も使節等は殊之外丁寧ニ会釈申候由ニ御座候間、（翁島茂実）略之対遇は一涯不満ニ存候事ニ御座候半、此節廻船之異人ハ格位も高筈之者ニ而、外国人江も初而之

御逢之儀ニも御座候間、乍恐

御美德万国江被為耀候様有御座度奉存候、依之屏宮之至

ニ奉存候得共

御謙讓ヲ以

御接遇被

遊、彼等真実感銘仕候様有御座度、奉懇願事ニ御座候、

文書原寸 縦一四・五糎 横一二九・八糎

一五二三ノ二

一方今支那ニ而は、其帝幼年なるゆへに、いつれ撰政といふもの格別賢明ニ無けれハ、内外共ニ理治なり難き事なるへし、其名は何といふ人にや、四五年前英仏と相戦、敗したる後は、其兵卒をして英の兵法を習ハしむるほとまで前非を悔ひたるよし、しかし今ハ日々に盛になる程の事も不承、さすればやはり、己か国のみ世界第一の教化とゞきたる処と思ひ誤るの輩少なからざるにや、南京城に抛りたる太平洋賊とか申は、既ニ滅したるよし、然るに今ハ又ネンフィ（逆）とか申賊起れるよし也、幾人許りニ相及へるや、俄に鎮圧なり難きほとなるや、支那海に海賊盛なるよし、英国の商船も折々襲はれ候や、魯西亜政府より支那政府ニ使節参り、

電信機テレグラフを設けたき事を掛合たるよし、然るに支那政府にて之を拒みたと聞く、此事ハ何か英仏にて支那政府に勤めて拒ませたる事にも聞たり、実事にや、朝鮮は支那政府に貢を入るゝ国なるよし、貴国の人若朝鮮に参らるゝせつは、支那政府に掛合の上、役人ニ而も相添わすしては暴をも為し可申哉云々、

文書原寸 縦一四・五横 横一二・三横

御尋

一暹羅王兄弟ありて諸事歐羅巴に法擬したるよし、いまた他の亜細亜人の為さぬ事をも既ニ為し始めたる事ありや、安南等其外他の亜細亜独立諸国の形勢承り度、

一五三ノ三

一初而面会、別而悦々敷存候、本国女王も平安ニ候半、

一欧羅巴にてプロイスとオーストリアとの戦争まさ起らんと聞けり、若起らば他の隣国ニも波及なき事能はずとおもへり、如何、

目出度存候、序ヲ以宜敷相通し給度、猶幾久敷実意ヲ以相交リ度存候、

右於磯御茶屋、初而御逢之節

一貴国のアイランドに反逆の徒盛に起り、今アメリカの英領に逃れ去り、其処にて更に大挙せんといふ事なり、

一家来共多人数差出、色々世話ニ預候、何篇可然頼入候と之 御挨拶、

一海外諸国の戦争ニ付、以来日本に利害の関渉する処ありや、たとへはアメリカの戦争の時、其邦の木綿不作

一貴国と表通往来通信いたし度
心願ニ候、領国最寄往来之船、薪水等之敷折は無遠慮
申聞候様、

一 追々諸方江航海、万国普通之道理ニ基キ

一 国家ヲ致開盛度候間、可然汲受、存寄之儀は不差置為相知吳候様、

一 乍太儀、兩日中其方達都合宜敷折、於船中空砲打(付紙)

調練致一見度旨

御望有御座度、

一同断之 御趣ニ而於砂揚場、陸軍調練之

御望有御座度、

一 海陸軍練修旁付、追々指南人等可頼入候間、宜敷相含

吳候様、

右二度目繰々

御逢之節、

一 地球中何れ之國は強盛、何れ之國は衰弱ニ候哉、

一 歐羅巴中何國政事正敷、何國不正ニ候哉、

一 英國官員之序デ、

一同国学校之設ケ、

一同国海軍之規則、

一同国船數、大小砲之數、

一 属国其外江幾艘位ツ、軍艦差出置候哉、

一同国陸軍規則且隊伍之組様、人數之多少、

一 魯西亜之形勢、

一 仏蘭斯之形勢、

一 北亞米利加之形勢、

一支那国之模様、

右等之ケ条

御都合も御座候ハ、

御尋問有之、如何可有御座哉、

文書原寸 縦一六・五糎 横一二〇糎

一五三ノ四

於磯御茶屋

御引請之節、於表

御座之間

御両殿様被遊

御対顔候節、御刀番兩人

文書原寸 縦一四・五糎 横二二〇糎

御後江相扣、御家老兩人・御側役兩人相詰、一通之

御挨拶迄ニ而

一五二三ノ五

御引入、無程鶴之間江

一御領国周囲

二百里

御出座、献立別紙通ニ而御饗応、其折御囃子一番畢而暫

時

一一年之税

五百万兩

御引入、御家老其外其假罷在、異国料理御振舞之節、御

一鹿兒島戸数

二万

囃子二番、又々

一同 人口

十万

御出座、諸肉・酒類一往引取、改而シャンパン酒差立、

一軍兵

十万

御両殿様及客惣人数江コップ飾付御酌いたし、御椅子(椅)ヲ

但差当差出候者

二万

御立、至極

一戰爭之節戦死一人、死亡十人、輕我七八人

御惡意之御挨拶被為在、御主客酒ヲ御用、御茶被下、被

一同節焼家大小

三千戸

下品為致拜見、其より再びタアフル江不相付、御庭并ニ

文書原寸 縦一四・五糎 横三五・三糎

灌水舎・集仙台等拜見被仰付、望岳楼江椅子相設ケ、布

屋ヲ張り、又々

一五二三ノ六

御出座、菓物・菓子・煙草・御茶被下、其折野戦砲・小

一鹿兒島御城下

拾万人

銃調練、其より直様御暇之事、

一同 戸数

式万

一 御領国人口

百万

一 一年之税

五万
一千万両

一 兵卒

十万人

但差当之出軍

式万人

(全文ニ抹消ノ印アリ)

文書原寸 縦一四・五種 横三三・七種

一五三ノ七

一 軍艦ニ而空砲調練之節、別段ニ実丸標の打之儀、

一 於川尻砂揚場、陸軍調練之節、小銃を以の打之儀、

右之通

御望被為 在候而は何様可有之哉、

文書原寸 縦一四・五種 横四〇・五種

〔三四〕 英国公使パークス招待次第書

(包紙ウツ書)
〔遠客参上ニ付御饗応向等之御次第〕

(封紙ウツ書)
〔遠客参上ニ付御饗応向等之御次第〕

遠客参上ニ付、御饗応向等之御次第

一 遠客山川着之上は、則早打を以御届相成筈ニ付、前之

浜廻船之刻限相分次第、掛御家老并掛御用人前刻より

津畑江相待、卸碇候ハ、毎船乗付挨拶相済、

明日 磯

御茶屋江御招請之儀演説有之事、

但乗船は丸木船手当御船奉行受持

祝砲は中原猶介受持

一 着翌日於磯

御茶屋御引受、其節は

御前客船江御乗込、御挨拶相済

御茶屋江御召列之事、

但下町石燈爐通御渡戸口より常盤丸

御乗船、右前廉掛御家老・掛御用人雲行丸江乗付

客船江乗込、右之案内達置、船々手当向祝砲等前

条同断、

一 御前ニは常盤丸より磯

御茶屋江被為

入、遠客拾四人ハッテーラより引続罷出、掛御用人案内ニ而錫御門より罷上、表

御座之間江罷出

御兩殿様被遊

御対顔、一ト通之御挨拶迄ニ而

御引入

但御刀番其外之儀は御次第之通、遠客はミニストル

・アトミラール并通詞シーホールト三人

表御座之間江罷出可申事、

一右拝謁畢而上り口之通、掛御用人案内ニ而、鶴之間御

庭罷通、テーフル之場江相付

御兩殿様ニ茂

御出、日本料理御献立別紙之通ニ而、

御饗応、其折御囃子一番、緩々御對話、終ニ至極

御懇意之御挨拶緩々被為在、

御饗応畢而、兩人江被下品之内、甲冑・御腰物竹之間

江飾付、右を拜見被 仰付、御目録被相渡、右相済、

御庭并觀水榭・集仙台遊歩、拜見畢而望岳樓江椅子設

置、暫時茶水等随意ニ頂戴、夫より大小砲之調練拜見、

御庭江御布屋打調、是又椅子設置、拜見畢而御暇、掛

御家老・掛御用人案内、本船迄送り可申候、

但御茶・御料理夫々御役場受持、望岳樓・觀水榭・

集仙台江東物・茶・水等備置候儀は、上村良阿弥

御布屋打方等は、長谷場与四郎受持、

一右之翌日ミニストル・アトミラール初遠客人拾四人集

成館江招請、御献立之通、西洋料理御馳走、畢而器械

所諸所拜見、御暇之節は掛御用人本船迄送り可申候、

但遠客拾四人

(島津久封) (島津忠濟) (島津忠鑑) (島津久治) (島津忠欽)
悦之助様・真之助様・備後殿・図書殿・英之進殿

(桂) (小松) (新橋)
右衛門殿・帯刀殿・刑部殿・大目付・御側役兩人

掛御用人四人・御軍賦役頭取老人・汾陽次郎右衛

門、合式拾九人、

一淀泊中、強而遊歩之儀願出候ハ、千眼寺辺より永吉

筋、伊敷不動辺迄ニ而茂掛御用人其外掛御役々等案内
仕、帰掛客屋ニ而西洋料理馳走之事、

但石燈爐下より可罷上候間、千石馬場通・柿本寺下

・新上橋通行、

以上、

文書原寸 縦一八種 包紙原寸 縦 三〇種

横一四四種 横三七・二種

二三三 招待英国士官氏名

一 英王殿下ノ全權

ソルヘルリーハハークス

一 アトミラル

キング

一 船将

ジョーンズ

一 指揮役

ブルロック

一 同官

サツテキ

一 同官

ブラー

一 書記役

パンフアールト

セルフエント艦

一 第一等士官

ピュジー

サラミス艦

一 同官

リチアルドス

一 勘定方士官

フキリップス

一 第一等士官

キング

一 隊長

アブリレ

一 書役

ウキリス

一 陸軍士官

エルムホルスト

一 通弁官

ラウタ

一 同官

フランヘシーホルト

一 ゴロウル

文書原寸 縦二纏 横一一纏

三六 英国公使パークス一行招待献立書

(包紙ウツ書)

「遠客参上付御献立」

(封紙ウツ書)

「遠客参上付御献立」

遠客参上付御献立

一 御熨斗

一 御茶

一 御菓子

一 御吸物

一 御掛盃

一 御銚子

一 御肴

一 絵御盃

一 御花三方

一 御銚子

一 御吸物

一 御硯蓋

一 御椀

一 御鉢

一 御鉢

一 御鉢

一 御鉢

紅木工藝

駿河の里

切竹

鯛切日

鱈

鯛刺肉

若はし

錫

水から昆布

花鳥賊

卷鯛

覆茸

稜菜

糟平鯛もやう入

河茸子九年甫入

青粉包狹

芥子蒔

紅白
梨湯手鶏卵

紅花地生
浅草海苔

御鉢

一 御大平皿
藻蟹しんしよ
養松茸
縮緬麩
寿泉海苔

御碗盛之
一 平御井
甘鯛合焼
甘露梅
湯葉香々
酢浸若はし

一 御茶碗
筋豚
糸牛蒡
水昆布
大根
葱辛子

一 御硯蓋
子持熬海鼠
車鰓てり煮
椎茸
金糸昆布あられ入
隠元豆

御料理之内
御五つ目
一 御春かん
鴨
舞草
大明竹之子
水巻蕨
芹

一 御鉢
鱧蒲焼
山椒

一 御吸物
薄火取鱧
初霜昆布
胡椒之粉

一 御井
鶏
新牛蒡いり上

三之御膳
一 御碗
花小多井
神馬藻
柚子

一 御平鉢
鱧海苔卷
小鯛玉子卷
海老切鮓
たて
若はし

一 御吸物
萬打鰓
銀杏
洲のり

三之御膳之内
地紙形
一 御鉢
鱸色付
塩焼
改敷
南天
熊笹

一 御茶碗蒸
熬海鼠
木口芋
木耳
三ツ葉
御猪口たて酢

一 御錫鉢
冷し鯛
素団子
紅団子
專菜
御猪口下地
青筏辛子・柚子
手長鰓
結麩尾藻
片キ桃

御料理之内
一 御坪皿
山吹鱧
ミヤウカ
刻丁子

一 御井
海老
鱧
菊之芽
生姜
付揚

一 御井
海老
鱧
菊之芽
生姜
付揚

一 御吸物 蒸蛤 木の芽

一 御弁 むし章魚 葉山椒

三之御汁 片にし 紅梅

一 御弁 泥亀 いらり上

御間之御菓子 御碗盛 琥珀糖 小倉野 千代結

御料理三汁九菜

御鱧 鯛造り身 白毛大根 紫蘇 若はし 金柑 御汁 家鴨 松露 波牛 菜旁

御香物 味噌漬大根 奈良漬 高な漬

山吹鱈

御坪皿 囊荷 刻丁子 御飯

御二

御平皿 小蒸鯛 しほり海老 重ね松茸 かさね鉄 紫蕨

御汁 鱈御身 焼昆布 ゆず

御大千代久 福多目 針生姜 紅くらげ 甘酢

御三

御地紙形 鱈 色付

改敷 熊笹 御猪口たてす 塩焼

御汁 片にし 紅梅

御碗 花小多井 神馬薬 ゆず

御四ツ目 小鯛 振塩焼

御大皿 御猪口掛塩

御五ツ目

御春かん

かも
舞茸
大明竹之子
水巻麩
せり

御洲浜

一大蒲餅
伊勢蝦
うに焼

御肴 巻玉子

御吸物

熨斗 半弁
青みる ひれ

御掛盃

御盃土器 島台
高砂

御押

鯛
水から昆布花三方
花鳥賊

御茶菓子

紅牛肥
河茸
水栗

御濃茶

御後菓子

相生羹
翁糖
鶴寿糕
最中月
紅吹よせ

御薄茶

御問之御菓子

御煮染

甘露梅
湯葉香々
酔浸若はし

御碗盛

號珀糖
小倉野
千代結

御猪口水御

一 御菓子

菅原羹
西王母

御後段

御千代久水卸

御碗 紅浮麩
八重成下地

御小皿漬大根

御吸物 そぼろ
湯引 多井
紫蘇

御掛盃

御肴 木の葉
蝶葉

以上

文書原寸 縦一八・三寸 包紙原寸 縦 三〇寸

横 三六三寸 横 三七・二寸

三三七 長州再征ニ付各方面ノ情報

(表紙)
「校合未タ」

新聞紙写」

一五二七ノ一

石州今市庄屋上家本嘉左衛門其外より之届書

一 紀州林猪之助様・西山万兵衛様御兩人早追ニ而今朝広島より浜田江御通行、

一 浜田村田季三郎様昼夜通シニ而広島より浜田江御帰り

一 浜田橋本司様一昨廿五日朝、早追ニ而市木より御越被

成候処、又々早追ニ而市木より浜田江御帰り、

一 浜田詰紀州小荷駄方三宅雅人様上下三十人当駅御泊り

先触出来、御人数茂一応御本陣江御落付之処、又々今

夜五ツ時比、市木江御越之事、

一 津和野付御軍目付長谷川久三郎様御儀、長州江御出被

成候之間、御家来式拾六人紀州小荷駄人数五十八人当宿御泊

明朝御立之續り、掛被成候而御泊御座候、明朝御召連御出立、広島江御

帰り御讃談之趣ニ御座候、

一 雲州藤田市右衛門様昨日浜田江被成御越候処、又々今日広島江早追ニ而御帰り、

今度長防御裁許被仰出候御趣意奉畏候、然ルニ末家并家老を始、二国之士民不堪苦心、歎願差出し候由、御採用ニ不相成哉ニも伝承仕候、就而ハ、彼是愚考仕候処、何分諸藩之人心不折合儀と管見仕候事ニも御座候得ハ、昨夏申上候通、天下一般鳴罪之上ニ無之而は仮令雖

台命、衆人奉命之程如何哉と奉心配候、弥干戈を被為促候時ハ、長防二国よりして

皇国之乱緒引起候様可相至、其節乍恐不一方被為惱

宸襟候様可相至、天下治平之御政務被行、被安

天慮候は、御職任之事故、一応御裁許ハ被仰出候得

とも、此上ニも寛大之御所置御再議被仰付、諸藩を始

億兆之万民迄も、聊御徳政安堵候様御英断被為在

度奉存候、斯御討入之際申上候而も奉恐入候得共、
天下之御為黙止、微衷奉言上候、誠恐頓首謹言、

六月四日

(錄須賀齊裕)
松平阿波守

(錄須賀茂韶)
松平淡路守

尾州建白

今度長防 御裁許被仰渡候旨、末家并士民より差出候
書付御差戻し相成、就而ハ、弥問罪之節御差向被遊候
儀、御当然之儀奉存候、尤諸藩尽力四方より討入候ハ
、不日ニ御成功可至、且又是迄激徒之事を取居候内、
一戦之後ハ自ら玉石相分れ、速ニ帰服可仕候間、此期
ニ望ミ、彼是申上候儀ハ過慮之至ニ候得共、万一二州
之人民案外固結致し、急速御誅鋤不被行届候節ハ、大
旗を御進メ可被遊と奉拜察候、抑此度征長之御一挙
幕威御挽回之御勇断と奉伺候へ共、別而御家門・御普
代ニ而ハ、何れもく覺悟申迄も無之候得共、頻年諸
藩奔命ニ勞れ国力難支、況即今物価消耗、諸国水変も

不少、御膝本すら動揺之緒も相見候程之儀ニ而、事宜
ニ寄如何様之禍難を醸し候儀難計、此段深心配仕候間、
仮令戦争隙取候而茂、天時人和を御斟酌之上、暫く討
手兵を息させられ、大旗ハ京撰之間に

根本を御固メ被遊候ハ而は却而力を勞せずして御成功
に可至と奉存候、古より軍を班し時を量り候例ハ数多
有之、乍憚堂々たる幕府、彼二州之者、孤注之勝敗を
御争ひ被遊候儀ハ、無勿体義ニ奉存候、乍去一旦御征
伐之御号令御布告ニ相成候上、御猶予相成候而ハ、天
下之大信を御失ひ被遊、御威光ニも相拘り可申との議
論有之候得共、生民塗炭を被思召、御至誠より被為出
候儀ハ、自然人心感孚仕、努々御威光ニ相拘り申間敷
と奉存候、此後之模様ニ寄、御動座被遊候儀等御再思
被為在候様奉歎願候、右ハ動すれハ姑息之策ニ似寄候
得共、今日之御進退実ニ天下之御大事と奉存候間、吐
露肺腑献言、恐惶敬白、

六月

一五二七ノ二

松平因幡守 (池田慶徳)

長州激徒石州口江討出、津和野通を浜田城下迄致深入
防禦難致儀候間、此程も相達候通、人数急々差出救応
可被致候様、(徳川茂承)紀伊中納言殿被仰聞候間、可得其意候、

松平出羽守 (定安)

同断

右六月十九日夜九ツ時比、(本莊宗秀)伯耆守宿家来呼出し、此者
浜田より援助之御沙汰早々相来候様、願出ニ依而也、

風説書

当月十四日比、武州秩父之内名栗村ニ而、人数五十人
計り集り、近村富家之者相毀チ、夫より右五十人^ノ之者
成木谷と申村方江掛合組入致し候而、其仮差置可申、
左も無之時は、不殘打毀チ可申旨懸念之処、同所之者
も幸ひ之事と徒党ニ加へ入、(飯徳)彼是千人計ニ相成、追々
触廻り無程者万余人ニ而、飯野府町谷品駅迄致乱妨、

夫より川越江押寄凡四五万人近郷辺致横行、大騒動ニ

御座候、是より金子辺并甲州海道宿々相下り、横浜江

押懸候趣風聞ニ付、当地別手組之方々横濱江相詰申候、

且又引又(磨滅、寄ル)□ニ而ハ相始、近辺同様追々多人数ニ相成、

中仙道蕨宿より先は宿々打毀チ、熊谷辺大乱妨之由候、

尤右熊谷へ忍領分ニ付、夫々御固メ人数出張、徒党之者

三四十人程召捕候趣、且又上州桐(磨滅、生カ)□も同様騒立候由、

上総木更津同様、下総流山同様、所々騒動難尽筆紙、

右中仙道之分ハ為御固当地歩兵組出張致候、関八州諸

方共米高ニ付、何分騒敷事ニ御座候趣、風聞承候事、

一五二七ノ三

江戸より来状之写

去月廿八日夜、品河宿遊女屋并米酒渡世之家十七八軒
打毀、廿九日夜又候金杉辺五六軒打毀、夫より芝・田
町・札之辻四五軒同断、

六月二日夜 和泉町 大黒屋六兵衛

右横浜交易屋

同三日夜 堀留 丁子屋銀三郎

同夜 神田 紀伊国や

同四日 所々ニ而打毀之風聞

同五日 本庄三ツ目ニ而卷軒

右之外四ツ谷天龍寺門前、鮫ヶ橋六ヶ所其外所々ニ而
有之候、余ハ委細取調べ可申上御座候、

江戸表より十九日出之書状文中抜写

六月廿四日八ツ時、

一十八日急登城ニ而、武州秩父・八王寺辺悪党共多人数

ニ而、鉄砲武器携へ所々乱妨横行之段注進、其外近国

所々同様之趣、先差向上州岩鼻、関東郡代御陣屋御警

衛として七千石富田鐘太郎・六千石花房近江守御人数

出張、其外別手組・歩兵組繰出しニ相成申候、乍併御

府内先御穩、

一江戸表一条ハ相止候処、両三日前より甲州辺浪士又ハ

悪党共川越城下江押寄戦争、夫より武州八王寺宿之町

屋・村一円、上州相生、下野国佐野宿・柿木宿辺乱妨、

凡五六千人と申事ニ御座候、追々人数相増、横浜江押

寄可申趣ニ而、(頭注ニアリ)「八王寺宿ハ江川邊御支配所ニ御座候間、追々繰出

之由、山越ニ神奈川江向着候之趣も風聞ニ御座候」

御国_ノ之趣常州・下総辺江も徒党人有之、多人数乱妨致

し、御上より追々討手繰出シ御座候、中々手強ク候由、

弥以江戸近国乱妨始り、不善形勢相成、余り御役人方

十露盤江懸り、追々下々乱妨出来申候、横浜ハ夷人之

為メに御固有之由、諸人笑止千万ニ御座候、

芸廿日市ニアル津和野庫屋敷在番之衆より報知之内ニ

一此間水野大炊頭且又竹中丹州、大野口より引取候儀ハ

水野ハ_(頭注ニアリ)「番兵相詰居候由」

行形ニ而は軍威震ひ不申立腹之由候て之事ニ而

候得共、下説ニ付、一向取留無御座候、尤縮候所撓ミ

之方欵と被察候、

一昨夜罷帰候水主之者咄ニ、長兵吉和木江台場を相構候

哉ニ而、尚馬も七十疋と欵差越可申哉之下説仕候、

七月十日

一橋中納言

非常之節、以惣督之辺、九門内家老已下重立候もの十人迄ハ、乗馬不苦候事、

唐門内為御警衛人数二十人迄入込、神嘉殿南方仮屋江可相詰候事、

六月

松平肥後守

非常之節、以守護職之辺、九門内家老已下八人迄ハ、乗馬不苦候事、

六月

松平越中守

非常之節、以役辺
唐門内為御警衛人数二十人迄入込、神嘉殿南方仮屋可相詰候事、

六月

右六月三日從 朝廷被 仰出候由、

浪速ニ而風説ト申ス事、

長防御征伐之儀暫御見合相成、諸藩攻口人数夫々相揃ひ候上、一時ニ御討入相成候御手筈之事之由、

六月廿五日

浪華新聞

一昨日兵庫江仏船一艘と欵二艘相続渡来、同所開港相迫り候趣、昨日板倉侯御応接御下向ニ相成候事、

七月朔日

- 一 (松平頼聰) 高松侯上ノ関口討手応援被蒙仰、昨朔日当地御出船、
- 一 於江戸去月十九日、(大給衆護) 松平縫殿頭様、御老中格被仰付、御老中御懸り可被成御勤旨被仰出、
- 一 (松井康直) 松平周防守様白川江御所替被仰付候事、
- 一 (志精) 水野泉州思召有之、御役御免閉門、
- 一 (阿部正外) 白川侯二万石減地、御所替と申ス、其外ニも沙汰有之様、未タ書取物ハ不相見、
- 一 (稻葉正邦) 淀侯茂近々関東ニ御下向ト申ス説有之、
- 一 (高敷) 藤堂侯御人数三千人程御繰出シ之噂有之、此節銀談最

中ト申候禮、尤君公ニハ御病氣ニ付、御出馬無之候事、

七月二日

申渡覺

阿部豊後(正外)

其方儀御役中不行届之儀有之候ニ付、隠居被仰付蟄居可被罷在候、

御納戸

豊後分知 阿部長太郎(吉太郎カ、阿部正静)
三千石

同断ニ付其方儀先達飯養子ニも相願候義ニ付、家督拾

万石被下、雁の間詰被仰付、奥州棚倉江所替、依之御

納戸御免被成候、

松前伊豆(皇法)

阿部豊後同文言

志摩守カ

又伊豆儀御役中不行届之儀有之ニ付、隠居被仰付、家督之儀其方江被下、柳之間(憲被)追而所替被仰付候、

松平讃岐守(頼朝)

上ノ関口討手被仰付候間、応援之心得(憲被)急速致出張

松平阿波守・松平隱岐守・松平式部大輔・伊達遠江守(頼朝)

奥平大膳大夫・松平内膳正可被申合候、尤為軍目付小堀大学被差遣候間、可被得其意候、

同人

六月廿八日、御懇之上意、御陣羽織御拜領事、

但右出張ニ付、

松平備前守(池田茂政)

脇坂淡路守(安斐)

芸州口一之先討手松平安芸守被成御免候付而ハ、早々出張候様可被致候、尤兼而相達候通、応援之積可被心得候、

得候、

六月

此度京極主膳正事、四国討手之向之為取締被差遣候付

而ハ、指揮之儀も相心得候様、猶又御達シニ相成候旨

御達之趣奉畏候得共、根元若年寄之指揮ニ相隨候訳柄

ニ無之、如此義は御断申上候、以上、

六月八日

松平阿波守

り、御目付之内江罷出、御差函を受可申旨、掛り之与
力大須賀鎌太郎申渡、

書面之趣御無謂之義ニも候得とも、此節柄御都合も

有之、主膳正被差遣候儀ニ付、老中同様ニ相心得、

指揮ニ随ひ可有之事、

一五二七ノ四

外国船主江布告文

長門賊以逆

津田三郎兵衛より聞書

一細川侯先君尊骸、江戸泰蔵寺ニ納メ有之処、此度十有

余年目堀出シ、熊本表江蒸気船を以御引取候事、

右為御迎、出府之役人・側役浅山左内一列、先月伏見

通行之事并江府御屋敷内建家大抵不残引払ひ、持帰り

ニ相成筈、已後暫御出府之心得無之欵、

六月

(信敬)

七月十六日、西町奉行松平大隅守役所より相撲取頭取

呼出、小野川秀五郎其外罷出候処、今般長州一条ニ付

江戸・大坂之内より都合六十人相撰、早々芸州江罷下

大君之命令、日本部内之大名征之期在近、聞貴国之船
泊于下関候而、尚戦闘之地、宜速避之、我政府堅不許
砲撃、無事船、敢告、

慶応二寅年六月日

日本
軍制府

各国船主

以幸便致啓上候、然は去ル八日一番隊之内、拙者并城
織部歩兵一大隊・小筒組一中隊・大砲半座、翔鶴・八
雲其他買船十四五艘、外ニ引船ニ而第八字蔽島を出航、
第四字頃防州久賀港着艦、第五字頃翔鶴、富士山より

及砲発候処、一向応答も無之、海岸之模様遠望致候処、更ニ動揺之儀も無之、尤騎馬武者一騎砲射之中も不厭、徒者四人程引連村内奔走之儀と相見候得共、至而静なる事ニ而、却而一策も可有之哉、御軍艦砲発相迫候間、即上陸可致候処、第七字過ニも相成、時刻移合候付、上陸見合、一同久賀沖碇泊、翌九日ニ上陸可致処風雨端船之不都合、且後隊未着ニも有之、旁見込も有之候間、前島と申久賀近之孤島、民家も式拾軒余も有之、端船座方等之便宜と存候故、前島江致上陸候、十日夕後隊徳山鉦太郎始一同着艦候得共、前島江は上陸不致、十一日払曉久賀江御軍艦より発砲、引続キ第九字頃より鉦太郎始一大隊・小筒一小隊・大砲半座、拙者共上陸、激徒家隠深林より押来り、或ハ潜伏、相応之戦争有之、激徒二人打留、尤当方発砲之火氣并御軍艦より之発砲等移り、民家燃立候間、消防等茂為致候得共、浜手ニ而風雨も強く、存外砲火致し、及黄昏ニ付久賀村ニ滞陣、昨十二日兼而杉山之人数と申合候通、普門

寺ニ逆徒屯集ニ付、(久松勝成)松平隠岐守人数ハ安下庄へ攻入、当手ハ久賀より攻入候積り候、右寺院へ昼後到着之処、右凶徒ハ十一日深夜立退候由、今日屯集之模様篤と探索致し、明十四日猶追討可致様子ニ御座候間、宜御承知云々、

步兵奉行

六月十三日

(勝成)戸田肥後守
(通稱)河野伊ヨ守

(尚志)永井主水正様

大平鉦次郎様

分捕物

一拾又火繩筒 一挺
一中隊小旗 二本
一太鼓 一ツ
一六斤輕加農 一挺
一三斤口 一挺
一手臼砲 一挺

右之品々兵隊ニ而捕上申候間、御承知迄ニ申上候、以
上、

六月廿六日出

拙者惣軍・井伊掃部頭惣軍并陸軍奉行竹中丹後守・御

(直憲)

(重國)

目付大平鉞次郎等兼而打合候通、昨十四日晝、岩国表

江可討入積り、諸手分配、先手原田兵庫・中根善次郎

(貞忠)

両隊之内より物頭建部造酒之助一手并大小砲打方之者

探出、芸州領大竹村下方小瀬川之端江差向、岩国領脇

村へ大砲五六発并小銃打入候処、余程手筈致し候得共、

何分夜中之儀ニ付、敵之動静虚実を伺す、追々兵庫・

善次郎隊繰出し、軍目付建部総次郎ニも出張、陣列を

整候砌、掃部頭先隊も追々繰出し、大竹村地内江陣取、

敵地より大小砲烈敷打入候ニ付、兵庫・善次郎手より

も同様敵地敷場樹間屯集之場処脇村江大小砲夥撃、脇

村全放火之折柄、芸領油見・立戸兩村裏山奥上之方外

一ヶ所合図打揚、賊兵多人数山々々より起立、大小

砲打卸し、追々味方之後山へ相迫り、掃部頭人数之内

江烈敷打懸候ニ付、稠敷砲戦有之、又脇村下方樹間海
辺より大小砲打出し、拙者先手よりも同様打合せ、一

時計及砲戦候内、右大竹・立戸・油見三ヶ村地内より

地雷火相発し、無余儀海辺江転陣、堤際ニ而及烈戦候

得共、三方ニ被囲、死地ニ陥り候、苦戦ニ而器械損亡

も不少候間、一ト先速ニ人数引揚候より他事無之哉之

段、軍目付建部総次郎談之趣も有之候付、運送船ニ為

乗組、兵庫・善次郎一ト先引揚申候、又陸地引揚候銃

隊之内、退候之節、山上之賊徒八九人儘ニ討留候得共、

何分烈敷戦候折柄、地理悪敷故、首級揚不申致繰引候、

尤先勢応援之儀中軍より追而繰出御手筈ニ候得共、山

坂險難之場所柄、里数も懸隔り居候付、先不取敢為援

兵、十三日之夜中軍内より物頭小川弥作一隊并銃隊一

小隊差添小船ニ而為乗次差出候処、上陸之上、先勢と

相加り及砲戦候義ニ御座候、且又往還苦之坂峠江は、

為押御人数差向候処、竹中丹後守ハ家来之者より及示

合置候処、十三日之夜ニ入、苦之坂押之儀、同人数差

出兼候旨、井伊家より断候ニ付、手配人数繰出方之儀、掃部頭より申談有之候間差懸取計を以、旗本より物頭長谷川八郎左衛門組召連、大砲壹挺打方之者共、最早苦戦も濟、人数引払之後、跡ニ到り手合ニ不及引揚申候、且海路よりも陸軍方討入無之、甚以不都合之次第ニ有之候、拙者義へ追々之注進、大野村之内字四十八坂まで致出陣候処、掃部頭より打合も有之、伯耆守殿江事機申達相伺候上、広島表江一ト先引揚申候、尤討死・手負之儀、猶相調へ可申達候得共、此段御届申達候、已上、

六月廿五日

榊原式部大輔

(政敬)

六月廿五日

私儀昨十四日晝より岩国江可討入積出張、(井伊直憲)同姓掃部頭江付属進退任、同人先手之人数及戦争候次第ハ同人より申上候通、賊兵追々本營近く令進撃候付、字四十八坂之要所へ転陣仕、私人數松下源左衛門引率砲戦仕候

中、同人諸隊追々引揚、賊兵も終ニ応し不申ニ付、私人數も相纏め引揚候処、其頃賊兵更ニ相見不申候、私儀も同様一ト先広島へ引揚申候、尤家老耆人手負仕候、委細之儀へ同人より申上候通ニ御座候、云々、

六月十五日

井伊兵部少輔

(直安)

去ル十六日石州口広田峠江陣取相待居候処、長人浜田境目関門迄押寄、津和野関門打破り、奇兵隊千人計り致通行、尤関門江番兵五六人出居候処、三四人即死、漸耆人相助、駕籠ニ而罷帰申候、其後追々近寄報告も次第有之、午ノ刻頃益田之駅江押寄、浜田藩よりも一ノ手広田峠江繰出候ニ付、右藩江打合、人数は裏手より不意勝連寺江押寄、夫々敵重陣取居候処、敵二道より押寄せ遂ニ二手打出し候、一旦致砲戦候得共、彼は万福寺藪之向より打候ニ付、当りも相合不申候、暫時砲戦勝敗不決、敵引退致対陣候事ニ御座候、人数之内別条無之、併和田鎗美右手を被打貫候得共、命之氣遣無

御座、足輕老人少し手負、其外別条無御座、勿論敵今以益田之駆致対陣、何刻尚又砲戦も難計御座候間、嚴重致手当相待候事ニ御座候旨、彼地より申越候間、此段御届申上候、以上、

六月廿五日

阿部主計頭内

大森金左衛門

右近將監様御人数、一ノ手片岡弾正・二ノ手松倉丹後津田村辺江出陣致居候処、当十六日長賊多人数押寄候趣、多田村関門詰より注進有之、阿部主計頭様御人数ハ益田村町外連々御繰出ニ相成、賊勢追々押寄候趣、阿部様陣処より使番を以報し有之、依而丹後手益田辺江出陣致候処、昼四ツ時頃、賊勢多人数押来り、多田村関門江致砲発、関門打破り益田之町へ寄せ来り、同処江阿部様勢江丹後手と双方より発砲致し戦候内、既ニ夜ニ入、互ニ戦を止、野陣致居、翌十七日弾正手も同所へ勢を進め、夫々切所江陣替致し候処江、賊勢襲

来発砲致し、此方よりも頻に打立、程を見合槍を入、稠敷接戦突立之処ニ、賊兵崩れ立、四方江致散乱、樹間家蔭より被打立、山本半弥其外余程討死致し、其節御軍目付三枝刑部様ニも御討死被致候、新手入替之間も無御座、切所江御引取候趣、御在所より被仰越候、此段各様方へ申上候、已上、

六月廿五日

松平右近將監様御内
岡村源次郎

此程御届被申達候井伊掃部頭人数、去ル十四日於芸防国境戦争之節、味方死傷鉄砲疵 隊長貫名筑後・同戸塚左太夫隊大塚与一右衛門敵陣江為使参歸り不申、木俣土佐隊使番竹原七郎平・同曾祢佐十郎討死、戸塚隊戦士只森右衛門鉄砲疵、木俣隊惣領大久保藤助組梅本竹次郎・同西堀才助組中野芳之允討死、陣場方手代小川貫之丞・同戸塚隊惣領吉川軍右衛門組藤田源八郎・同阿手主水隊惣領沢村左

平太組山本金吾鉄砲疵、貫名隊惣領黒柿孫左衛門組一
村由太郎討死、阿手隊旗持中村文太夫・同木俣家来中
村宗太夫手負、北村要助討死、太田利八・同貫名家来宮
川鎗太・戸塚隊軍夫手疵四人・足輕者人貫名隊鉄砲疵
一人、即死一人、

右之通御座候、此段御届可申上旨広島表より申付越候、
已上、

井伊之内

六月

六月十九日芸州発、同廿二日大坂着紀藩書面写

一筆——、芸州口御出張有之候大炊頭殿御本陣大野
村江賊兵より発砲致候ニ付、及接戦候処、勝利相成、
別紙一印之達、御使番岸和田——を以御注進有之、
二印之達、為斥候被遣候御使番松浦——、右両達差
遣候、尤賊兵打取并分捕之品数多有之事故、此段為御
心得申進候、已上、

宇佐美三郎兵衛

六月十九日

渡部主水

別紙

一印

岸和田八十郎

今朝卯ノ上刻、敵方より鉄砲打懸、敵兵凡式万人余、
大野村山手二三丁迄襲来、大体十四五ヶ所より打立候
内、ハントモルチル五六挺ニ而頻ニ打懸候ニ付、大炊頭
殿御備よりも大砲拾式三挺程ニ而山手敵方へ向打懸、
接戦一時半計ニ而、辰ノ刻頃敵方敗走ニ相成候、然処敵
方遊撃隊第六銃隊宇山^卯字作、早速打斃シ、終ニ是討取、
佩刀并ケベール一挺分捕相成候事、右之節、炊一郎隊
中一人字作より手疵を請申候、其外味方討死三四人、
手負七八人有之候趣、尤散乱之敵ハ玖波辺ニ逃去候事、

六月十九日

二印

松浦弥五左衛門

今十九日晝六ツ時頃、大野村北之方山上より頻リニ発

砲、敵兵漸々山麓江下り、大小砲頻りに発し、火矢と

も交へ、雨の如く打出し、味方不意之敵を受候、倉卒

中ニは候得共、踏込力を尽し必死及防戦候処、又々本

街道よりも別ニ一手押寄、民家を焼立砲発打進候処、

味方よりも大小砲頻りに打立、街道江向ケホート二挺、

山麓江向ケ同二挺頻ニ相発候故辟易致候哉、俄ニ兵を

引揚致敗走、首級一・生捕三四人、其外器械色々取残

し有之、分捕致候事、

一敗走之敵間道を相廻り候風聞ニ而、大炊頭殿始御人数

右之道より玖波江押寄候故、別条無之ニ付、此段御注

進申上候様との儀ニ付、一先罷帰り申候、且又御人数

大野江揚取候得は、御目付中より追々可申上との事ニ

御座候、

六月十七日晝七時田之浦・門司・楠原合戦之次第口上

ニ而承り候儀書取、

一 一番手島村志津摩田之浦出張、

一 小荷駄備原主殿同様出張、

一 二番手波田新見新田浦同、

一 小笠原（小笠原貞正）江守様楠原出張、

但此所ハ御先手丈ニ而御戦争有之、本陣迄ハ賊

兵不参候由、

一 小笠原織部殿門司出張、

一 小幸松丸様大里出張、

但此処無事、

一 一番井小荷駄ハ別而防戦相働候由、

賊一人打留、 島村志津摩

但黄色之陣羽織着用、賊打迫候間、小銃ニ而打

留候由、

塚原（昌義）但馬守様付属何某・小倉藩二木入江兩人よ

り聞取、

同一人打留

同二人打留

先手物頭
原新五兵衛

平土
山内武夫

二人寄留

同 二人寄留

同

後藤初太郎

但御自身も深手、陣所江引取相果申候、

同

深手林 源次

討 矢部四郎左衛門

大砲方

深手伴 田健之允

同 藪 道右衛門

已上、一番手

小笠原織部備

物頭

那須何左衛門

同

大池三郎左衛門

大砲方

宿久市之助

御自身も深手、已上、

小笠原織部備

使番

安井賢司

物見之節、伏兵ニ出逢討死、

右之外足輕とも段々武功之由、

兼而御達申置候、為巡邏差遣置候拙者人数、峠村相固

居候処、一昨十八日津田村江激徒八百人計罷越、胸壁

様之所補候形勢ニ付、今午刻比物見之者差出候処、先

方ニも遠見之者出居出会ニ付、打懸候処討洩し、何方

江欵巡弋申候、右ニ付人数繰出^(略)三丁計リ前ヨリ三手

ニ分ケ、凡半時計及防戦候内、一手ハ敵方後へ打廻リ

頻ニ討詰、一ト手ハ山中江分入、是又及砲戦、追々及

追討候処、何れ江散乱致候哉相分不申候、右屯集致居

候草屋四軒破裂彈落候哉、致焼失候間、討取人数怪我

人等之儀ハ取調之上可申上、且又器械損も有之候旨一

先引揚候様申遣候、不取敢此段御届申上置候、以上、

六月廿日

松平伯耆守

昨廿日御届申達候、為巡邏差出置候拙者差出置候拙者^(前之)

矢部已下之人ニ而賊之軍艦打破候由、尤砲発中賊之小銃雨の如く打出候而、右拾三人共戦死介錯之由、乍去軍中第一之働取沙汰候由

人数、峠村要路ニ固メ居候激徒之事情致探索候処、去ル十八日津田村江八百人計罷越候、一昨十九日ハ川津原と申所之山手ニ寄、追々人数相進メ、胸壁様之所造築致シ候由相聞候之旨、彼之要害全備不致候内、不意ニ是より相進ミ可申と申合、昨廿日午ノ中刻比、急備之時刻を物見之者を先ニ進メ、引続味方之人数を進め候処、既ニ敵地近く及び、彼物見ニ出会候ニ付、味方物見之者直ニ馬上筒を以一発致候処、討泄し候得共、大ニ狼狽いたし、何れへ逃去候哉、相分り不申候、無程人数を三手ニ分、山手ニ向ヶ前左右より打入、及砲戦申候、其内味方之大砲利を得候事哉、敵より打出す砲声少しく相成候内、右三手ニ分候内、一手敵之横より顯出打出候処、敵ハ追々逃去候付、兵士鎧入仕候、今一手之兵ハ敵之後江打廻り、逃去候跡より打出申候ニ付、敵兵散乱仕候、右屯集之薬屋焼弾之為に候哉、致焼失候、素より敵之地理を弁へ、人数多少を明ニ知候而進ミ候儀ニは無之候付、何分味方少人数之儀、若

し敵之別手ニ後を絶チキラレ候義も有之候而ハ及難渋候付、打首分捕等を禁、打捨候俣速ニ引揚申候、討取人数・討死・怪我人等之儀ハ、別紙之通御座候付、此段御届申置候、

六月廿一日

同

別紙

六月廿日芸州中津原屯集之激徒討取・伯耆守家来討死

・手負左之通、

一討取三拾五人

右之外大小砲ニ而討取候分相分不申、

一手負左之通、

鉄砲班 武具奉行
深手 湊 孝治

同 同
同 岡本 直

同 河野 藤治

同 同
同 平田友藏

同 吉田房藏

同 同
小筒 駄方
浅手 中村種七

同原 民衛

徒士
討死 松尾兵次

浅手楠 平治

足輕
鉄砲班 角田瀧作
深手

同 鼓手
有志三七

右之通ニ御座候、以上、

戸田侯より届書

助三郎家来去州江出張之者より、別紙之通於彼地松平伯耆守様江御届申上候旨、尤官糧御荷物御別条無

御座趣申越候、此段御届申上候、以上、

戸田助三郎家来
伊藤彦兵衛

今既卯ノ下刻、玖波辺山林ニ而二ヶ所火ノ手相見江候付、早速人数相揃へ模様相伺候処、西北山々より闇之

声を発し、兵糧御焚し所并陣所々々江鉄砲夥敷打懸候付、大小砲を以相防候処、敵軍より棒火矢ニ而放火致し、一端之勢猛烈候得共、大小砲を以散々に打立追退申候、彼是殺傷之儀ハ未タ不相分候へ共、不取敢此段先御届申上候、以上、

六月十九日

戸田助三郎家来
戸田権之助

冊子原寸 縦二四・五糎 横一七・五糎 三六枚

三六 オースタリアイタリア戦争新聞記事

新聞

オースタリア イタリア大戦

イタリア敗蹟プリンス・アマードユス・ジネラル・

セレール傷ヲ被ムル、

リウトルス電機信 フェニス 土曜日

オースタリア軍ノ報知ニ、此朝イタリア軍ゴイトニ近

クミンシヲ河ヲ渡リ、緩々ロフルベラーニ進ム、

ゴイト 土曜日

イタリア軍此日オースタリア兵ノ拒絶ナクシテ、ミンシ
ヲ河ヲ渡ル、

フェロナ 土曜日 十字

午後二字、オースタリアノブリガード隊兵ヲ損セズフェ
ロナノ外堡ニ到ル、然レトモイタリア騎兵ノ為ニ撃レ、
之ヲ攻ルコトヲナサズ、

イタリヤ兵ミンシヲ河ノ両浜ヲベスチラーニ向テ進ミ、
其外堡ヨリ砲撃セラル、

キエルポー河名ナルベシノ準備ヨリ計較シテ、此夜シアルデイ

ニ名ポレセルラノ辺ニ橋ヲ架ントス、

フェロナ 日曜日 午後二字

朝ヨリイタリアトオースタリア大戦アリ、イタリア軍已
ニ両翼ヲ撃タル、戦ハ猶止ズ、

ベルン 日曜日

オースタリア兵ステルフヒヲノ高隆ナル所ニ在リ、ガリ
バルディハガルダア湖ノ傍ニ在リ、

イタリヤ本陣 日曜日 夕

フェロナノ外面ニ於テ、殆ント終日烈シキ合戦アリ、
第一兵隊フェロナトベスチラーノ際ノ地ヲ得ント欲シテ果
サズ、

第二・第三兵隊、第一兵隊ノ難戦ヲ救フコト能ハズ、第
二・第三兵隊事ナシ、

プレスシヤ 月曜日

前日、イタリア第一兵隊ベスチラーノ辺オースタリアノ陣
ヲ襲フ、セレールノ一隊大ニ敗レ、大将セレール傷ヲ被
ムル、

戦果テズ、イタリア兵遂ニ陣ヲ守テ出ズ、以テ戦不利ト
定ム、プリンス・アマディウス少シク傷ヲ被ムリ、プレ
シアニ到ル、

ミラン 月曜日

オースタリアノ兵隊、前夜ステルフヒヲパスヨリ下リ、
ボルミヲノ地ヲ得タリ、

パリス 日曜日

此朝ノ報知ニ云フ、イタリア軍前日朝ミンシヲ渡リ、

ゴイト・ファレツギヲ・コルテロンヲ得タリ、

イタリア郷兵、コモニ在ル者、ロツコヲ過キタイロルニ
行ク、

又云フ、ハノフリエン兵ブルシアノ兵ニ囲マレ、遂ニ之
ヲ避テメイニンヘンノ地ニ到ルコトヲ得タリ、

オースタリア官家ノ報知

オースタリア本陣 日曜日 第六月廿四日

アルキデユーク、アルブレクト、左ノ書ヲ帝ニ呈ス、此
日我軍ミンシヲニ進ム間、キング・ウキクトル、イムマ
ニユールノ指揮ノ兵ニ襲ハル、

我兵襲フテモンテフヘントヲ得タリ、午後五字ノ戦ノ終
ニコストツザヲ得タリ、

我兵多ク敵砲ヲ奪ヒ、敵兵ヲ擒ニシ、大ニ勇威ヲ顯ハス、
キング、ミンシヲノ兵三隊及予備兵ヲ襲撃ニ用フ、

プリンス・アマデユース及ヒ数多ノ將帥傷ヲ被ムル、
敵兵漸次ニ放火ノ下ニ到ルカ如ク見ユル、

コロツユウ 月曜日

前日、ブルシアノ騎兵二隊及歩兵、ガリシヤノオスウキ
ーンシンノ城市ヲ襲ヒ、八人討死シ数人傷ヲ被ムリ、敗
シテ退ク、

オースタリア敗ナシ、

オースタリア官家報知 第二

セルベール、オースタリア本陣 第六月廿五日

帝ノ兵隊烈戦ノ後、遂ニ諸方ニ於テ敵ヲ撃ツ、我兵死亡
少ナカラズ、

コスタツザヲ敵ニ襲ハレ、其所ノ前面ニ於テ一戦アリ、
イタリア兵二千人擒トナル、 兵隊振フ、

同 第三

戦砲舟六艘ヲ以テ、ゴディガルダニ在ルオースタリアノ
北水軍、ロムバルト浜ノ敵ノ堡障ヲ砲撃ス、我兵オース
敗ナシ、

本月廿三日、敵兵ホールセルラノ下諸方ヨリ、
ポローヲ渡
ル、
地名 河名

帝ノ兵退キ、又コルタロン戦隊ニ到リ之ヲ撃退ケ、多ク
擒獲ス、

ウインナ 第六月廿五日 十一字四十分

アルキデューク・アルブレチエツト、前夕ゼルベールヨ
リ電信左ノ如シ、

帝ノ軍平明フエロナヨリ離レ、サギユスシナ・ソマ・ソ
ムマケムバクナニ進ム所ノ敵ノ縦隊ヲ襲フ、

帝ノ兵隊諸方ヨリ敵ヲ返撃シテ大ニ血戦ス、遂ニコスタ
ツザヲ侵取シ、惣軍極メテ勇戦シ、多クノ砲及ヒ二千可^{バカ}

ノ擒ヲ獲テ大ニ勇ム、
本月廿三日、メンチアノ備兵出テ敵兵ヲ襲ヒ撃チ、擒ヲ
得タリ、

イタリア退軍

アルチデューク左ノ電信ヲ得ル、今朝ト記ス、
我兵敵ヲ追ヒ退ケ、前夕再ヒミンシヲ河ヲ渡ル、帝ノ兵

大ニ振フ、前日ノ戦ヲコストツザノ戦ト称ス、

ガリシヤニ在ルブルシヤ兵

カラコウ 第六月廿五日 夕

此夕ノ報知ニ云フ、フルシア兵ノボヘミヤニ進ムハジネ
ラル ベネデツキノシレシヤニ入ルヲ妨ルナルベシ、不
遠果シテボヘミヤニ戦アルベシ、

廿二日、ブレイトンフホルトトサントリンベルノ戦、プ
ルシア勝利アリ、

ヘスセノイレクトル北ニ送ラレ、ベルリンヲ過ク、プル
シヤノキンク、自己ノ意ヲ以テステツテイン・コーニク
スベルクノ二城ヲ置ク、

フロレンス 第六月廿五日

廿三日、イタリア海軍タレントヲ去ル、其故ヲ知ラズ、

ベルリン 第六月廿五日

ブルシア軍三隊、プリンス・ロイエル、同フレデリッ
ク・チャルレス、ジネラル・ヘルワルツ之二將トシテボ
ヘミヤニ進ム、今日ニ至ルマデ真ノ合戦ナシ、

レイチエンベツチ 第六月廿三日

ブルシア・ホスサルス・マグデボルク・レジメント名隊ブ

ランデンボルク・デレグーン隊、

オースタリア、ラデツキ・リクテンスティーン・ホスサル
スノ際ニ小戦アリ、

プルシア、リウテネント、メジョルレイクト傷ヲ被ムル、
敵兵擒ヲ捨ツ、

エイスナク・ゴツタノ際、プルシアノ戦隊ヲ突破ルタメ
ニ暴戦アリ、

第二暴戦ハ本月廿五日朝八字ヲ限り、和議整フタルニ又
之ヲ破リ、却テプルシア歩兵第四レジメントノ為ニ撃タ
ル、プルシア兵敗ナシ、只ハノフリエン兵数個傷ヲ被ム
ル、

冊子原寸 縦二四・七糎 横一七・五糎 六枚

一五九 大島郡、芸州小瀉口、浅原口、豊前小倉

口、石州浜田口ニ於ケル長州側戦記

合二冊

一五二九ノ一

去月十五日朝六ツ半前、井之村より中谷・国司二中隊

精銳隊、臼砲隊、火矢隊共押出シ、折居口より林秀次
郎・福岡求馬二中隊・清末一小隊押出ス、

但略図之通、臼砲三丁半位之処より打出候処、敵

始而我攻登るを知ル、答砲

應城

相分候、

暫して一二発打出ス、其猶予ノ間ニ脱走用意致シ

候事、

精銳隊・国司中隊等殊之外進戦、四時落去、国司中

隊・清末中隊・精銳隊直様宿陣、其他ハ各地江引取

候、此日ハ小銳一人五六発宛之事、

同月十六日朝六半時、大麻山より国司中隊・精銳隊・

清末一小隊、臼砲一門押出シ、折合口海辺より福岡・

林二中隊、福原内蔵之丞病氣、司令高杉弁蔵小隊押出、

三口より銃戦、大概二丁より五丁位之距離ニテ装条銃

狙撃にて好シ、敵も昨日之大麻と違ひ、大砲・小銃等

数百発打出し苦戦、身方手負清末小隊一人計、敵討死

・手負等多分有之候事、午九時周布川を渡、大砲等分

捕、

米利堅砲

五門

白砲

(磨滅)
□門□ 一三門

其他米・甲冑等數百

一 老人ニ而小銃二十發位打候事、

一 紀州之安藤(直卷)は出張中人民を苦め候様子にて、一統悪む

事甚し、長浜辺之者ハ竹槍を以、紀州敗走兵を逐(磨滅)

一 人家焼失三軒、一人江紀州糧米分捕之分四俵宛遣候事、

但味方より火を消し候手伝致候事、

一 此辺人民路傍ニ手を合せ長州神様と申位ニ大ニ帰服、

是ハ安藤兵之余り粗暴ナリシヲ以然り、

一 浜田より別紙之通止戦応接頼越候、直様砲発相止メ、

敵肅ニして宿陣、浜田・因・備応接を相待候事、

七月十七日

寅七月十五日夜、浜田より打居出張場迄差越候書

面、

但先日遣候返答、

去ル十二日付御札今日昼後相達拝見候、就而ハ素より

於貴国聊私怨無御座候付、一卜先止戦御応接申度儀御座候間、此段篤と御領承被下、尤場所之儀ハ取極、明日早々可得貴意候、以上、

尚々、諸所江御出張有之候由ニ付、西村通り并内村通り両道江本書差出候間、諸手御出張江茂早々御通可被下候、尤御応接之儀ハ因州様を初出張之向江も申通し置候間、夫迄之処止戦之儀御承知可被下候、

状箱入

石州口	浜田
御出張中様	重役共

七月十六日、紀州安藤敗走後、浜田より差越候書

面津間先手第一大隊福岡求馬中隊式番小隊司令祖

武金八請取之、八時也、

昨日御達申上置候通、暫く止戦御応接申度、尤場所之儀、今日取極可得貴意之処、右御領承被下候哉、否之

処相分兼候ニ付、一ト先御出張御出先江為御問合如此御座候、以上、

七月十六日

浜田重役共

石州路

長防御藩

御出張中様

右返書但去ル十二日着之書状ハ今十六日朝周布江攻懸候時相通候付、不及返答候事、

昨今御両書之趣、唯今致承知候、然ハ一ト先止戦御心接被成度由ニ付、一軍門田村滞陣罷在候間、御場所之処、今日中御申越可被下候、為其如此御座候、以上、

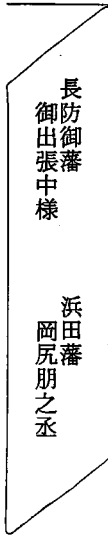
七月十六日八時

浜田藩

御重役中様

長防

士民中



御手紙拝見仕候、然ハ一ト先止戦御心接之儀被仰下、

拜承仕候、尤差急キ御心接仕度奉存候間、今日御差支無御座候ハ、私忝騎ニ而周布村彦右衛門と申者之宅江罷越候間、此段御許容可被下候、右要旨御伺申上度如此御座候、謹白、

七月十六日

右返答

御書面之趣承知仕候、然ハ拙者共周布村庄屋大谷藤一郎方江滞陣致御待候間、乍御苦勞御出可被下候、以上、

七月十六日

岡尻——様

同夜六半前岡尻朋之丞忝騎ニ而罷越候間、周布川橋江二小队迎ニ出申候、本陣迄警衛罷越候、

岡尻口上

先年攘夷以来御藩とハ御親ミ申上候処、今日之次第残念千万に御座候云々、

我

先年来、幕府之不条理且近比ニ至候而ハ、拘留大島郡
一条を以無余儀義兵を揚ケ、終ニ御領内ニ進入、己ニ
益田戦争之時ハ、御藩御家中御戦死等も有之由、無余
儀参り掛りとハ乍申、御氣之毒ニ至候得とも、対貴藩
御怨申上候義ハ決而無御座候云々、

我

御応接被成度御様子ニ付、致滞陣候処、貴公様御使番
役之儀ニ付、御咄申候儀不相成、何卒御家老御出被下
候ハ、御国論を承り、私共是迄之次第逐一可致御咄
候云々、

彼

浜田江帰、早速評儀之上可及御答候、

我

止戦と被仰越候上、仮令諸藩たり共、御領内におゐて
砲発有之時ハ、屹度御旨意承り可申候間、此段御心得
可被下候、

彼

御答同前

同

備前・因州御藩も諸君様御応接被致度様子、如何可被
仰付哉、

我

備前・因共御乞合有之候ハ、何時も御応接可致候、時
日相延候ハ、断然相断申候、

十八日之報知廿日午時到着左之通、

一十七日、浜田藩久松寛右衛門御用人為応接罷越候間、

士民一統之議論申述候処、一言半句も無之、只管恐怖
之体ニ付、左之二ヶ条を書取にして渡候、

一御城下江入込之諸兵、来ル廿日迄ニ引取候事、

一尊藩御趣旨之所向、逐一御書記可被下候事、

一十八日、彼方より物音無之候付、昨日之書面御答、今

日四半時迄可被仰越候様申上候処、如何之御様子ニ御

座候哉、追付期限時刻ニも相成候ニ付、為念得御意候
段書中を以久松寛右衛門・岡尻朋之允江申越候処、慥
ニ請取候との事、

一同日朝四時、浜田表江当り煙焰漲天、頻リニ砲声も相
聞候間、為探索使役差出候処、家中屋敷并市中共焼立、
已ニ城中可及延焼勢之由、兼而決議之上之事ニ可有之、
昨夜中、左之沙汰相成候由、

今日四時より御城并市中不残焼払ニ付而、覚悟可
致且太守御城下御立除被成候間、御供仕度者は可
罷越、残度者ハ勝手次第之事、

浜田侯は、昨日蒸気船ニ而因州江御引越之由相聞候、
浜城攻撃は合議之上ニも堅く相戒有之候処、多分恐怖
心よりして焼去候事ニ付、致方無御座候云々、

冊子原寸 縦三三種 横一七種 九枚

一五一九ノ二

大島郡侵掠概略并恢復戦記

六月七日巳刻日ノ丸徽号之蒸気船一艘、熊毛郡室津瀬
戸口江来り発砲し、直様大島郡安下庄江艘行、^(船)数発砲
撃、翌八日未明同郡油宇村へ襲来、大砲数発人家江打
込、婦人小兒を撃殺し、猶商船拾艘ニ乗組百五拾人計
揚陸、夫より再び安下庄沖江向ひ、海岸民家を砲撃、
退航ニ及候処、申刻又々芸州地より蒸気船四艘・商船
四艘、久賀村へ向乗入、数十発砲撃し、同所前島へ繫
船、九日蒸気船式艘襲来、式発及砲発、上筋へ向艘出、
商船五六拾艘前島ニ繫船、不及戦、十一日ニ到り蒸気
船式艘・商船五六拾艘、安下庄へ襲来、久賀村へも蒸
気船四艘・商船五六拾艘を率ひ、頻ニ砲撃ニ及候得共、
素より孤島平日兵備とも無之付、連日其凌辱侵掠を恣
ニせしめ、土人切齒のみニ罷居候所、遂ニ銃隊揚陸之
勢ニ付、土人座して其禍を受るニ不堪、壮丁相率ひ、
狼卒相混し、僅五六拾人、処々ニ而防戦之処、衆寡強
弱相敵せざるは勿論之事ニ而、暫時ニ敗走、討死四人
手負拾七人ニ及候所、勝ニ乘し、火を久賀・安下庄両

村江放ち人家ニ乱入、畜財・食料・衣服・器物等を奪取、乱妨之次第云云、土人恐怖、大半隣村へ逃隠れ、婦女老幼は山谷ニ相転し、実ニ惨毒之至之由、飛檄暫も不止、折柄芸州表へ幕達其外之次第振何とも不信心得事候間、二国士民議決罷在候故、別而国内危難相救わずしては不相叶事ニ付、援兵として第二奇兵隊・浩武隊村上一手、大野・浦・清水を加、諸手之兵十四日より追々渡海、屋代へ陣を取、連日戦争ニ及ぶ、其略記如左、

第一戦、幕兵同前村普門寺屯聚之由ニ付、十五日まで第二奇兵隊・清水一手、間道より普門寺之後ニ出、急ニ進撃致候義、敵兵大ニ狼狽ニ付、一時ニ乗取一応帰陣、棕野奥碇ヶ峠へは浦・村上其外諸手之勢相進ミ、歩兵組之砲撃、山上を乗取、土人共左右之山より大石を顛はし候処、敵兵大ニ氣を失ひ大崩ニ相成候故、久賀まで追撃凱陣、

第二戦、十六日午時より石観音・清水峠、第二奇兵隊

浩武隊・大野一手・清水一手其外諸兵相加り押出し、先山上を取切、烈しく打下候処、松山勢遂ニ支兼、安下庄へ向敗走致候を心痛く尾撃致候付、弥大崩と相成陸地ニは止り得ず、船ニ打乗り數十之兵船悉く松山江向け逃帰る、棕野・国木台へハ村上一手、三丘一手其外諸勢相加り、申ノ刻迄相戦、為暮引揚野陣、

第三戦、十七日久賀村山上三ツ石峠之敵兵充満之由ニ而、第二奇兵隊・浩武隊・三丘一手・大野同・浦同・村上同・清水同・其外諸兵、巳ノ刻^(暮)押寄、激戦時を移し、未ノ刻遂ニ山麓へ追下し、直ちニ進て久賀ニ攻寄、村上一手は山麓を向へ廻り、頻ニ挟撃致候処、敵兵余程周進と相見、本船・蒸氣二艘より大砲を連撃^(響)接致候得共、味方益迫戦、遂ニ同所松原仮陣屋まで追込み、猶も激戦不止、此時夜戌刻ニ及候処、軍艦より頻ニ鉦打鳴し船江引揚候付、味方も鉦を打、互ニ兵を収め、三ツ石村へ宿陣、十八日ハ前夜之勞を以て空敷打過候処、十九日朝敵船四艘、内老艘帆船、商船拾五六

艘久賀へ碇泊、西掠野山手并東

(磨滅)

江人数差出置、

海辺民家へ立入、家財・耕具・野菜等大抵奪取、鶏・牛を屠り、殊ニ土人六七人を屋中へ縛付、四方より火を放ち、急ニ舟ニ打乗、諸勢悉く芸州地引退、味方出張致候得共、最早纜を解処ニ而、空敷切齒する計ニ有之、已上数日之合戦、生捕松山藩岩岡己之助以下十一人、打取ところ松山士官長沼吉介・田中某・松本定右衛門以下十四人、其外無名之死骸数十人、分取仏蘭砲二門・臼砲六門并小銃・和様大砲、以下甲冑・刀槍・雜具等余分有之、外ニ生捕小者・水夫等拾六人、悉く松山領へ護送す、味方打死三人・手負式拾余人、

芸州小瀨口第一戦略記

井伊・榊原両家之兵、玖波・小瀨ニ充滿し、先九ノ坂油宇海・大竹之間、数千人操込ミ、新湊・小瀨両口江進入之由相聞候付、六月十四日遊撃軍・衝擊隊・岩国勢相合し、早天より発向し、小瀨境を過ぎ遊撃軍山手、

ニ分れ、第一陣九ノ坂ニ向ひ、第二陣立戸山間道より、第三陣大竹口へ進ミ、中軍中津原ニ陣し、衝擊隊・岩国勢暫く遊軍となる、諸口卯ノ刻より砲戦相始候処、就中大竹口敵兵

(磨滅)

接戦勝敗未決、依而兵を分て山

(磨滅)

衝撃隊

(磨滅)

進て、又一方之山ニ登り三方より進撃、敵兵次第ニ色めき候処、岩国勢同しく内地山より大砲を打おろし、猶も間道進入之諸隊其後面江出候故、忽大崩となり、大竹口・油宇海本陣も堪へ兼、悉宮島をさして逃渡る、一陣ハ九ノ坂江押寄坂嶺ニ登るや否、彦根勢迎戦候得共、暫時乗取敵兵小瀨ニ充滿之由ニ付、中軍並進む、此時大竹既ニ一面之火となりしかハ、我兵弥勢を得、纜之巖・絶壁の嫌なく急進戦す、敵は益狼狽し、絶而拒戦之氣勢なく、軍路難還之折柄、忽ち小瀨千余之人家、猛火盛ニ起りけれハ、風を望んで敗走し、両所之敗兵海浜ニ相湊ひ、舟を争ひ覆没し、或ハ鱸なき者小銃を以て船を撐き、又ハ船なきニ海中江逃込ミ、出没浮沈するもの幾百人を不知、遂ニ進ん

て久波ニ至る、是又敵兵既ニ散せし故、番兵を置き、小瀧ニ滞陣す、此日分取りアメリカホート十二封度以下大砲十余門、糧米一千俵余、其他器械枚挙ニ不遑、味方手負僅四人計り、

小瀧口第二戰略記

紀州勢大野・廿日市之間ニ屯聚、進戦之形勢ニ付、六月十九日遊撃軍一手并大砲隊・干城隊・第一第四大隊各二中隊、四十八坂より大手ニ進ミ、遊撃軍一手・衝撃隊・岩国勢松ヶ原より搦手ニ向ひ、大手之兵早天大野ニ至る、敵兵凡千四五百計り、互ニ砲撃相挑候内、遂ニ敵陣備乱れ陣を焼て引退候、味方後陣入替り尾撃頻リニ進候処、折柄応援と相見江、蒸気船一艘宮島辺より渡来、且敵兵左右之山ニ抛り、連砲放下する事雨之如く、味方大隊其ためニ沮まれ難進故、散兵となり相戦ふ処、追々疲労も加り、前路も一向ニ進撃してハ味方を損すへき形勢ニ付、兵を班めて引退く、搦手頻

リニ敵を破り進戦、遂ニ短兵相接し中ニ茂後藤某は強き敵一人を斬り、一人を組伏せ、益田某大刀を以て衆人之中江馳入、七八人を薙倒し、其外各死力を奮ひ縦横血戦ニ而、敵方これか為ニ多く死傷す、且両処共我が砲丸ニ中るもの其数を不知、大手間取るを以、同しく兵を収めて四ツ時帰陣、此日味方打死三人・手負拾四人ニ及ぶ、

小瀧口三戰略記

六月廿五日重而大野ニ打向ふ、大手之遊撃軍一手・大砲隊・岩国勢一隊、搦手は遊撃一手・大砲隊・第四大隊二中隊、津田口は第一大隊二中隊且第二大隊之一手間道ニ備へ遊撃諸大隊・岩国勢玖波、小瀧ニ屯聚、三道之兵並進み、卯刻四十八坂を越へ、麓道絶所より砲戦数刻ニ及び、遂ニ打崩し敵陣と入替り、大野近く攻寄候処、近日大野江砲台を築き守禦之備、最嚴重ニ相見候得共、今日ハ必死大野を乗取らんと各男を奮勇ひ進

七月十九日記之

浅原口第一戦略記

戦、味方ハ山上より先き下りニ狙撃し、敵ハ正下ニ而防戦故、敵方之死傷多分ニ相見へ、今一際ニ而台場も乗取へく覚(唐滅)、敵も此所を専ら相守り、一入苦戦を極め、且宮島より船之往来を織るか如く、数度怯兵を入替へ、死傷を不省防戦、再ひ勢を立直し候付、急ニ攻落へき様も不相見、此時午下刻ニ及候故、再拳を期し一先兵を引揚ケ玖波江着陣候処、大野之勢危急之故を以て宮島より応援として蒸気船一艘玖波・小湊之間へ進入、砲撃致候得とも、留衛人数兼而手組を(唐滅)り、鳴を鎮めて相待候処、敵も計あるを疑るや、直様退船候付、諸勢小湊ニ滞陣す、此日最激戦ニ而味方も打死六人・手負拾八人ニ及ぶ、

一前記三戦後、七月十三日進戦、是非大野口乗廻手組ニ而斥候差出候処、敵兵引取候、友田・津田峠・松ヶ原辺江芸州勢入代り(唐滅)及応援候処引揚候都合ニ相決し候付、小方屯集之人数松ヶ原辺江繰出、亀尾川口進入之人数友田辺江出張之手筈なり、

芸地峠村江敵兵屯集之由相聞候付、六月十九日膺懲隊之内、先鋒一小隊益田孫越一手之内一小隊并土兵少々相加り、斥候旁津田村罷越、廿日愼ケ峠辺江台場繩張等致居候処、敵兵俄ニ友田口より襲来、頻りニ大砲打掛候故、味方は小銃を以て相迎へ、互ニ相進ミ、津田村之内十王堂(唐滅)処にて激戦ニ相成、敵兵は松平伯州手勢并別手組と相見へ、凡其勢三百余、双方弥迫寄、遂ニ短兵接戦ニ及び、数人を撃殺し、頗る勢ニ乗候処、敵兵左右之山ニ抛り、烈敷打下し候故、味方僅之兵左右ニ当り地之利宜を不得、別而苦戦ニ而兵卒も疲労ニ付、折敷(唐滅)敵方も砲発相絶候ニ付、一先亀尾川迄引退候、分捕小銃四挺・刀壱本、此日討死五人・二人深入不帰、手負三人、

小倉口第一戦略記

馬関口敵兵進入之模様相見候付、我より先せんことを商議し、六月十七日暁海軍丙寅船を始とし五艦、陸軍奇兵隊大隊砲隊惣管山内梅三郎一手・長府報国隊一同進向之手筈ニ而、丙寅船ハ癸亥・丙辰兩艦を率き田浦ニ向ひ、乙丑船は庚申艦を率き文字浦ニ進み、陸軍ニ手ニ別れ^(船名)卯刻^(船名)所五艘軍艦砲戦相始め、彼よりも防撃之処、文字浦は暫時ニ砲台打破り、乙丑船帰関、庚申艦投碇、陸軍奇兵隊一手・山内一手・報国隊一手揚陸、田浦は小笠原^(島名)近江守管轄地之由ニ而、苦戦之状頗不常癸亥艦共砲丸を請け、士官一人討死す、就中乱丸を犯し丙寅船進戦し、陸軍輕舸を飛し、報国隊一手は田浦東之方より揚陸し、奇兵隊一手は壇之浦より文字之後へ渡り、左右より田浦本陣へ殺到し其間二三間ニ攻寄候処、本陣こらへ兼、風を望て敗走す、同時海上よりは三艦并ひ進ミ、敵船二百余艘を焼払、時ニ已上刻なり、火勢人家ニ蔓延し、炎燄天ニ漲り、敵兵前

後に途を失ひ、死傷不知數、甲冑兵地上に充満し、遂に一人之影なきニ付、三艦先馬関へ歸り、再ひ丙寅船陸軍と文字浦ニ相進候処、是又敵兵既ニ潰散之後ニ而両村亦一円之火となる、此日兩所ニ得る大礮三拾余門、諸勢遂に馬関江凱陣候付、丙寅船・庚申艦を率き、後殿之味方を点検するに、陸兵討死僅四人、海軍一人、手負兩軍拾三人と云、

小倉口第二戦略記

七月三日海陸進戦之為、夜ニ乘し陸軍奇兵隊山内一手長府小隊并報国隊、兵を潜めて文字関ニ伏せ、高田謙之助一手彦島ニ赴き応援をなす、号砲一声を合図に彦島山上・弟子島等より大里砲台へ向頻に連撃ニ及候、^{彼処よりも}突撃此時天明に赴かんとす、文字関潜伏之陸軍ニ手に別れ、追手・搦手兩道より大里ニ向ふ、追手之兵間道進行、其内奇正を分ち、報国隊を正兵とし、海浜より押出し、奇兵隊山内小隊を奇兵とし、山手に沿ふて進み、大里

ニ差掛候処、敵兵野戰砲台を設け、三所相扱ひ、大小砲を連撃すること雨の如く、互に苦戦雌雄未決、我兵急に整列を變し、散兵隊^(濶)急ニ鼓を鳴して無二無三に衝突せしかへ、敵兵遂ニ堪兼砲台を捨、大里を越へ松林之間に扱ひ、時ニ大里一面之火となる、我兵北を逐ひ火燄を衝き、進而松林に迫り、短兵を以て相接し、無難追崩す、後陣入替り台場に滞陣ス、搦手奇兵隊嶮岨を越へ、三里之道程を歴処之戰爭、已刻同じく大里へ進入、中軍文字関へ渡海、田之浦・桜峠等之後援ニ備ふ、海軍ハ丙寅船彦島之砲声を合図に直ちニ大里ニ向ひ砲撃、陸軍之勢を助く、陸軍勝に乗するを見て再び丙辰船を率き来り、大里沖に碇し置、猶も地方近く進候処、幕船三艘小倉沖より襲来ニ付、方向を改め、丙辰と左右に備へ、富士艦シントウ艦と砲戦、シントウ艦遂に引退候付、丙辰船大里沖より東へ廻馳し投碇せしむ時ニ、庚申艦弟子島沖ニ進み幕艦昇鶴丸と戦ふ、暫時にして昇鶴丸引退き、富士艦進み来候故

丙辰船これを迎へ、頗る激戦之処、是処無程引退く、依而陸軍午刻振驗し候哉、馬関に歸る、此日陸戦分取大砲十余門、味方討死四人、手負拾六人、

浜田口第一戦略記

六月十五日夜半、大手之勢土床口より南園隊を先鋒にし、第一二大隊各二中隊・精銳隊・清末一手相継ぎ、石州浜田へ向ひ、搦手は清末育英隊・御神本一手、海路より高津ニ進む、大手諸勢日出跡浜田ニ達し、扇原関門江攻寄候所、敵兵無之様子ニ付、関門を打破候処、騎馬之士屯人槍を奪て進^(濶)出等戦死す、右は浜田藩物頭関門預岸静江なる者ニ而候は、不可防を知り從卒を論し、城下ニ返し、一人其節を守り候由、惣軍歛賞を催し候、進而益田ニ迫候処、敵兵福山・浜田両手之兵凡七八百人位之由にて、河を隔て山上ニ陣を取、搦手之勢も同時高津ニ到着、今市浜田勢へ向候処、是亦引退き、折柄日茂既ニ傾き、敵情不可測ニ付、各兵

田・高津両所江引揚ヶ兵卒を(唐鼓)翌十七日辰刻大手先鋒
 精銳隊・南園隊并ニ諸勢繼之、益田へ攻寄、敵兵迎へ
 出及砲戦、暫時ニ敵兵色めき立、火を益田市中ニ放ち
 烟ニ紛れ、万福寺へ相呑み候故、味方無透間追詰砲撃
 す、然処搦手之勢同しく高津より殺到し、山上より大
 砲を打下し、前後烈敷攻動し、遂に門内ニ逼り候処、
 敵兵窮迫之余、刀槍を以て馳出候故、味方又短兵相迎
 ひ血戦ニ及び、無程追散し、福山軍目付山岡十兵衛・
 浜田同三枝刑部・浜田藩永井全三郎・安田喜一郎を討
 取、其余死傷数十人、悉く浜田をさして引退ぎ、更ニ
 一人之敵影無之ニ付、急々市中之火を救ひ、両手之勢
 梅月・須子両所へ凱陣し、翌日四方之残兵を追ひ、陣
 を益田へ移す、此日分捕野戦砲十八門、其外小銃・弾
 薬・器仗数百種、味方打死四人・手負八人、

浜田口第二戦略記

敵勢大麻山浜田勢と相聞候・周布村紀州勢 両所屯營ニ付、先大

麻山之敵を払ん為、七月十三日大麻を囲んで、諸手三
 所ニ布陣す、南園隊之内四小隊・第四大隊二中隊、司
 令林英次郎内井村ニ進入せし処、内田村ニ敵兵因州勢之由相聞
 へ屯聚し、周布川を隔て頻りニ大砲打掛ヶ候得共、味
 方山ニ抛り、地利を占、時々砲発相攘候処、敵砲毎門
 百余発ニ及び、一丸茂不中、遂ニ進来も不致、同十五
 日早且井ノ口村より第二第四大隊各一中隊、司令國司四郎三郎

中谷茂、精銳隊・白砲隊・火箭隊、折居村よりハ期英隊
 ・第一大隊之内二中隊、司令福岡求馬両道并ひ准んで、

大麻山ニ攻寄、三丁計之所より白砲・火箭打懸ヶ候得
 共、敵軍更ニ答砲も無之故、暫く敵之有無を相窺候内
 漸一二発致候付、諸勢一斉ニ攻登候処、敵兵ハ脱走用意
 之ため答砲も猶予之事と相見、一同後路を望んで走り
 四時頃悉く落去、白砲山中寺内(唐鼓)致し敵撃殺せらるゝ
 ものあり、火箭も寺内ニ相発す、第二大隊一中隊國司・
 期英隊・精銳隊留テ山上ニ宿陣、余は各所江帰陣ス、翌
 十六日大麻山上之諸勢、天明を待て打卸シ、一手ニ別

れ精銳隊は雲雀山より専称寺ニ押寄、中隊・期英隊ハ別に進んで周布川向ふ之敵ニ当ル、いづれも敵間凡二丁或ハ五丁之距離ニ相成、齊く装条銃散兵狙撃致候処、敵も大麻之比ニ無之、大小砲数百発打出し、手強防戦

之処、第一大隊二中队福間・林第二同中队撃、折居口海辺より専称寺之横合ニ打懸候処、敵暫時ニ崩立、周布

川を逃渡候故、無透間門田村へ付入、河岸ニ臨み烈敷砲撃致候故、敵兵此所にも堪得ず、中隊・期英隊も同

しく敵を打崩し、九ツ時周布川を打渡し候処、十三日内田在陣之兵一人茂無之、直様正徳寺本陣江押寄候得共、安藤ハ昨日引退候由ニ而、残兵共守居、是又一時

ニ攻破り、敵兵ハ三道より浜田をさして敗走す、所々敵の死傷不知数、味方ハ手負僅一人、分捕米利堅ホート五門・白砲二門、其外大砲三門・甲冑数百ヶ、折柄浜

田藩より使番岡尻朋之丞を以て止戦応接ニ及候故、一先領掌、何も急々重役出向可有談判段申通し、暫時兵を勒居候事、

三三〇 松平紀伊守より島津久光公へ

長州再征之件

音問杳絶、乍心外打過候得共、残暑之砌先以老台愈御清適可被成御在国奉扨賀候、陳は時態逐日衰替之勢ニ相見、慨歎不可言義ニ御座候、於貴藩ハ一方御尽力之由伝聞仕、為

皇国窃ニ慶悅罷在候、長防之義も遂ニ接戦之場ニ相成候処、近隣之義ニ而迷惑不少、内外共必至難汝此時ニ御座候、就而は賤价差立、御家来迄相願候様申付候義も御座候間、苦情之程深々御憐察被成下候様、偏奉願上候、余情ハ使价口頭より御聞取可被下、右要件迄匆々申上留候、頓首、

七月三日

(茂野茂麿)
紀伊守

二伸、順時為国御自愛奉專祈候、乍末
(龜津元久)
修理大夫様へも時候御見廻、可然御鳳声之程、乍慮

外奉頼候、愚父義(淺野長訓)も乍序御見舞申上候様申付候、

又拜、

文書原寸 縦一七・三種 横一一九・五種

三三二 長岡良之助より島津久光公へ

第二長州征伐及兵庫開港之件

(包紙ウツ書)
「島津大隅守様 御直披 長岡良之助

封 (朱) 「返書済」

寸牘拝呈仕候、秋暑退兼候処、益御清穆奉拝賀候、野生も碌々罷在候条、御擲念可被下候、扱は
大樹公益御機嫌能被遊御在坂奉恐悦候、長州鎮静之義御成功之程奉希望候事ニ御座候、近来風評ニ而伝承仕候得は、兵庫・大坂開港之一条、英国新ミニストルより幕吏江談判之趣、将来如何之御決議ニ相成可申欵、救時之御良算奉渴仰候事ニ御座候、長崎辺之夷情、御承知も候は、野生迄御教示御返詞奉願候、御注文之洋銃国製出来

仕候間、進上仕候、貴意ニ相叶候は、多幸之至、追々馬之義申上、無余義次第も有之、野生汗顔失礼之御礼迄ニ差出申候、御笑納可被下候、尤二挺共打様等は島津主殿も南関ニ而一見之趣ニ承知仕候間、御工夫奉願候、其他件々申上度存候得共、余は奉期後音閑暇之時候、要用迄、繁雑中例之大乱毫、御海涵可被下候、恐々謹白、

七月八日 長 良之助

隅州公 玉机下

二伸、御自愛奉專祈候、近来は帯刀列も在国之趣ニ承申候間、御模様御返詞奉願度候、幸五郎義、別段馬之義厚情ニ預り候間、御序ニ御一声奉願度、小鐔漸出来差廻候事ニ御座候、要用迄、早々不聲、

文書原寸 縦 一七・三種 包紙原寸 縦三二・八種
横 一七九・三種 横四二・二種

三三三 久光茂久二公ヨリ朝廷へノ上書

長州再征ノ不可ニ付

(端裏付箋)

「慶応二年丙寅七月九日」

(端裏朱書)

「丙寅七月九日」

方今内外大小之憂患四方百出仕、実ニ

皇国危急存亡此時ニ可有御座候、抑今日之形勢推遷いた候義、一朝一夕之根由ニ無御座、於

幕府冠履倒置之義不少、就中十年来外夷御所置振より以往、天下人心痛怨離叛之姿ニ相成、憂国之士はか為に非命に斃るゝ者数を不知、勤

王之諸藩、国力を不顧東西奔走仕候次第、偏ニ

皇運挽回之至誠を以

聖朝を輔弼し

幕府を扶助し、藩屏之任を竭度と之赤心ニ候処、

幕府駕馭之術を失ひ、偏照私親、採択宜に不適候故、国是一定、衆議合論之場合にいたり兼、悉ク水泡画餅と成行候義、千載之遺憾ニ御座候、既に一昨年来大乱之機相顕屢干戈を動し、幾多之蒼生を殺し候上、眼前若州・信州辺之天災、及び丹波・大和之一揆、兵庫・大坂・江戸

之騒動伝承仕候、即今兵庫・大坂之義、

將軍家御在陣中、号令肅整、軍威四方ニ可輝之処、却而足本ニ卑商・賤民之如キ威威を不憚、大法を犯候義、所謂民不堪命之苦情ニ出候事ニ而、不可忍之次第ニ御座候、最早鎮定之形ニは候得共、米価ハ勿論諸色未曾有之騰貴ニ而、既ニ当年炎旱水溢之憂も不被凶、此上兵端を開キ候而は、争乱日長シ、率土分崩、不可救之勢ニ及び候は案中ニ而、其時ニ当り、外患を受候節は、何を以防禦可仕哉、是卑臣等年来痛心慨歎する所ニ御座候、然は内政を变革し

皇国を起ス之大策、一日も不可捨之急務ニ而可有御座候得は、長防御征討之義、御取掛之事ニは候得共、既ニ一

昨年悔悟謝罪之道相立、尾張前大納言殿解兵之上、被遂

(徳川慶勝)

奏聞候義ニ而、其節引統御所置振 被仰渡候得は、奉謹承候義案中ニ御座候処、時機を失ひ、

朝廷寛大之

御趣意ニ反し、御再討御進発と称し、更ニ御出軍、御不

審筋御糺明之処、御了解被為在候由ニ而、忽チ本ニ復し御裁許之名目を以、尚大兵を国境ニ臨せ、御所置振被仰渡候義、解兵后之御不審御晴相成候而も、御再討之兵御解キ不被成候而は、本ニ復し候事実不相頭、且不得止兵を用られ候御訳ニも不奉伺候得は、仮令

奏聞之上とは乍申、条理不相叶訳故、恐ながらも其筋ニ承服仕間敷、前文兵庫・大坂之商民共さへ其令を不恐はとの事候得は、数百年來譜代恩顧之長防士民之情義、尤無余義被察候処、歎願之筋をも御採用不被為在、御裁許之御沙汰相拒候とて、則問罪之師被差向候は、相当之御所置とも難申上候、且又名代として出芸いたし候穴戸備(機)後介等、御不審被為在候筋を以、幽閉被仰渡候義、問罪之師ノ挙動ニ無之候、道理を以御詰問之上、閉口して退去いたし候ハ、必国民も皆罪ある事を可存知訳ニ御座候得共、却而口を不開様ニ仕向られ候は、只憤怨を起させ候計之拙策ニ陥るのミならず、理非曲直ハ不相正ものと天下ニ布告いたし候訳ニ相当り、殊更防州大島郡江之

暴発ハ、海賊之所業ニ類し候義、実以歎息之至ニ御座候、今般之始末、防長之士民憤怒を懐く計ニ無之、大ニ天下之人心ニ関係可致訳ニ而、如何なる大乱ニ可立至哉も不被計事御座候、仮令可討之道理有之候而も、

皇国之興亡ニ相関り候大難之時に臨ミ、起すへき之急務を置而、却而亡ニ陥る之道に被為就候義、実以絶言語奉恐入義ニ御座候間、前条緩急大小之弁、治乱興亡之機御明察被為在、非常格外之

朝議を以、寛大之詔を被為下、霈然之恩を被為施、持危扶顛之聖断被為在、

視聽を四方ニ開給ひ、天下之公議正評を尽し、政体变革、武備興張、遠戎賓服、中興之功業を遂せられ、上

御祖神之

恩ニ報ひ給ひ、下蒼生塗炭之苦を被為救度御儀と奉仰願候、誠に重大之事件、卑賤愚魯之小臣等輕率奉申上候義、不当之重罪ニ候得共、乍恐

朝廷寛大之

御趣意、兼而奉伺候趣も有之、且小臣等拔群之
聖恩を奉荷候得は、

皇国御浮沈ニも相懸候切迫之機ニ当り、黙止罷在候ニ不
忍、冒万死血涙涕泣言上仕候、誠惶誠恐謹言、

七月九日

〔朱〕
「久光」

〔朱〕
「忠義」

〔本文書ハ〕鹿兒島具史料 忠義公史料「第四卷第二二七号
文書ト同文ナリ」

文書原寸 統一六・四種 横九一三種

一五三 六戸備後助ヨリ芸藩野村帯刀へ

小田村素太郎ヨリ芸藩植田乙次郎等へ

長州再征ニ付

一五三ノ一

秋熱如燬御座候得共、先以

〔淺野長綱〕 〔淺野茂勲〕
安芸守様 紀伊守様益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存

候、將又貴公様弥御安泰被成御奉職珍重奉存候、然は拙

生共、去月廿五日御地出立、廿六日新港着、当月三日稍

帰着仕候、深々感銘仕居候、帰着道中より国情之次第黙

察仕候処、国元出立之比とハ余程切迫ニ相成、追々歎願

筋も手を尽申上候由ニ候得とも、丸々御採用無之辺を以

被差返、繼而大島郡御討込より不得止事情ニ相成、遂ニ

不容易事變ニも立至り候義、幾重ニも恐入奉存候、併シ

御地滞在中、〔本莊宗秀〕宮津公御懇之旨も被為在、被仰含候件々も

御座候付、何とか心力を尽し見候心得ニハ候得とも、第

一拙生共最前両国士民情実申上、尚御裁許御達為拜承名

代をも被申付、貴藩罷出候之処、御達面御渡方最前被仰

聞候筋と御相違ニ而、拙生儀は名代を茂相勤不得申仕合

と相成、右ハ幕府御所置柄、拙生とも不任心底事とは乍

申、名代被申付候所詮茂不相立、且旧年来士民中之代り

国情申出、哀訴ノ歎願申上候得共、士民一統之企望ニ相

副ひ候様取計茂行届不申、就而は両国士民中江対シ面目

も無之、帰着早速主人父子江目通りをも相憚居候勢ニ而

途中より謹慎申出、何分之差図を相待居候程之義ニ付、
 宮津公被仰舍候件々、逐一拙生共主人父子手元江直々相
 達候儀茂難相成、痛心此事ニ御座候、尤宮津公御懇諭之
 筋、尚頂戴被仰付候御直書取之旨共、役方之者迄早急相
 通候之処、孰茂為 皇国御尽力之御思食共、深奉感佩候、
 只々国情切迫之極、不容易事變ニも立至り候折柄故、宮
 津公御独案耳ニ而は、両国士民決而承服不仕、委曲近日
 之国情役方之者より植田^{〔次郎〕}・立野^{〔寛〕}両御氏迄申暢置候由、何
 分御聞取被成下、乍憚宮津公江も可然御取成可被成下奉
 頼候、先ハ不取敢一書奉呈如斯御座候、時令千万御自重
 肝要奉存候、

七月十二日

肉戸備後助

恐惶謹言、

尚々、残暑中、植田・立野両御氏遠路御苦勞被成下
 候処、領内多事之折柄、御引受等も如意難相成、御
 氣ノ毒ニ奉存候、且又此迄御藩へ御取次相願候書取
 扣共、別紙十式通写申付差送り申候、此儀ニ就、委

曲役方之者より植田・立野両御氏迄申談置候由、此
 辺之書面之儀ハ、宮津公御入替之節、一々御承知不
 被為在件可有之も難測と相考、改而右写御手元迄差
 出候ニ付、責而は此等ニ就、国情之次第御申上可被
 下候、旁深く御諒察被下度奉願候、以上、

野村帯刀様

丙寅七月十二日飛脚を以岩国迄差遣也、岩国より以
 便転致之都合ニ申越候、

冊子原寸 縦二七糎 横一九糎 三枚

一五三ノ二

奉別後、弥御快烈可被成御鞅掌と奉万賀候、然は過日備
 後助并拙生共帰藩之節、植田君^{〔次郎〕}ニは遠路御苦勞被成下、
 御庇ニ而無恙帰着仕、御厚誼不知所謝候、植田君御帰国
 相成候上ハ、弊藩近状逐一御聞取可相成ト想像仕候、然
 所其後深町君岩国迄御出之由ニ而、御直話尚寺尾君^{〔小八郎〕}より
 御文通之旨共急速岩国より申越候趣承知仕、弊藩士民中

より尊藩大野村へん御出張之紀州御人数陣中江致投書、
此度備後助・拙生兩人共幕府向御不審水積ニ而、御差戻
ニ相成候上ハ、全く二国情実も通徹仕候儀ニも有之、勿
論御襲来は無之筈、万一又候騒擾を醸候而は、私闘之姿
ニ相渡、奉対

天幕恐縮之義ニ付、早々平常之御沙汰被仰出候様との文
意有之由、右辺之趣意、隊中ニおゐて疾ニ承知ニも候ハ
、隊中人数御領内罷出候者共、速ニ弊藩国境迄引取可
仕筈之処、其假御領内滞陣仕候義、於尊藩ニ御疑惑ニも
相渡り候欵之趣ニ付、右之御物振承知仕、不取敢士民中
より紀州御陣所江投書之原由及吟味ニ候処、役方之者ハ
勿論、士民中とても自固ニ投書仕候者は無御座様子、如
何之御行違ニ候哉、扱々拙生共御藩拘留中、宮津公へ被
召出候節も幽囚後之国情、一円承知不仕候得共、切迫之
極、今日之形勢ニ立至り候義ニ可有之、然は拙生共兩人
御差戻シニ相成候共、容易ニ退散国境江相替候義は万無
覚束辺、反覆丁寧陣述仕置、賢台方ニも当席御参聴之事

候得は、右談判振御承知と奉存候、全体兩人共、幽囚後
之国情は不承知ニ付、植田・立野兩君、国元役方之者御
直、右手合ニ而、即今之国情をも御聞取被下度、態と御
苦勞を相願候処、役方之者、両君江之御話説振も、拙生
共於御藩ニ、宮津公江申上候趣と格別異同も無之、唯今
之勢、容易ニ弊藩より解兵仕候訳ニも難相成辺を以、及
御相答ニ候由ニ相聞へ候、要は憚多申分ニハ候得とも、
二国士民共、総而幕府御信義は一向御引当ニ不相成候と
疑惑仕居、仮令拙生共兩人は御差戻ニ相成候共、幕府よ
り先ツ御解兵ニ而、御信義を御示不相成候ハ、又候何時
襲来も難測杯存込、只今迄滞陣仕居候処、退散も仕間敷
如何ニも对尊藩難御堪、且御領内小民迷惑之段共、山々
難忍候得共、何分今日之参懸不得止勢ニも有之、此辺之
事ニ不立至様仕度故ニ兼而尊藩江御依頼仕、歎願書も無
幾度差出候得共、其詮不相立、其末今日之御模様ニ押移
り万々恐入奉存候、併シ对尊藩毛頭御怨申上候儀無之段
は、厚く御推恕被成下度候、且又小民御撫育之儀ニ付、

御役人方御入込之節、御不都合事出来仕候次第共、委曲
植田君江も及御挨拶置候様子、以来之処、右辺ニ付御差
支り無之やう可仕段は、植田君江隊中重立候者よりも申
置候様子ニ候得は、御掛念被下間敷候様仕度候、幾重も
幕府より先御解兵無之節ハ弊藩より之解兵は万々六ヶ敷
段は、宮津公へも直々申上置候、賢台方ニも御参聴ニ可
有御座候得は、国情之次第尚不得止防戦ニ及候参掛り共
御承知と奉存候処、岩国江之御紙面ニ、弊藩より兼々申
立候条理も欺詐弁舌之姿ニ落合候杯之義、被仰越候様ニ
も被相伺、如何之御行違ニ候哉、反而於拙生共、訝敷奉
存候、尚御行違之儀よりは迄申述置候国情之次第、御意
味違共出来仕候而は、岩国辺迄御出被下度、趣ニ因り候
而は領内御出被下候共、尖ニ御引受仕、委細御直話ニ及
可申候、旁之儀得御意、

恐惶謹言、

七月十二日

小田村

再伸、別封式通、備後助より野村君江差贈候間、可

然御取計、尚書中之趣、宮津公江御申上可被下候、
以上、

植田乙次郎様

寺尾生拾郎様

冊子原寸 縦二七種 横一九種 四枚

二三 上野良太郎ヨリ小松帯刀へノ副書

モンブランの活躍

（封筒）
一小松帯刀様 上野良太郎

平静
要詞

追副

（新納久備）（五代友厚）
最早新刑其外五才等帰郷ニ付、詳ニ事情御聞取有之候事

と奉存候、今仏国ニ而白山之尽力驚入候事ニ御座候、実
ニ朝夕ニ相懸奔走いたし居、些の寸閑も無之様子ニ御座

候、何分速再度之遠航、毎日く相待居候事ニ御座候、
若貴君御渡海之事共ニ相成候ハ、不日ニ御面会可仕欵

奉欣然候、謹言、

七月十五日

(町田久成)
上野良太郎

小松帶刀様

文書原寸 縦一〇・六糎 封筒原寸 縦五・七糎

横二七・二糎

横 一四糎

一三五 倫敦上野良太郎ヨリ小松帶刀へ

鹿兒島ニ西洋流学校建設ノ議

(封筒)

「小松帶刀様

平静

上野良太郎

」

一五二五ノ一

昨年来不得御安否窺候得共、猶御壯健被成御座候事と奉
存候、随而小生共事一同無異罷在候間、御放意奉願候、
御聞及之通、当地諸芸相開候国ニ而、日々新ニ月々盛ニ
利用之器械共發明し出し、ニードル銃ト相唱後込之小銃
ヲ以、此度独逸之戦ニ大ニ勝ヲ得タル由相聞へ申候、普
魯志亜国ニ而莫太ニ相備り居、応斯太利亜ハ未備ハラサ

ル故ニ、大ニ敗軍ニ及候由ニ御座候、今英国ニ而も専ラ
是ヲ改革スル之趣意ト相見得申候、夫故是迄相用來候ヲ
キフル銃ハ既ニ廃物ニ相趣キ申候、此新發明之小銃ヲ放
ツトキハ、一ミニュート之間ニ、二十発ヲナスト申事ニ
候、願ハ御地武庫ニも右様之物御設有之候様ニと念願仕
居、右ニ付入手之道探索いたし居候故、追而細々申上度
存居申候、○江戸府より頼越ニ相成候由ニ而、仏政府ヨ
リ軍官等數十人差送り、於横浜陸軍之争練之説ニ相聞へ
申候、尤武庫取立ニ付、武人共同様差送申候由ニ御座候
故、少々は振立候義にも可罷成欤、併幕之威光相薄ラキ
候而、何之詮も無之、歎息之事ニ御座候、右之事件共ハ
專^{横浜在任}仏ミニストル催促ヨリ成立候事と風評承り居候、○大
坂開港ニ付而は、既ニ期限ニ差掛り、其期ニ至り無事ニ
有之候も千万大慶ニ御座候、併横浜杯之例を以勘考ニ渡
り候得ハ、人心之上ニ付、少々ハ難事と相考申事ニ御座
候、是非此儀は成功ニ相ならず候而ハ、国を富す為ニは
何も相当之目的有之間數事と存申候、右ニ付肝要事件承

及候義も御座候間、御熟考之上、御尽力有之候様と念願ニ奉祈候、全体横浜之義は外国人住居を講候(構)以来、兵卒ヲ以彼郭内を相守候由ニ御座候、我々共渡り来候以来、各国之様子承り候得は、何れ之地も外国之兵を居事ヲ許し申すハ但夫ノ領地之ミ、併欧羅巴ハ人民自由ニ出来候様、相許有之候得ハ、随意ニ邦内往来せしめ候得共、兵卒之体ニ而ハ決而入ル事を免し不申候、如横浜ハ政府之世話充分ニ至り不申候故、外国人交接之間ニ付、何事致醸し出候而ハ充分之取サ、バキ無之候より、終ニ彼之兵隊ヲ以固候様ニ相成事と存申候、近比ニ其事情親敷承り候事ニ御座候処、此節大坂開港ニ付而ハ、不容易折合ニ御座候故、其期限ニ不至之前以、充分之驚衛(驚)相備り、決而彼之地江外国之兵卒を入候事を免れ候様ニいたし度事ニ御座候、当地ニ而も、各国之使節常々相留り居候得共、各国之兵卒決而入ル事を得ス候義ニ御座候、○先々月三笠(名越)政之介以下帰国ニ付、当地留学書生共西洋之風ニ随ひ、学校之御設有之度趣意申越度旨承り、右之趣意書新納刑

部方江相当差送り置候義ニ御座候ハ、彼之方よりして御一覽ニ触候事と存申候、全体充分御設相備り居候事には、全趣向相変候故、追々幼年之者は勿論、教化ニ相趣候者ハ、少シ趣向相変り不申候而、教化之成功を遂ク場合ニ至り兼候半存申候、必竟自己之住家を相離れず候よりして遊墮之弊を免れず、先便より差上候趣意に然りて御設有之候ハ、五ヶ年を経ずして活華之者出来候義、無難事と奉存候、当地之様子ニより相考候得は、学校之設及学生試験之第等ニ至迄、引進候上ニ付而少しも拔目無之、且順序を踏候而、容易く成功奉得候様ニ有之候事と勘考罷在候、余事兎角も此涯英人御呼寄ニ相成候而、夫々教導せしめ候様之手段、当時之弁捷ニ有之候半欤、○当地ニ而ハ必府下を離れ候而小学校ヲ設有之、夫々大学校は龍同ニ而府下ニ有之候得共、重ニ辺僻之場江小学校相立居申候、教育ニ相趣候少年共ハ必遠方江相送、節句其外休業等之折ニ、無之候而ハ、父母之家ニ歸る事を許さる事之由ニ御座候、是等ハ枝葉故不及細詳候、御

推計あれかしと奉存候、何之職業ニ相趣者も初ハ皆同シ

学校ニ而、何も區別無之候得ハ大身・小身ニ不限、初学

之内ハ是非共本道之順序を踏候様致方事ニ御座候、以上、

皇朝曆

(町田久成)
上野良太郎

寅七月十五日六十六年七月廿五日

文書原寸(折紙) 縦二一・二種 横二七・三種 三枚

一五二五ノ二

追副

(久武(而)隆盛(利通))
柱・大島・大久保等之為ニ、銘々書翰相認不申候、彼雅

丈等江御差廻被下候得ハ大幸ニ御座候、此段も申上候、

已上、

小松様

上野

文書原寸 縦二一・二種 封筒原寸 縦 六種

横一一・八種 横一四・三種

一五二六 久光公ヨリ芸藩世子へノ返翰草案

長州再征ノ件

(端裏朱書)
一丙寅七月十八日 芸州返簡

本月三日之芳墨十七日相達拝読仕候、先以秋暑之砌、

御闔門御揃御安全被成御座奉大賀候、老拙無異消光御放

念奉願候、如貴諭京地一別已来御疎闊打過候義、不本意

千万奉存候、扱方今之形勢御慨嘆御同意奉存候、長防御

所置ニ付而は

貴藩精々御尽力御座候由伝承仕候処、尚今般貴价之御文

ニ而、詳細承知いたし、御苦慮之程奉遠察候、遂ニ戦争

ニ立至り候義驚駭之次第、諺ニ云喧嘩之座元、実以御迷

惑不一方御事と奉存候、此末如何相成可申哉、愚見更ニ

付兼申候、先は貴答迄如此御座候、頓首、

七月十八日

大簡拜

(淺野茂熊)
芸州若君 貴答

再伸、御端書忝奉拝承候、御親父様よりも御尋被下

是亦忝奉存候、宜御鶴声奉願候、修理江も御加筆被下

御礼申上候、乱毫御有捨奉希候、已上、
文書原寸 縦一七・三釐 横一三五・七釐

三三 杉浦弘蔵ヨリ新納刑部へ

奥太利伊太利戦争及「モンブラン」ノ件

今朝五代并堀衆より書翰相届、早速披誦仕候処、去ル

三月九日山川湊江御着船之由、先以大慶奉存候、然ハ
其後当地ニも相替義無之、一同元氣ニ而勉強有之、小

夫ニも無異送光罷在申候、乍憚左様御放念奉希候、扱

清水童子帰国之一条ニ付ハモンブランク之望も有之候

故、暫時滞仏ニ而候処、無程幸便有之、（上野良太郎）上良先生又々

仏地江三四日之間被差越ハカピテイン江万事被頼込、

勿論ハモンブランクより委敷彼江童子之事頼込、既ニ

去ル十九日ハマルセル湊より出帆之都合出来申候、


委細之事情ハおのつから上先生より御問合之筈なれハ

略ス、

一当国は不相替至静謐なり、然処、過日申上候通りハオ

一ステリヤとハプロススイヤ并ハイタリーとの間、争
論発起「此根原ハウエネチャ國四十余年以前は、ハ
イタリー國ニ属シ候得共、其後オーステリ之領地と相
成候処、此節ニ至リハイタリー國も兼而貧窮之事なれ
ハ頻リニ初め之ことクハウエネシチャ國ヲ領せん事を
欲シ候、勿論兼而ハウエネシチャ之民もハイタリー之
支配ニ成らん事を渴望致候折柄ゆヘハイタリーより右
之趣意数度ハオーステリヤニ応接致候ヘとも、迎も其
願望容るゝ之色なく、ハプロススイヤニおひても兼而
ハヂエルマニー之旗頭たらん事を望ミ、此節ケ様なる
折を得て、是そ國之大幸なりトハイタリーニ一味した
りと新聞ニ載せたり」

此節は迎も兵端を不開して止むべきとも不見、互ニ出
陣、諸所江徘徊致居候処、遂ニ去ル廿四日より戦を初
め候、当日ハハオーステリヤとハイタリーとハクラー
ドラトレル申場所ニ而放発に及び、其節ハハイタリー
多兵を失ひ敗軍とも相見ヘ候、全体此ハクラードラト

レルと申名はへベスチラへマンチュアへウエロナへレ
 リナンス、此四砦城を以て如図  四方ニ拵へ、互
 ニ助け合ひ、当分へオーステリヤ之領分にてへヨール
 ピニおひて尤要害之其老ツと聞へ申候、夫故へオース
 テリヤハ放発之砦、地之利を得且先懸ケ、甚都合能勝
 を得たりと相見へ候、其以後へオーステリヤへプロ
 スイヤ勢と合戦、互ニ虜は勿論死人も不少候、数日放
 発する内へプロススイヤハ次第ニ勢ひ強ク、オーステ
 リヤハ勢ひ微弱之しるし相見へ、今ハ早ヤ、プロスス
 イヤ勢へウイエナ オーステリヤ之都ナリ 僅カ二十里も隔つらん
 故、右通之形勢にて、去ル廿一日和陸之約定相調ひ、
 併是てハ五日之間にて永久之事ハ未だ不相分候、当分
 ハ对阵のミニてへライフルヲ治メ候、当府或説ニハ決
 而へオーステリヤよりへウエネチヤをへイタリーニ返
 し与へへサキソニー并ニへへノハー国とへプロススイ
 ヤニ与申候義も有之候へハ、おのつから静謐ニ可相成、
 左も無之候而は、再び大軍ニ可相成と之事なり、殆と

此節は平治之方ニ相見へ候、先日より虜も数多有之候
 内ニ、尤多キハへプロススイヤ之新聞ニへオーステリ
 ヤ勢老万人を捕へへベアーリン プロススイヤ之都ナリ 江持来り候
 由相見へ候、

一 此節へプロススイヤへニードルゴン 小統之名ナリ ヲ用ヒ、殊之

外強敵を多く殺候由、尤其ニードル銃ハミニウトニ五
 発相出候由ナリ、夫故流石へヂエルマニーニおひて数
 年旗頭たるへオーステリヤといへとも中々当り難ク、
 加ふるにへオーステリ之へゼネラル 大將ナリ 数度失策、夫

故段々彼国ニハ高貴之人ニも討死致候由、

一 仏之へナポレランハ此中より勢ひを見、何之加勢も
 不出静り居候処、此節ニ至り和議ニ付、謀る賦にて親
 続之へプリンス・ナポレヲへイタリー江其為メ先日
 差遣候、

一 ロジヤニおひてハ此合戦以前ニへオーステリヤニ加勢
 可致旨申送候へとも、其節までハへオーステリヤ自己
 之武備充分とヤ思ひけん、仏国さへ今通り静り候へハ

我吾国にて不足無之候、決志之程忝しと左も神妙ニ答へ候、併毎戦敗軍、今更何之言葉もなく、尤魯国よりも右之返言以後、何之音も無之、当分愈国内之軍備嚴重ニ相正し候由ナリ、

一其後は細情何も不承候へとも、当秋ニも相成候ハ、誰欵御出ニ可相成と頻リニ其一左右渴望致し候、おのつから其節は其器ニ当り候御人才御差出ニ可相成は勿論なりと希望仕事ニ御座候、

一來月より九月まで二ヶ月之休日ニハ能キ折を得申候まゝ、仏地之情態見物之ため、十四日計も滞在之賦ニ而旅行致候含ニ御座候、其余当国之要用なる諸場所江は可成罷越度賦ニ御座候、余之新聞追々奉期後音候、敬白、

六六七月廿四日

(島山義成)
杉浦弘蔵

新納刑部様

二白、ハムランブランク日本之一左右相待事不一方候、其訳ハ別紙ニ申上候通り、旁大策も相定、何分

ニも首尾能被相行度と願入る事ニ御座候、ハモンブランク精々尽力、御同慶之仕合ニ御座候、形行別紙ニ委敷申上候なり、

文書原寸 縦一三・四種 横二二種(表裏一枚書)

三三 英国東洋艦隊司令長官「キング」ヨリ

久光公ニ送レル軍艦旗及長官旗入袋書ノ

翻訳

アトミラルキングより松平大隅守ニ送ル、千八百六十六年第七月卅日

右大英軍艦国旗并アトミラル旗袋銘書翻訳

文書原寸 縦一六・三種 横一八・三種

三三 長州再征ニ付督府へノ建言

(編纂付箋①)
一通 慶応元年乙丑督府江建白写一

一通 右同建白写二

(編纂付箋②)
一此付箋慶応元年乙丑トアルハ誤ナランカ、之ヲ當時

ニ頼テ取調フルトキハ慶応二年丙寅ニ当レリ（杉山）
〔封紙ウツ書〕
督府江建白写 一

〔朱〕
乙丑

丙寅欵」

今般長防御討入之義ニ付、連々申上候通り、条理名分十分御必至と申ニも無御座ニ付、却而彼等が怒を激せられ候姿も有之、何分ニも御改図被為在度奉存候処、過日來追々致侵入、既ニ近郊迄進來、此勢ニ而は御本陣御在所も危殆ニ及可申、最早難捨置ニ付、申上候次第も御座候へ共、昨今之敵情推量仕候ニ、強テ暴進之姿も相見不申、蓄力熟謀儀も可有之欵、此所ニ而熟と御遠謀被為在度義と奉存候、敵之來路唯此一道而已ニは無之、海道并石州口等皆敵区と相成居候間、一旦御手始ニ相成候時は、諸道より百端出沒いたし候へハ、御策応之程如何可有之哉、且仄ニ承候へハ、於坂城ハ乍恐御大事之御様子、仮令長州夷滅ニ至り候而も、天下之勢御挽回可有之とも難

申、天下之勢御挽回之御大策被為立候ハ、長州之事暫被捨置、十分御勝算之上、御再討相成候而も遅からぬ御事ニは有之間敷候哉、御柱石之御任ニおひて、軽重緩急孰ニ可有之哉、御熟慮有之度奉存候、此等之義は僭越之至ニ候へ共、実ニ天下之重事、治乱之関ハる所、且存旨申上候様御垂問も被為在ニ付、無伏臆鄙見其仄申上候、以上、

七月

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七七四号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一七・五糎 横八一糎

一三〇 阿芸備三藩ヨリ幕府へノ建言

長州再征不可ノ議

今度長防御裁許被仰出候処、御請書不指出候而、右は全両国士民共不服之趣伝聞仕候、依而三末家吉川監物等（経略）より歎願書差出候得共、御採用不被仰付、違背之罪を以引統御討入之儀御布告相成候付而は、天下人心洞察仕候処、何分物議区々として固結之場へ至不申、彼是心痛仕居候、

既ニ近々戦争有之趣、此上弥大乱と相成候時は、其虚ニ
乗し、常々潜匿致居候浮浪之徒等、所々蜂起之程も難計、
万々一、乍恐

輦轂之下ニ此件相発候ニおひてハ、無此上奉恐入、畿内
・近国・中国・四国・九州諸藩過半長征取懸り居、熱も
寡兵と相成、何を以可奉護欵甚奉心配候、一時余国ニ事
起候得は、所々ニ伝染可仕ハ、必定之勢ニ而、内地之紛乱
ニ国内疲弊仕、此機ニ臨ミ、外冠差迫候時は、実以

皇国之御大事ニ被為在、長征は暫差置、

皇居奉守護候外無之、申上候も奉恐入候得共、時変ニ寄
り、

鳳輦を被為動候様被為至候而は、誠ニ以無勿体、且御安
危ニ被為係、深奉恐入苦慮仕候、此上ニも時勢三層も擾
乱ニ陥候様ニ而は、於

幕府、第一対

朝廷不為堪御恐懼儀と奉存候、

公武之御為は、則

皇国之御為ニ有之、長征之儀、今更被遊方不被為
在御事とは奉存候得共、猶此上ニも

公武御熟慮御再議被仰付、廓大之御処置被為遊、方今之
形勢一先御取鎮而后、篤と衆議被為、聞食、諸藩を始、
士民奉仰

御徳候様、万全之策被為立候様奉伏冀候、

皇国之浮沈今日ニ相窮、一同杞憂之余不顧忌憚、微志奉
白上候、宜執

奏頼入存候、誠恐誠惶頓首謹言、

七月

御三名

右阿・芸・備三藩合議之上、阿州年寄仁尾内膳を以、

於大坂月番閣老稻葉美濃守江差出相成候由、
(正郡)

但藤堂江も談判相成候処、趣意同意之事情得共、既
ニ同様之趣ニ而、一藩より建白いたし候筋ニ致決

定候間、御連名は御断と申事之由、

文書原寸 縦一六・四櫃 横三三〇櫃

二五二 家茂將軍職ヲ慶喜ニ讓ルノ願書

(端裏書)

一大

(朱)
「甲子欵」

□御直筆之写

」

臣家茂幼弱不才之身を以、是迄切々征夷之大任ヲ蒙り、乍不及日夜勉勵罷在候処、内外多事之時ニ膺り、上宸襟ヲ安んし奉、下民ヲ鎮むる不能、加之國ヲ富し兵ヲ強して

皇威ヲ海外ニ輝し候力無之、竟ニ職掌ヲ汚し可申と、痛心之余胸痛強鬱閉致罷在候、然ル処臣家族之内ニ而、慶喜義は、年来

闕下ニ罷在、事務ニも通奉仕大任ニ堪可申奉存候に付、臣家茂退穩仕、慶喜ニ相統為仕政務相讓候間、臣家茂時之如く、諸事委任被成下置候様、偏奉希候上ハ、尤当今時勢之義ニ付而は、以別紙

奏聞仕候間、右慶喜江御沙汰奉願置候、

臣家茂謹而宇内之形勢ヲ熟考仕候処、近来追々變遷いた

し、和^(親)新を結び有無ヲ通し、互ニ富強ヲ計候風習ニ推移り候上ハ、是天地自然之氣數不得止之勢ニ可有之奉存候、就而は、

皇國ニ限り、一向御外交不被為在候而は、卑怯退縮之姿ニ相成、

御國体 御國威とも却而相立申間敷、既ニ先年於下田亞墨利加使節と和親條約取替相成候も、右等斟酌之上、遂奏聞御許容相成候ニ而、其以來追々鎮國之旧格ヲ變し、富強之基漸々相開ケ候処、其後外夷拒絶之義被仰出候ニ付、可成丈聖諭遵奉仕度志願ニ御座候得共、無謀之掃蕩は致間敷旨仰出候趣も有之候間、何れニも富國強兵之策相立候上ならては膺懲之曲も難被行、就而は彼之所長採り、貿易之利ヲ以、多く船廠ヲ設備ヲ以、夷制夷之術を講し候事、当今第一之急務と奉存候、是迄種々苦心罷在候折柄、防長之事件相起り、終ニ大坂城迄出張仕候処、不計夷船兵庫湊へ渡来、条約之廉々改而

勅許有之候様申立、若臣家茂於て取計兼候得は、彼闕

下へ罷出、直々可申立旨申張、種々論談ヲ尽し応接仕候得共、何分承諾不仕、去迎無謀之干戈ヲ動し候而は、必勝利無覺束、仮令一時ハ勝算有之候共、環海之御国柄、東西南北且暮攻掠ヲ請候而、戰爭無已時は、

皇国生民之糜爛、此時より相始可申、不仕不慈此上ハ有之間敷、誠以歎敷義、臣一家之存亡は姑く差置、宝祚之御安危ニも關係仕、実以不容易義ニ而、階下万民ヲ覆育被遊候

御仁徳ニ相悖り可申哉、臣家茂於而も職掌も相立不申候間、右等之処、篤と思召被為分、乍恐衆仕候、

御動揺無之、断然と御卓識ヲ被為立、何卒改而条約ニ付虚存実至当之談判仕候義、判然と

勅許被成下候様仕度、左候へハ、如何様ニも尽力仕、外夷制敵之実備ヲ立、内は防長追討之功ヲ遂、上

宸襟ヲ奉安、下民ヲ安堵せしめ、臣家茂 祖先之志ニ報ひ可申志願ニ御座候、

皇国如何様英武之

御国ニ候得共、万一内乱外寇一時ニ差湊ひ、西洋万国之敵々引受候而は、終ニは

聖体之 御安危ニも拘り、万民塗炭の苦ニ陥り候は必然之義と誠以痛哭慨歎之極、仮ニも

御国安民之任ヲ荷ひ候職務ニ於は、如何様御沙汰も御座候共、施行仕候儀、何分ニも難忍奉存候、依而前文申上候通、速ニ

勅許之 御沙汰被成下候ハ、百万 宝祚之無窮、万民之大幸無此上、千々万々奉懇願候、寔ニ不絶悲歎、号泣之至ニ奉存候、尤外夷

闕下江罷出候様相成候而は、深奉恐入候義ニ付、精々尽力遂談判、来ル七日迄兵庫湊ニ為差扣候間、成丈早々御沙汰被成下候様仕度、此段奉奏聞候、

文書原寸 縦一五・八釐 横一八〇釐

一五三 横浜英字新報第二十三号所載記事 二冊

英公使鹿兒島訪問記八月六日発信

一五三二ノ一

(裏紙)

「横浜新報訳稿」

横浜新報第二十三号千八百六十六年第八月廿七日報

長崎在留ノ英人本国ノ全權・水師提督等ニ陪從シ
薩州慶府ニ至リ、自ラ目撃セル事情ヲ詳載シ、横
浜ニ在ル同社江通信セル書翰ノ写

日本国南方西九州ヲ云フノ形勢ニ関セル事情、逐一足下ニ通信ス
可キ約ヲ為セシ以來、未タ曾テ報告ス可キ須用ノ新報モ
無カリシ、然レ共、方今最モ有益ナル一事起レリ、兼テ
足下ノ想思スル如ク、実ニ日本ノ富饒ヲ以テ鎖閉セル全
国ヲシテ貿易通商ヲ為サシムル大策ノ階梯ナル可シ、日
本ニ於テ交際ノ利ヲ得ルモノハ勿論、下工商ニ至ルマテ
各其産業ヲ盛大ニセントスル輩ハ雀躍ス可キ事ナリ、此
度全權井水師提督、本国政府ト商法トニ関シ、鹿兒島ヲ

尋訪セル事はレナリ、薩州侯以下彼ノ国人精心誠意ヲ以
テ応接セル事実ヲ慮ルニ、薩国ノ本国ニ交ハル懇親ノ確
証顯ハレリ、此ノ如キ前例一度行ハル、時ハ、必ラス南
方ニ在ル他ノ諸侯モ、速ニ此轍ヲ踏ムニ至ラン、是レ薩
侯平日名望高クシテ、諸侯ノ巨魁タル所以ナリ、是迄日
本縮紳家ノ固有セル風習ヲ一洗スル而已ナラス、就中通
商ノ繁盛ヲ妨ケル弊ヲ除却スルニ至ル可シ、日本ノ諸侯
ハ渾テ各独己ノ国論ヲ固執スル故ニ、諸侯商法ノ權ヲ握
リ、自ラ通商シ、且商估モ能ク一致シテ得意ノ外国商人
ニ対シ懇親スル処ニ非ラサレハ、貿易常ニ盛ナラザリシ
ナリ、愚按スルニ、全權此度ノ一訪ハ、是マテ余輩日本
ニ在リテ見聞セル中ニテ最モ必須要用ナル処置ナリ、本
国政府ニ対シ、至テ便宜ナル交法ナル可シ、

却説、仏人ハ大ニ大君ヲ励シ之ニ結ヒ、通商ノ利權ヲ專
ラニセント欲スト、余輩ノ見聞スル形勢ヲ以テ慮ルニ、
敢テ大君ニ大ナル利益モアル可カラス、又按スルニ、仏
人ノ此策ハ大ナル謬ナラン、目前ニ於テ通商ノ勢權ヲ得

ントスル貪心へ、譬へハ黄金ノ卵ヲ産スル鷲ヲ切害スルニ似タリ此ハ若シ大君倒レルハ何益之、有ト云フ意ナル可シ、大君ハ十五ヶ月以前、東都出立ノ時ニ引率セル兵力ヲ全フシ、再ヒ江戸ニ帰ル事能フマシ、久ク因循シ不得已、遂ニ長州ト戦争ニ及ハレタリ、長州ハ兩三年来心ヲ潜メ兵ヲ練リ能ク整頓セリ、江戸ノ兵士ニ比スレハ、武器モ亦能ク整ヘリ、是レ篤実ノ商人ヨリ武器ヲ買入レシ故ナリ、反テ大君ノ狡猾ナル半士半商ノ輩ヨリ買上ケタル者ト異ナリ、且長州ハ自国ニ在リテ其本陣ニ近ク、兵糧等ノ運輸意ノ如ク、自ら主客ノ別有リテ、其利益謂フヘカラス、又同盟ノ諸侯アリテ、詳ニ敵ノ動靜ヲ搜索シテ、之ヲ通信スル者アリ、必ラス是マテ無益ノ小戦而已ナラン、而大君ノ軍兵ハ諸方共悉ク敗ラレタリ、又今日馬関ヨリ報アリテ云、長兵小倉侯ヲ襲撃シタリ、此ハ殆ト馬関ニ対スル地ヲ領スル諸侯ニシテ、大君ノ幕下ナリ、遂ニ長兵小倉領ニ上陸シ、要所一二所ヲ奪フタリト云々、副船将エートン、馬関ノ景状ヲ探索セン為メ、当四日長崎ヲ開帆セリ、大君ノ將

帥等諸方ヨリ長ノ領地ヲ襲ハント欲シ、反テ長兵ノ為ニ敗北セル事情ハ、定テ足下ノ聞知スル処ナラン、長州防禦ノ予備ハ、充分整ヘリト云、一説ニ日本帝及撰政等外国ト新条約ヲ結ハント欲シ、大ニ孤疑セリト云、南方ノ諸侯ハ江戸ニ在ル諸侯ト一致セス、決シテ条約ノ各則ヲ守ル可カラス、是マテ大君ト而已取結ビシ条約ヲ改メ、帝及諸侯ト結ハントスル条約ノ条則ハ、已ニ訳ナリテ、若干人ノ手ニ渡レリ、此輩共ニ之ヲ好ム処ナリ、是日本新報中有益ナル事件ナル可シ、此ヨリ全權等麿行ノ事情ヲ告ケン、先ツプリンセスロヤル・セルヘント各船名ハ、第七月廿五日ニ於テ長崎港ヲ開帆セリ、サラミス船名ハ翌日同港ヲ開帆ス、全權ハल्ली・妻パークス之ニ乗セリ、余輩ハ廿六日午後ニ鹿兒島ヨリ八九里距リテ投錨セリ、午後第二字ニ共ニ蒸氣ヲ整ヘ、砲台ノ近傍ニ投錨ス、尤ム薩ノ砲台ニ於テ英国ノ旗章ヲ拳ケ祝砲十五発放ス、速ニプリンセスロヤルヨリ十五発返砲シ、畢リテ後投錨シタリ、暫時後余輩日本ノ

旭旗ヲ挙ケ、十九発ヲ以テ薩侯ヲ祝セリ、砲台ヨリモ亦一発毎ニ此報放ヲ為シタリ、又薩侯ノ家老等ノ来訪ヲ祝シ、以テ初日ノ砲発ハ終レリ、午後遅ク、全権并水師提督外若干名上陸セリ、余輩ハ薩侯警護ノ士卒ト共ニ城下ヲ逍遙シ、其光景ヲ目撃スルニ、日本ノ他処ト異ナル者多シ、就中一奇事アリ、魔府ノ市民ハ江戸ノ住民ノ如ク愁容或ハ憤怒ノ色ナク、真実ニ掛礼シ、只々笑語スル而已ナリ、城下ノ半途ニ於テシヤンペイエン洋酒其他清鮮ナル者若干ヲ予備シ、以テ余輩ヲ勞ヘリ、將ニ日没ノ時ニ至リ各帰艦ス、此日少ク瘦ルト雖モ、南方大諸侯ノ都府ニ於テ、初日ニ此ノ如キ饗応ニ逢ヘシ事ヲ共ニ喜悅セリ、又余輩ノ上陸中ニ、薩侯閣下船中へ使ヲ遣ハシ云、軍艦滯帆中英人十五名乃至二十名ヲ饗応セント欲ス、且明朝閣下自ラ全権・水師提督ヲ訪ヘ、相携テ共ニ上陸セント欲スト云々、此ニ於テ各人薩侯ノ位階ヲ論スルニ、実ニ其卓見ニ驚ケリ、大君ノ如キ不礼ナル容儀ト相反セリ、大君ハ南方ニ於テ擢タル諸侯ニ比スレハ、其識量容

儀共殆ト相反セリ、

翌日朝十一字ニ至リ、薩侯ノ端舟プリンセスロヤル舶ノ側ニ来着、閣下艦ニ上ル、礼ヲ以テ警衛セル船室ニ入り、次第ニ手ヲ把リ相祝シ而后、艦頭ニ進ミ、薩侯ヲ祝スル砲発ヲ一見シタリ、其容貌ヲ望ミ見ルニ、威儀堂々トシテ、実ニ大名ノ名ニ違ハサリシ、余此ノ如キ長身壮勇ナル者ハ曾テ印度ノ「ロヒラス」人種・亞臘比亞人中ニ於テ只一度之ヲ見タリ、侯ハ真正ノ日本人種ノ容儀ヲ備ヘリ、余輩曾テ日本ノ画図ニ於テ見シ者ニ違ハス、其眦ハ斜ニシテ長シ、此眼光ヲ以テ其性ヲ知ルニ足ル、又島津三郎ハ余輩ノ想像ト異ナリ薩侯ニ比スレハ短身ニシテ肥大ナリ、起居傲然トシテ其容儀ハ敢テ雅正ナラサリシ、然レ共王公ノ容貌ナリ、按スルニ此人ハ日本ニ於テ最モ才略アル執政家ノ第一人ナル可シ、
扱祝発終ルヤ否ヤ、薩侯艦ヲ横切り、艦ノ一方ニ至リ嘲笑セリ、是レ薩ノ砲台ヨリ快手ニ返放スルヲ見ント欲シテナリ、此砲発後ノ教事ヲ今詳ニ足下ニ告ケン、薩侯此

返放ヲ一見シ、水師提督ノ船室ニ下リ、其処ニ一二分時ヲ経テ後上陸シ、己ノ第殿ニ歸去ス、英人十七名随從シテ共ニ上陸シタリ、其納涼殿ヲ見ルニ、前ハ港ニ面シ、十ポンド・十二ポンド銅製ノ野戦砲ヲ以テ前面ヲ堅メタリ、全権ハルリー端舟ヨリ上陸スル時、祝砲十五発ヲ放テリ、然レ共此ニ少ノ謬アリ、其故ハ外国事務ノ官人ヲ祝スルハ青旗ヲ用ユ可キニ、誤テ白旗ヲ建テタリ、而后余輩殿堂ニ昇ル、全権并水師提督・訳官シーポルトノ三員ハ、深殿ニ饗導^(禮)サレタリ、其処ニ於テ島津三郎當時大隅守并薩侯対座シテ、互ニ既往ノ事ハ尤ム可カラス、以後和親懇篤ニシテ、決テ二国ノ間ニ於テ異論有ル可カラサル旨談判ニ及ハレタリ、此談話中ニ余人ハ皆外ノ納涼亭ニ於テ家老ヲ以饗応アリ、凡半時ヲ経テ、余輩再ヒ殿第三反レリ、此ニ於テ薩侯ニ謁ス、全権等モ亦深殿ヨリ出テ来リ、各其席ニ付ケリ、此ニ於テ最モ美味ヲクシ、日本調ノ割烹ヲ以テ四十五種ヲ備ヘリ、実ニ驚ク可キ饗応ナリ、外ニ日本酒并シャンペイエン・セルリー・ビー

ル^{共ニ}・獣肉等ヲ備ヘタリ、英人ハ渾テ長キ食卓ノ一方ニ座シ、一側ニハ薩侯島津并家老二名侍座ス、卓頭ニハ有名ナル輔佐ノ家老小松、卓尾ニ後見職一名対座セリ、白扈數行ノ間頻ニ飲食シ、互ニ祝礼ヲ行ヘ、最モ親キ交際ヲ以テ各笑語與酣ニシテ日本ノ管弦ヲ調シ、凡一時中歌吹欲極レリ、終ニハルリーパークス云、今日ノ酒肴目錄ヲ破却シ賜ハ、共ニ夜間ニ至ルマテ留ラント欲スト、我輩ハ園囿ヲ見ント欲スル故ニ、速ニ後段ヲ食シ、其地ニ至レリ、今足下ニ其風景ヲ告ケン、其花園ノ好風景実ニ謂フ可カラス、各人一度此ニ来ル時ハ、直ニ兩三年間此間ニ寓セント欲スル思ヲ発スルニ至ル、只惜ラクハ、一二分時ナリシ事ヲ、此ニ於テ共ニ烟草ヲ燻シテ後、饗主ノ郷導ニ任せ、殿堂ノ前面ニ到レリ、其処ハ凡長二百ヤルド我百間・幅六十ヤルド我三十間ノ地ナリ、此ニ於テ薩ノ兵卒操練ヲ為シタリ、其指揮官ハ我友人ノ門下ナリト云フ、我輩其歩操ヲ一覽ス、尤モ我輩ノ為ニ美シキ天幕ヲ張り廻シ、其中ニ酒并果物等ヲ備ヘリ、饗主ノ

姿容ヲ察スルニ、酒食珍味ノ以テ吾等ノ意ニ満たサラン
乎ヲ常ニ愁フル色アリ、其丁寧極レリ、大砲訓練ヲ見ル
ニ、五百ヤルド我二百五十間ノ距離ニ方のヲ掛ケ、十ポ
ンドノ野戦砲ヲ以テ之ヲ打テリ、其習慣練熟驚クニ堪へ
タリ、各砲ヨリ十二発ツ、輪転発放セル時已ニ日没セン
トスル故ニ、各彼ノ親切ナル饗主ニ別ヲ告テ帰艦セリ、
其翌日、製造局ニ到ル、此処ニハ通常ノ器械備ハレリ、
午後第四時ニ薩侯ノ兄弟五人等、西洋風ノ調味ヲ以テ我
輩ヲ饗セリ、其中末弟ハ纔十歳ナリ、各篤実ノ童子ナリ、
今日ノ饗応中最モ奇観ハ、一度ニシ ャ キングピグ三尾
此シユキングピグハ切殺ヲ加ヘス 卓上ニ出テ来レリ、吾輩帰去
ニ煮焙シタル家ノ子ヲ云フナリ
セントスル時、既ニ八字ヲ報セリ、依テ漸ク辞シテ帰船
セリ、
第三日ハプリンセスロヤルノ兵卒ヲ以テ操練発放シ、薩
侯及五人ノ兄弟ニ之ヲ見セシメン為ノ準備ヲ為セリ、島
津ハ疾ヲ以テ之ニ臨マサリシ、先ツ港内ニ於テ軍艦ヲ運
転シ、三四時間発砲ニ及ヘリ、而三百ヤルトヨリ千八百

ヤルト我九百間至ル距離ニ的ヲ掛ケ、盛ナル訓練ヲ為セ
リ、多クハ命中セリ、艦上・陸上ノ友人等此発放ヲ以テ
少ク驚ナリ、大砲訓練終リテ、二十四ポンドノ火箭三挺
ヲ発セリ、此火箭ノ激射ヲ以テ、大ニ薩人ノ眼ヲ開キタ
リ、水師提督看客ヲ勞シ、終リテ後、余輩ハ翌日上陸ノ
準備ヲ為セリ、斉備ノ海軍卒五六百人ヲ率ヘ、英軍ノ歩
操進退ヲ薩侯ノ一覽ニ備ヘシ為メナリ、然レ共操練場地
隘小ニシテ、漸ク百五十人并野戦砲一対ヲ以テセサレハ
歩操成リ難シ、軍卒悉ク真ノ薬包ヲ用ヘ、以テ発放セリ、
黄昏ニ至ルマテ編成開列数式ノ訓練ヲ為セリ、其時サラ
ミス艦ハ蒸氣ヲ貯ヘ、操練場ノ近涯ニ待テリ、是レ全權
ハルリーヲ乗セ七崎港ニ到ラン為メナリ、別レニ望ミ、島
津三郎ハルリー・パークスノ手ヲ握リ、大ニ分袂ノ情ヲ
惜ミ、航路ノ健康ヲ祝シ、堅ク再会ヲ期シテ手ヲ分テリ、
全權ノ妻パークスモ侯族ト互ニ手ヲ把リテ別レリ、而後
祝砲十五発放シ、其砲烟ノ中ニサラミス艦ハ錨ヲ上ケタ
リ、

其翌日ノ遊楽ハ実ニ大ナリ、我輩朝三字ヨリ遊獵ヲ始めリ、凡英人二十名、薩人四十名ニテ港上六里許ノ処ニ到レリ、其風景ハ横浜近傍ノ地ニ似タリ、然シ樹木ハ一層森鬱タリ、林中ニハ鹿・牝豕・猿猴等多ク住メリ、一群ノ獵犬・狩師等之カ郷導ト為リ、後二回ノ獵ヲ経テ、其獲物囊ニ滿チタリ、鹿七・牝豕四ヲ獲タリ、鹿七尾中ニハ各四様ノ斑点ヲ画シ、至テ美麗ナル獸ナリ、此日又家老等ヨリ饗応アリテ後別ヲ告ケ、其余ハ暫時ノ交ト雖モ共ニ親友ノ好ミヲ為シ、畢リテ薩ヨリ水師提督ノ旗章ヲ挙ケ、重砲ヲ以テ祝発ス、直ニ薩州家ノ旗章ヲ翻シ、之ニ返発シ、其烟雲ト共ニ魔港ヲ開帆セリ、薩ヨリ各人ニ賜ハル処ノ躡等ノ細事ハ敢テ之ヲ告ケス、魔府城下并砲台等ノ奇觀景状ハ必ラス他ノ友人ヨリ足下ニ報告ス可シ、分袂ノ時ニ至リ、友人ノ親情ニ感シ、思ハス分離ヲ惜メリ、此書簡ハ只ハल्लीパークス魔府行ニ於テ為シ得タル功劳ヲ足下ニ告ケテ、以テ筆ヲ止ム、余按スルニ、薩州ニ於テ、前ヨリ固執セル議論ヲ遂ニ一

變シ、共ニ符合セシメシナラン、実ニ薩侯ハ方今日本人中ニテ最モ磊落ニシテ卓識ナル者ナル可シ、近来開成セル富強ノ策ヲ以テ之ヲ慮ルニ必ラス薩侯ハ速ニ縉紳家中ニ於テ最大位ニ進マン乎、是レ商估ノ為メニ最モ希望スル所以ナリ、

於崎港千八百六十六年第八月六日 某

本邦慶応丙寅第七月

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第二三二号
文書ト同文ナリ)

冊子原寸 縦二四糎 横一八糎 一三枚

一五三二ノ二

(表紙)
「別段新聞」

第一着ニ事ヲ起すものあれば、人皆之に効ひ、其発起人を尊敬し、随ては外国の貿易を妨る日本貴族の旧習たる閉鎖の悪弊を扫除すること容易なるへし、○大名の国は各々立君特載の制度にて、其大名の支配する処ニあらされ

は自から日本人と交易を為すへからず、又雷ニ大名のミならず、其国の商人にて外国人と交易せんと欲すると雖とも、是亦自由ならず、○余輩の見込ニ而は、此度の尋問は甚だ大切なるコトにて、從來不列顛の「ミニストル」ガ日本國ニ行たる未曾有の名策と云ふへし、○人の説には仏蘭西人が大君江専売の利を得せしめたりと云へとも余輩の聞く所にては、此利も此初のことなり、余思ふに仏人も大なる心得違なり、仏人が貿易の権を執り、之を専らニせんと欲すれとも、其終ニ至て之を譬へは、黄金の卵を生む鷹を殺せしが如くなるへし、○大君は十五ヶ月前、首府を出立したれとも、其帰るときには出立のときと同様なる有様にあらずして、同様なる權威なきこと必せり、大君は卑怯にして時日を延ばし、止を得ずして長州と戦争ニ及ひたるに、敵は然らず、去ル二ヶ年の間ニ力ヲ尽して不虞ニ備へ、其武器も江戸の君に比すれは更ニ利なり、但し長州は不正なる役人貿易の筋より武器を買はずして、正しき商人の手より之を得たり、且長

州は自國ニ居て軍備軍用の本ニ近く、敵の動靜を精密ニ承知するの便あるか故に、其利極めて多し、○兩三度に戦の外ハ、大君の兵諸方にて敗走したること疑なし、今日下ノ関より慥なる便を聞くに、長州は大君方なる小倉侯を侵し、其兵を小倉ニ上陸せしめて、二三ヶ所を攻取たりと、○「コンホート」「フヒルム」名船当港を出帆して、事件を見物する為メ、下ノ関に赴きたり、大君の諸將長州の領分を攻て、全く敗走したるは世人の知ル所なるへし、○余輩世評を聞くに、御門及び其議事宦は、外國と新に条約を取結ばんとて心配せる由なり、日本の南方ニ於ては、在來之条約を重んずる者なく、此条約は江戸の人なる一諸侯の約束書なりと云へし、○ジャッハ新聞紙の名ンタイムの中ニ、大君一人と条約を結ぶの代に、御門及び諸大名と新ニ結約せんとの説を称譽せりヶ条あり、此ヶ条は既ニ翻譯を経て、高貴の人の間ニ流布して、其人ニも大ニ此説を喜へるは世人の知ル所なるへし、右はこゝに記載する本旨にあらず、乃チ今こゝには鹿兒

島尋問の次第を略記して世に布告すへし、

二十四日、「プリンセスロイヤル」・「セルペン」共

船名、長崎を出帆し、其翌日「ハルリパルクス」其婦人と

共に「サラミス」船ニ乗て同出帆せり、○二十六日午後

鹿兒島を去ルコト八九里の所ニ投錨し、午後第二時蒸氣

を焚き、船行の列を正しくして、台場近く進み入り、錨

を投ずると同時に、陸上の台場の英の国旗を引揚げ、十

五発の祝砲を為せり、「サリンセスロイヤル」ニテモ即時

ニ之応砲せり、暫して、我方ニ而も日本の国旗を揚て十

九発祝砲せしに、薩摩侯より一発毎に之に応砲せり、斯

く互ニ祝砲を發して後、薩侯の家老船ニ尋問し、初日の

事はこれにて終れり、○午後シルハルリパルクス并ニ水

師提督、諸士宦と共に上陸し、薩摩侯の家来大勢ニて之

を驚衛(驚)して市中を巡行せしに、其様子他の日本の都府と

は更ニ相異なり、其一ヶ条を言へば、江戸の市中にて外

国人を見れば往来の人皆苦々敷顔色を為し、或ハ大声を

發して粗暴なる拳動を示すのミなるに、鹿兒島ニ而は然

らず、市中の人余輩ニ逢へば笑を含み、懇親ニ挨拶を為

し、談話甚愉快なり、○途中ニ於て休息し、チャンパン

杯を飲み、日暮船に帰りたり、本日は遠路を徘徊して稍

ヤ臥草たれとも、初て南方一大諸侯の首府ニ至り、愉快

を尽したり、○船ニ帰りし処、留主中薩侯ヨリ使者を遣

して、英船滞留の間ニ、同国の士宦十五人若しくは式十

人計饗応いたし度、就而は、明朝薩侯躬からミニストル

并ニ水師提督を為尋問船ニ来り、其帰りニ同道すへき趣

を述べたり、薩摩侯の位を以考れば、此一事は其礼敬を

示す証と云ふへし、大君か傲慢の拳動ニ比すれば、同日

の論ニあらず、且大君は其身体も其精心も南方の君と相

反して之ニ及はすること遠し、翌日第十二時之頃、薩摩

侯小船ニ乗て「プリンセスロイヤル」ニ来りしニ付、我

船ニ而は帆桁ニ水夫を登らせ、番兵を列らね、音楽を奏

し、祝砲の終るまで侯は船の軸の方ニ而待合せり、侯の

様子を見るに、身体長大骨格強壯ニして、自ら君將の威

風を備へり、其顔色純粹の日本人ニ而、眼目長して斜な

り、嘗て日本人の凶画ニ見たると異なるなし、島津三郎は人の云る如く侯の叔父にはあらずして、実は其父なり、此人は薩侯ヨリも身体短くして肥大、其挙動は薩侯の如く威儀正しからされとも、勇武ニして君主の風あり、蓋し三郎は日本国中にて最も才略ある政事家の一人と云へる人物なり、

船の祝砲終り、薩侯微笑して台場之方ニ向ひしニ、此時台場ヨリ烈しく応砲し、其発法甚整正なり、斯く双方の祝砲終り、侯は下て水師提督の部屋ニ入り、替くして我士(暫)宦十七人と共ニ上陸せり、

余輩上陸して海灣面する侯の夏宮に至り、此所の海岸には銅製の十ポンド・十二ポンド砲ヲ備へり、「ハルリパルクス」上陸するとき二十五発祝砲せしに、此時は青色の旗を揚ぐへき筈なるに、白の旗を揚げたるは心得違ひなり、○次で一統城内ニ入り、「ハルリパルクス」并ニ水師提督はシーボルトを召連れ、奥座敷ニ通し、島津三郎并ニ薩侯と語話し、薩侯格別ニ其志願を述へ、既往之

事は既往のこととして、後來双方の間ニ好誼懇親あらんとの趣を告げたり、

此談判之間、他の士宦は別間ニ扣へ、家老ニ而取持を為し、半時計ニして談判終り、一統一ト間ニ集りて饗応あり、此饗応ニは四十五品の珍味を供へ、其調理日本の精巧を極メ、日本酒・「チャンパン」「セリ」「ビール」備しざる者なし、長き飯台の一方ニ英客列座し、一方ニ

三郎・薩侯及ひ家老兩人席ニ就き、薩侯委任の大臣なる(帯刃)小松は飯台の上ニ端ニ座し、侯の傳役は下の端ニ座シず、○斯く飲食談笑し、樂を極めること五時計りニして宴を

撤せり、酒宴の間ニ音楽を奏すること一時計なり、「ハルリパルクス」主人ニ向ひ除限(略)もなきことニ付、宴を撤して、園廷を見物せんことを請ひ、急ぎ宴を罷て園ニ至りしに、山水明媚之を觀て帰ることを忘るゝ程に景色なり、此処ニ而烟を吹き、城の前ニ出てし所は、長サ二百ヤールト・巾六十ヤールト計りの訓練場ニ而、本国の兵卒訓練せり、夫より大砲の的打を見物し、日暮ニ及て船

ニ帰りたり、

翌日製造局ニ行きしニ、其機関常ニ異ならず、午後第四時侯の兄弟五人ニ而、欧羅巴流の料理を馳走せり、兄弟の中最も幼なる者は十歳、何れも愛すへき童子なり、此馳走ニ最も奇なるは、小豚三疋を出したることなり、午後第八時漸クニして宴を徹したり、

第三日「プリンセスロイヤル」船にて訓練発砲して、薩侯及び其五兄弟に見物せしめたり、但し三郎ハ不快ニ而出席なし、三四時の間、実弾・空弾を発し、三百ヤートル乃至千八百ヤートルの距離ニあるのニ当り、其有様日本人を驚かしたり、大砲の打かた終て、水師提督薩ノ客ニ饗応シ、其翌日四五百人ノ水卒ヲ上陸セシメテ訓練ヲ示サント其用意ヲ為シタレ共、訓練場狭ク、僅ニ百五十人ヲ容ルベキガ故ニ、乃チ其人教ヲ上陸セシメ、日暮ニ至ルマデ種々訓練シタリ、此時「ハルリハルクス」ハ「サラミス」船ニ乗テ出帆セントシ、別ヲ告ケタルニ、島津三郎ハ「ハルリバルクス」の手ヲ取テ別ヲ惜ミ、速ニ

再会センコトヲ懇ニ述ヘ、終テ台場ヨリ十五発祝砲セリ、余輩終の日の楽モ亦少カラス、此日ハ大ニ遊獵シ、朝第三時ヨリ、始め英ハ二十人、日本人四拾人ニテ、海湾ヨリ六里計の地ニ到リシニ、此地ハ横浜近傍の地勢似テ、樹木繁殖テ猪・猿ノ類多シ、獵犬・勢子ヲ以テ追立テ、鹿七疋・猪四疋ヲ獲タリ、○本日は家老ニ而余輩ヲ饗応シ翌日告別シテ出帆ノ時、水師提督の旗章ニ祝砲シ、「プリンセスロイヤル」ヨリ之ニ応砲セリ、薩州ヨリ送リタル贈物のコトハ今コ、ニ記サマルガ故ニ、世人之ヲ他の手筋ヨリ聞クベシ、余輩又初ニ反リテ、コ、ニ云フコトアリ、シル「バルリハルクス」ガ此度鹿兒島ニ行キンハ、甚善キ取計ナリ、「バルクス」モ此度薩摩ヲ見テハ、以前思フ所ニ案外ナルベシ、薩摩侯ハ日本国中最モ文明寛大ノ君ト云ツベシ、近来其行フ所ノ処置ハ、商人ノ為メ便利ナルモノニテ、之ヲ施行スルコト速ナレハ、日本貴族ノ手本トナルベシ、

南方の合戦

余輩ヨキ手筋ヨリ聞クニ、將軍の兵ハ再ヒ長州の為ニ破
ラレタリト、將軍ノ諸將ハ敵ノ界ニ入ラント欲シテ能ハ
ス、乃チ今ハ其国界ニテ戦争シテ敵境ニ入ラントセリ、
長州ハ既ニ小倉ニ攻入り、尚又安芸領ノ諸山ヲ越テ、將
軍ノ屯兵ニ迫り、大山ト云ヘル都府ニ下リテ、其所ヲ荒
シタリト、但シ將軍ノ士官ヨリ聞ケハ、長州勝利ナシト
云ヘリ、將軍ハ或ル場所ヘ千人ノ兵ヲ送リシガ、日本ノ
軍法風習ニ従ヘハ、長州ヨリモ同様ノ人数ヲ出シ、前以
テ戦書ヲ送テ之ト戦ハシムベキ告ナレトモ、長州ニテハ
或ル洋書ヲ讀ミ、戦争ハ唯敵ヲ挫クヲ以テ趣旨トスルト
ノコトヲ知リテ、則チ三四千人ノ兵ヲ不意ニ出シテ千人
ニ向ハシメ、之ニ勝タリ、此戦争ノ仕方ヨロシカラスト
テ、京師ノ官吏ニテ議論アリト云フ、
江戸ノ便ヲ聞クニ、此度御門ヨリ諸大名江長州征伐ノ令
ヲ下シタリト、但シ是ハ江戸の新聞ナルガ故ニ、余輩之
を疑ヘリ、嘗テ総裁職たりし越前侯、(松平慶永)之ガ為メ京師江出
テ歎願セシとなり、越前侯ハ將軍ノ親屬ニテ、常ニ將軍

を助け、且其総裁職たりしときに、諸大名の家族を在所
へ返したるとあるが故、諸大名も之に服セリ、故ニ此度
御門より長州征伐の令を下したることあらは、即チ越前
の力なり、然りと雖とも、諸大名此令ニ服すべき哉、甚
疑ハシ、「ハルリバルクス」ガ鹿児島より帰途、宇和島
江立寄る前二日、將軍ヨリ宇和島侯(伊達宗徳)江人数を指出すべし
との命ありしが、宇和島侯ハ長州の方を正理と思ひ、且
此新聞紙ニも称誉せる新条約の説ニ服し、人数を出すこ
とを好まざれとも、將軍の命あることにて、甚当惑し、
乃チ英船の来るをよき口実となし、命に答て云く、
私方港(曾)にハ、白哲(曾)の異人充滿いたし居候義ニ付キ、
様子ニ而は、中々私の人数を手放し候義出来不申、
此越(曾)ハ御門江も奏聞いたし、將軍様江申上候、
江戸よりハ兵卒兵糧を送り、軍用金の為メ、当港の人も
皆其害を蒙る、諸運上を取るを以て、当所江品物の来る
こと少く、且大坂の町人より、百五拾万両を出さしめた
りと云ふ、○日本政府より、英国の蒸気船「フジヤマ」

を袴ヶ月二万「トルラル」の貨銀ニ而借用し、弾薬を南方ニ送り、本月二十二日当港ヲ出帆セリ、長州ニ而は右蒸気船の当港を出帆せる前より此事を承知セリ、若し此船を長州まで用ゆることあらは、不容易混雜を生すべし、

薩州機密の家来老人合衆国江趣きたる事、

「私曰、木藤市ナルベシト云々」

本月三日、「カラ・シューチン」船名横浜より「サンフラインシスコ」に向て出帆するとき、薩州の家来老人此船ニ乗て、合衆国江趣きたり、此家来は元と江戸誥(註)の家老ニ而、薩侯機密の臣なり、其乗船のとキ秘蜜したる所以ハ先般日本人を勝手ニ外国江出との布告書あれとも、其実ハ然らざる故なり、先日亜米利加「コンシュル」の妻、日本の小使を連れて帰国するときも「コンシュル」は多少の手續を費して漸く其免許を得たり、又英国の商人が日本の小使を連れ帰らんとせしときは、日本政府ニ而いまだ印鑑出来ざる旨を口実として之を拒ミたり、総して御老中の約束ニて、信実(念)はきこと此一事ニ而明ケたり、

○此度薩州の家来ハ亜米利加・歐羅巴ニ而二ケ年も逗留する精(續)なり、薩州よりハ別四人亜米利加江行人者あれは此度当所より出帆セし者「ニューヨーク」ニ而右四人之者と面会すへし私曰、種湯吉等ノ士、ナルヲウタゴフ

「ジャッパンタイム」別段新聞千八百六十六年

第八月十四日出帆

昨日午後第一時、英船「サラミス」及び「プリンセスロイヤル」入津し、「シルハルリバルクス」其婦人と共ニ帰港セリ、余輩以前ニ云へる如ク「ハルクス」は鹿児島に於て薩摩を尋問し、懇親なる待遇を受け、薩侯并ニ侯の叔父江も館に面会セリ、又「ハルクス」は他の一諸侯をモ尋問せり、此諸侯ハ外国人の為メ筋を謀り、同盟論を目論見、全日本国と外国を外国の貿易に開かさんとするものにて、即チ伊子の宇和島侯なり、○又「ハルリバルクス」は二日の間下の関江逗留し、其様子を目撃したるに、先般より將軍の兵にて下の関を攻取たりとの評判

は皆虚説なり、戦争に互勝敗あれども、一般に長州の勝利なり、長州の兵ハ石州に於て、御大老の子井伊掃部頭(重憲)及び榊原(政敬)に伐チ克チ、之を追て三百人を殺したり、石州ハ長州領の北方ニあれば、長州侯ハ自国の界より伐て出たること、見ゆ、又南方に於ては、松平(久松勝成)隠岐守長州領に攻入らんとして、大島を取りたれども、長州方より之を追ひ出さんとて兵を送りしに、其兵のいまた至らざる前に島を棄て遁逃したり、

薩州ハ四方五千人の人数を京師に置キ、御老中も此度は薩州が將軍に対して敵意ある趣を布告したり、肥前侯(鍋島茂吏)の領分は薩摩侯と長州との間にあり、此人も従来外国人の為筋を謀り同盟論を助くる者ニ而、近傍の大名を結合セんとセリ、故ニ日本の南方ハ、一統同盟ニ定るべし、余輩右の事件を布告するは、大ニ満足する所なれば、諸商人も必ず之を説て喜悅するべし、従来外国ト日本の貿易を妨ぐる専利の旧弊を廢却するに其機会遠きにあらず、

新聞紙

(裏表紙ニアリ、朱)
「丙寅七月」

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第二六七号
文書ト同文ナリ〕

冊子原寸 縦二七・六種 横二〇・二種 一四枚

三三三 汾陽次郎右衛門ヨリ桂右衛門へ

長崎ニテ軍艦代金支払ノ件并長州征伐等ノ件
一筆啓上仕候、秋冷相催猶更御勇健被為成御座、御家内
様ニ茂御安全被為成御座珍重之御義奉存候、滞在中は諸
事難有被仰下、毎々自佩成御内意向等も御快御聞届被下、
殊更出船之砌は、段々結構之御贖品頂戴被仰付、重疊御
丁寧之御取扱、幾重ニ茂難有御礼奉申上候、当年は爰元
ニ而も稀成強暑ニ御座候処、益後より確と冷氣立、定而

御地ニも御同様被為在候半と奉恐察候、例年之厄日も平和ニ相濟、無此上事ニ御座候、從是は天心加護之驗茂猶著明可仕、弥増之御繁用深々奉想像候、折角御大事御保重御尽力被成下候様幾重ニも奉祈誓候、随而爰元御払金之義も此度は不容易御吟味被成下候故を以、安堵ニ帰崎仕、夫故を以御屋敷之面皮も汚濁ニ不陥、詰合中之大慶無此上次第ニ而、此上は大坂表之都合如何かと、朝暮案意罷在候、此条無滞相運候ハ、先皆尾ニ不至候、此涯之所は御心配筋不申上越候様所置仕置度、伊地知帰帆頻ニ渴望仕居候、尤此度之金筋払込之次第は、伊地知便より巨細御届可申上候得共、先其内荒形左ニ申上置候、大賀江三万兩、出保江二万兩、越前江老万兩、是にて都合六万兩相及、残り三四千兩之余分、且外ニ式三千兩は屯金御座候故、右をラルトラルス等江内入いたし、跡は伊地知帰帆迄と取究、其通にて各承知仕候義ニ御座候、尤大賀出船ニ臨ミ、投文之一条、五代同道及説得候処、漸々水解之様子罷成、夫迄之内中々六ヶ敷、是ハ余程根端之

ある事と相見得、只今にてハ随分共疑敷も解散罷成候様子ニ御座候、細事ハ五代帰着之上御届申上候様可仕候、馬関之動靜左迄新聞も無御座、乍然此内より五代方江同所より小銃買ニ参候者有之、雇船より之送越は不案御座候付、英学諸生之内を吟味候上、田中喜次郎才領にて、彼方之一名と同船、馬関迄差遣、先日首尾能帰崎仕候、其便に、(伊藤博文)伊東より来書、芸州口は廿日市迄押出し、同所江陸台場を築立相守居候由、石州口は当月十七日紀州・雲州人数を手もなく追散し、浜田よりは戦を止呉候様、態々陣頭江使節有之、夫形屯營罷在候趣之紙上、如何ニも悠々寛々と罷在候姿ニ相見得候、小倉口之義、慥ニは相分不申候得共、当港より軍艦老艘は先達而御差廻相成候、外ニ翔鶴丸と申候船も老艘は参居候、此軍艦は皆当所乃武館連中之乗付にて、出帆前五島辺迄乗出し、訓練稽古有之候処、当日少シ浪高にて各船酔いたし、大砲訓練所にては無之、其節之吟味俄鍛鍊にてハとても軍ハ出来候ものニ無之、此節小倉着船之上は、彈丸之不届所江

碇泊、時日を見合候程之上策ハ無之と、各評議いたし候

由、市中拵て之評判ニ御座候、外国奉行木下大内記殿ハ

(利懸)

手疵を被負、爰元江養生之為廻着と申触候得共、此比承

候得は、小倉ニ而心配之余り発狂にて、爰元江引取と申

義、是ハ実正と相聞得申候、兄ホウトエンも先達而蒸氣

船より上坂仕候得共、いまた其後之報知ハ無御座由、昨

日も弟ホウトより承申候、軍衆之療養之為か、親玉之御

療治か、其儀は病院等耽と不相分趣ニ御座候、折角耳を

澄し承得候廉も御座候ハ、早々御注達奉申上候様可仕

候、

独逸・伊太利亜戦争、且和平之事件、過日何門人共より

新聞二冊差出候付、早速御用部屋江差上置候、フロイス

之勝軍は全後装針銃之利器を携候故之事と相見得、可恐

物ニ御座候、急速之事にて、別ニ騰写届兼申候間、

御用済之上、御覽可被下候、

右旁之御礼、且時候奉窺度如此御座候、追々冷気も相

増可申、折角御厭被為在候様千万奉至禱候、誠恐謹言、

八月二日

右衛門様

御左右中

汾陽次郎左衛門

追啓、蘭密酒二瓶、不取敢御伺之印迄進上仕候、是

は少し時候相後れ候得共、御咽渴之節、酒吞猪口一

ツ位茶碗江御次、其上江冷水を一盃御加へ被召上候

得は、随分宜ものニ御座候、ホウトエンより到来仕

候付、進上仕候、

文書原寸 縦一六・五種 横二四九・五種

二三三 英国公使等ヨリノ挨拶状原文八通訳文添



Commander Daulton begs
to thank His Royal
Highness - The Prince of
Satsuma for his magnificent
presents - which he will
ever value in memory
of so illustrious a Service.

Nagasaki
31 July 1866

His Excellency,
The Prince of Satsuma.

指揮長ブルレルは王爵の薩摩大守より賜たる品
を謝し奉る、後永く之を貯へて記念となすへし、
とらるる一

西曆一千八百六十六年七月三十一日 鹿兒島

指揮長ブルレルは王爵の薩摩大守より賜たる勝れたる品
を謝し奉る、後永く之を貯へて記念となすへし、

六十六年七月三十一日 鹿兒島

文書原寸 縦 二〇糎 封筒原寸 縦 七・一糎

横 二四・二糎 横 一三・一糎

*Her Britannic Majesty's Ship "Porpoise"
Kagoshima 1st August 1866*

*Sir
I have the honor to enclose
from Photographs of your ground at
Kagoshima which I hope you will ac-
-cept*

*I have the honor
to be Sir
your most obedient
servant
Fred. W. Porter Chief Engineer*

of the S. Prince of Satsuma

薩摩大守公小星様

予此中小寫真画と封して送り奉り来之と受けたり
幸甚なり謹言

汽器頭 サツタン

千八百六十六年八月一日 鹿児島

薩摩大守公に呈す

予此中に写真画を封して送り奉る、若之を受けたまハ、
幸甚なり、謹言、

汽器頭 サツタン

千八百六十六年八月一日 鹿児島

文書原寸 縦二〇・三種 封筒原寸 縦六・五種
横二六・四種 横 一二種

*Mr. Sattōn
Prince Satsuma
Kagoshima*



Captain you know of the
Plover Royal has arrived
with my great pleasure
the kind welcome presents
which the Plover of
Latham has been so
kind to give him
Captain knows
will always return
them as a souvenir
of the first & my pleasant
days

プリンセスロヤルの船長ジョーンスさまと若様へ
薩摩大守公より賜わす所の品々を謝し奉る
且鹿兒島錠泊の向意の待遇を蒙りたり
帰国の後も其愉快を忘るべく候へば
貴国の盛大を希ふ

千八百六十六年八月一日

he has had the good
fortune to spend
at Kagoshima &
of the kind reception
he has met with
from his brightened
& Plover

August 1st
1866

プリンセスロヤルの船長ジョーンスなる者謹言す、
薩摩大守公より賜わる所の美品を謝し奉る、且鹿兒島錠
泊の間、懇口の待遇を蒙りたり、帰国の後も其愉快を忘
るゝこと能はず、且以来貴国の盛大を希ふ、

千八百六十六年八月一日

文書原寸 縦 一五種

横一九・二種 (表裏一枚書)

封筒原寸 縦 六・二種

横一〇・三種



Vice Admiral King presents his Compliments to the Prince of Sattama, and begs to inform him that the *Agard* will proceed to Nagasaki at 2 o'clock this afternoon, and the Captain of that ship will be very glad to take charge of any thing, should the Prince wish to send to Nagasaki.

Kajosima
2nd August 1866.

カスイアドミラルキングより薩摩大守公に好音を述へ
且言す、アルギユス名船今午後二時長崎に出帆すへし
故に若大守公より長崎に送り玉ふべきものあらは其船主
之を喜で持ち至るへし

千八百六十六年八月二日 鹿兒島

The Prince of Sattama.
Kajosima.

カスイアドミラルキングより薩摩大守公に好音を述へ
且言す、「アルギユス」名船今午後二時長崎に出帆すへし、
故に若大守公より長崎に送り玉ふべきものあらは其船主
之を喜で持ち至るへし、

千八百六十六年八月二日 鹿兒島

文書原寸 縦二・五種 封筒原寸 縦一〇種

横三六・八種 横二三種



Flag Lieut King, presents his
 compliments to His Royal Highness
 The Prince of Satsuma and begs
 to thank him for the very handsome
 presents and great kindness
 received from him during a
 very pleasant stay at Kagosima
 R. M. S. Princep Royal.
 Kagosima August 2nd 1866.

His Royal Highness
 The Prince of Satsuma.

ロイテナントキングよりロヤルハイネス高爵薩摩大守
 小好音を述へ、且甚た美なる贈品を賜りしを謝し、鹿兒
 島碇泊の間、懇切の処置を蒙ることを感佩し奉る、

不列顛女王殿下の艦プリンセスロヤル

千八百六十六年八月二日 鹿兒島

ロイテナントキングよりロヤルハイネス高爵薩摩大守に
 好音を述へ、且甚た美なる贈品を賜りしを謝し、鹿兒
 島碇泊の間、懇切の処置を蒙ることを感佩し奉る、

不列顛女王殿下の艦プリンセスロヤル

千八百六十六年八月二日 鹿兒島

文書原寸 縦一七・八種 封筒原寸 縦六・五種

横二二・二種 横 一二種



Wm. J. F. Pitt Rivers
Paymaster of H. M. S.
Ship Prince Regent
presents his compliments
to His Excellency
The Prince Satsuma
& begs permission
to thank His

薩摩大守足下に呈す

英艦プリンスロヤルの勘定役好音と申し、謹て
呈下し甚々又なる贈品を賜りしを謝す
帰の後、永く之を貯りて貴国の記念となす

千八百六十六年八月二日 鹿兒島



Excellency for the be remembered
great honor in with the Prince and
has conferred by gifts of articles
sending such a
big hand down &
with the present
which will be
The Prince of Regent
2. August 1866

To His Excellency
The Prince Satsuma
&

薩摩大守足下に呈す
英艦プリンスロヤルの勘定役好音を申し、謹て足下に甚
た美なる贈品を賜わりしを謝す、帰国の後、永く之を貯
へて貴国の記念となすへし、

千八百六十六年八月二日 鹿兒島

文書原寸 縦一七・五糎
封筒原寸 縦六・五糎
横二二・二糎 (表裏一枚書)
横 一一糎



Mr. E. P. Stambird, of Hong Kong, expresses his most sincere thanks for the kindness and hospitality, and, above all, for the handsome presents of His Royal Highness.
 August 2nd
 1866
 H. R. H. Prince Satsuma

エルクビルスト名なる者王位の大守の懇親なる待遇殊に美品を贈りたまはるを謝す
 と謝す

六十六年八月二日

王位に在る薩摩大守

六

To

His Excellency
 The Prince of Satsuma

エルクビルスト名なる者、王位の大守の懇親なる待遇、殊に美品を贈りたまはるを謝す、

六十六年八月二日

王位に在る薩摩大守江

文書原寸 縦一五・六糎 封筒原寸 縦七・一糎

横一九・四糎 横一三・一糎



*Mr. Frederick Porfield Secretary
to Admiral King, begs to present his
compliments to the Prince of Setsuma, and
thinks him very good for the beautiful
picture the Prince was so good as to send
him. Mr. Porfield will always
have the most pleasing recollection of his
visit to Kagoshima.*

*Yours faithfully,
Fred. Porfield.*

下ミキル、シテ、書記官、シテ、大守公より美
愛、其懇情を謝し奉る、之を永く貯へて鹿児島に
留置し記念となすべし

千八百六十六年八月二日

七

*His Excellency
The Prince of Setsuma.
Kagoshima.*

七

アドミラルールキングの書記官ペンホルド、大守公より美
贈を受け、其懇情を謝し奉る、之を永く貯へて鹿児島に
訪ひ至る記念となすべし、

千八百六十六年八月二日

文書原寸 縦二二・五 封筒原寸 縦七・二 横三六・六
横三六・六 横一三・二

一三五 長州家老中ヨリ筑前中津両藩家老中へノ

通牒

小笠原閣老ノ不法指揮ト長州藩情

(端裏付箋)

一丙寅八月

一八月四日 丙寅

一筆致啓達候、然ハ弊藩士民一統無余儀情実之儀は、旧冬於芸城大小監察江申上、巨細御聞届ニも相成候付、此上は早速寛大之御沙汰可被仰出事とのミ奉仰望居候処、小笠原閣老御下芸後御様子振、右様ニも不相成由致伝聞(長付)一統疑惑罷在候処、其後御沙汰書御渡方一条ニ付而も、最前末家名代之者は本家名代ニは不相成との御達も被成置候処、当日ニ至り、現在主人父子名代として差出置候、同列之ものは差置、末家名代ニ而本家筋御達書とも御渡相成候由、就而ハ前後彼是御齟齬之次第よりして、末家ニおゐても、御沙汰筋達方も無之のミならず、堂々たる天朝幕府之御達振、右様誑詐顔之御所置は有之間敷と、士民とも尚更疑惑を増し候折柄、追々歎願申出候筋、丸

々御熟味も不被為在、一切に御差し返ニ相成、且名代同列之者御処置振を始、大島郡辺沿海地方御砲撃、無辜之小民迄も御劫凌相成候次第等、孰れも小笠原閣老御差図之内ニ而、何とも不得其意儀等有之、然処小倉藩之儀は、旧来之行懸りも不少候処、此度小笠原閣老御指揮役として彼地御滞在ニ相成、馬関口之儀も芸・石口等之御差図ニ準し、御討入期限頻りニ御督促、已ニ御渡海御用意も有之候付、弊領屯集之者共不得止、此より防戦致候由に候へ共、畢竟君冤難霽、随而臣子之情実不相伸よりして、不得止防戦ニ及候儀ニ而、素より人之宗社を覆没し、人之土地を侵奪いたし候心底は毛頭無之候処、此度不計も小倉城御放火ニ而、君臣とも御立退ニ相成候由承り候(行カ)而は候而は、不一形驚愕此事ニ御座候、就而ハ其領民撫恤方之儀は差当り不被捨置儀ニ付、不得止暫く差図為致置候間、前断之通、只管臣子之情実難相伸より差起候儀ニ候得は、心事い曲御推知被下度、且尊藩ニ対し奉り候而は、別而寸怨も無之、旁御隣接之事ニも有之、小倉領

人民撫恤方之儀、何卒其御役筋之衆被差出、都合能御取計被下度致御頼候、尤当節柄之儀ニ付、兵士其外、多人數被差出候而は、いかゞ之行違可相成も難計候付、右は決して御断いたし置候、乍併兵器其外軍備ニ涉り候もの之儀は孰も軍側を以取行ひ、且又小倉領沿海地方ニ而、

弊藩防禦方便利之地形は、軍備無之候而ハ防戦難相成筋も有之、不得止暫く拝借致置候儀も可有之、御含置可被下候、先は不取敢国情之次第、得其意も置度如此御座候間、此段^{宰相}大膳大夫 様被仰上、可然御取計可被下候、恐惶謹言、

八月四日

長州大膳
家老中

本文之趣^{筑前}中津藩江も申越置候付、此段御含置可被下候、尚又乍御手数、早速御返答被成下度致御頼候、以上、

(魚田齊運)
筑前宰相様
奥平大膳大夫様
御家老中様

三三六 汾陽次郎右衛門ヨリ伊地知壯之丞へ

長崎貿易其他ノ件

御一別後御動靜不奉伺候得共、先以御安泰被成御奉職、不相替御用繁之御事と重疊珍重御儀奉存候、滞在中は種々御丁寧何かと御介抱被成下、殊更私之事のミならず、詰人数中之事迄御うるさく奉縫候処、一々心快く御承諾被下、何とも御礼申上様も無之、将又出立ニ候而茂、結構之両品御祝被下、彼是以御懇篤之御至情、更ニ不知所謝、恐縮此事ニ御座候、道中も精々差急候得とも、阿久根江両日滞在、船中も別而之不順、漸く廿七日茂木着、定而小松家も御立後とハ乍存、当日直ニ崎着仕候処、幸ニは未御滞在ニ而彼是御用向も承知仕、先以安堵仕候、開聞丸ニも昨今は無相違御着帆、市来氏其外より細大御承達も御座候半、其後異事無御座候得共、一昨日大賀不図入来、無拠相談承趣有之、随分御利益之道筋ニ可有之、

山木様とも相談仕、筆端ニは事情尽し兼も可有之、且御問答之御為にもと、野村等江相含メ急々今日出立相成申候、着之上御聞届、利害得失細詳御評義も可被下候、差当リニは、大金之禿^{ツツ}し方と禿^{ツツ}し候人物とニ御込入かと奉察候、髻人共よりも何か故障可申立哉、しかし夫等ハ無御構道も当人までも御濟せ之方か、夫等ハ御賢評も可被為在御事、態と不好多^(マヤ)症専之市来氏も能相付候由承仕合ニ御座候、乍然僅三四日之重り合、心事尽し兼候半欵と夫丈は遺憾ニ御座候、円山江関係も有之、離袖深意之被察候廉も不少、淵底野村等より御承達可被申候、今朝早出立、彼是と少々多忙、先々御礼のミ如此御座候、未不定之時気折角御大事被為在、御深重候様千万奉拜折候、恐惶謹言、

八月五日

汾陽次郎右衛門

伊地知壯之丞様

参入々御中

追啓、匱菓一箱不取敢書印迄進上仕候、

中村様御初御席中江茂、乍憚可然被仰上可被下、滯

在中いろく御丁寧之御事、いつれ後便猶深重恭

奉拜謝候、頓首、

文書原寸 縦一六・五種 横一一種

二三 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

天下ノ形勢憂慮ノ件

(包紙ウツ書) 一島津大隅守殿

机下

晃

封

御請濟

(封紙ウツ書) 一島津大隅守殿

玉机下

晃

時下随分く御自愛奉存候、東門之一揆西洋之一条、

防長之一事大樹之大変、随而不測之大変、唯々驚歎

已ニ候、何卒く海内静謐奉希入候、敬白、

秋冷之候増長、宜御安悦哉、猶承度候、晁無事乍憚御放

念可給候、扱ハ此度奉為 国家忠節之建白、殊無類勤王

之志

觀感不斜候、(二条書敬) 関白殿ニも御満足ニ思召候由、乍去万事幕

府江御委任之上は、只今の処何共く不被行方の上し、

定從武伝被申達事候間、右ヶ条ニ付撰相老公 (近衛忠房) 内大臣殿

正三卿儀も恐痛種々御尽力ニ候得共、如何々々ニ而不被

行、何共く恐入候次第ニ候、委曲ハ定而在京家来より

申入候事と存候、大久保一藏・内田忠之助実ニく候、(仲之助、政風)

永之苦心千変万化之御尽力、岩下左次右衛門より度々承

り候事也、何事も天命と存候、僕大久保以下ノ志水泡画

餅、万々気毒に奉存候、併尚為

皇朝御忠仕内々伏而希入候、晁元来不才何等之尽力も不

叶候、正三卿の身命ヲ抛ち、直係毎度ノ舌戦実々公卿中

之一人ト万々感伏候付、別事徳川黄門西征之事かたく

一大事に存候、此一戦ニ而天下ノ形勢其群芳ヲ顕候事ト

存候、書外万々後便と令書略候、恐々謹言、

八月五日

文書原寸 縦一六・三糎 包紙原寸 縦二九・五糎

横四四・二糎 横 三・八糎

三、汾陽次郎右衛門ヨリ松岡十太夫市来六左

衛門へ

長州再征小倉落城後ノ長崎情報

「包紙ウツ書」
一松岡十太夫殿

市来六左衛門殿

汾陽次郎右衛門

ノ
L

小倉落城ニ付、別紙之人数追々爰許到着相成申候、然処

閣老ニは一昨五日之夜中、回天丸江乗込相成、東目通航

上坂之筈ニ而、今日出帆と申事御座候得共、今日ハ天氣

不宜候間、多分明日より先可罷成哉ニ御座候、別紙之人

数も過半乗船之由ニ御座候、

三国丸義去四日夕刻着帆、今既越前之様致出帆候、吉井

幸輔義も便船ニ而博多迄差越候、(友秀)

右阿久根飛脚之帰便有之、御届申上候、以上、

汾陽次郎右衛門

崇福寺

千人組

原 嘉藤次

八月七日

久保田喜八郎

松岡十太夫殿

組手式百五十人

市来六左衛門殿

御徒目付

文書原寸 縦一四・二種 横八七種

西御役所

七人

(別紙)

御目付

同

御小人目付

八人

福濟寺

平山謙三郎(謙次郎次、敬忠)

小笠原様御家来

松平左金吾(勝安)

同

四百人

永昌寺

村越三十郎

御徒目付

別手組取締

体性寺

老人

興徳庵

多賀外記

御小人目付

永聖院

組手五十人

同

老人

御使番

文書原寸 縦 一六種 包紙原寸 縦二八・五種

禅林寺

酒井数馬

横四九・五種

横二〇・五種

石川八十郎

一三五 新納刑部ヨリ桂右衛門等へ

長兵小倉城陥落ノ情報

(繪裏朱書)
「丙寅八月八日」

御小姓与村田新八、去ル五日夜、馬関より当所江着船い
たし候付、彼表戦争之次第承届候処、先月廿七日未明よ
り長州勢大里江相渡、同所より赤坂迄半里余之所を戰場
ニして小倉勢并肥後勢と相戦、当月朔日ニ相成小倉城江
自ら火を掛及落城、翌二日長州より小倉江入込候段、別
紙之通承届、其外諸方戦争之形行等別冊差出候付、相添
差越候条可被達
貴聞候、以上、

寅八月八日

桂右衛門殿 (久武)

小松帯刀殿 (清應)

島津伊勢殿 (藤坊基六)

川上但馬殿 (久連)

新納刑部 (久傳)

〔本文書ハ〕鹿兒島県史料 忠義公史料「第四卷第二四五号

文書ト同文ナリ

文書原寸 縦一四・五糎 横八六・五糎

〇三〇 高崎友愛ヨリ中山大久保へ

横浜鎖港ト外交

一三二 徳川慶喜奏聞書

長州再征解兵善後策ニ就テ

私義大樹為名代出陣之義被聞召、此程より賜御暇、不日
発途可仕奉存候処、大樹病体追々差重候趣、諸藩一統伝
聞仕候故ニも可有之哉、九州筋俄ニ解兵ニ及候趣、兼而為
指揮出陣罷在候小笠原寺岐守儀も引揚掃坂可仕段申越、
私義征長之大任素より行届不申候故、御断申上度候処、
目前急務、国家御安危之界と奉存候付、其旨を不量、一
身ニ引受、勉強仕候心得ニ御座候処、前段之事情ニ立到
り、諸藩引退候上は、兼而言上仕候通之薄力非才ノ私、
此上諸藩之指揮所詮無覚束、尚又諸藩ニ於而も兼而之御

趣意ニ御座候折柄、俄ニ解兵仕候は必定、夫々之見繕も

可有之、就而は此場ニ於ては急速諸藩呼集、銘々見込も

得と承届ケ、筋々利害得失論の上、天下公論之決着を

以進退仕度奉存候、私義是迄格別之御寵恩を以厚蒙 御

沙汰、出陣ニ臨ミ、今更右様之義言上仕候而は、

朝廷ニ奉対実ニ恐懼千万奉存候得共、此上御大事を誤候

而へ、如何ニも恐入候付、至情難黙止言上仕候、此段寛

大之以

思召、微衷之程宜敷被為

聞召分、御許容之

御沙汰被為下候様奉願候、前件之次第、畢竟諸事不行届

より差起候儀は、私ニおゐても奉恐入候、依之罪を

闕下ニ奉俟候、誠惶誠恐頓首謹言、

八月

慶喜

右十六日奏 (聞)ニ御座候よし、到而本書誤多難汲処多

候得共、写差上候事、

文書原寸 縦一五・七糎 横九三糎

三三三 三条実美卿ヨリ修理大夫大隅守両公へ

礼詞及筑前藩情密報

(包紙ウツ書)
「松平修理大夫殿

島津大隅守殿

御密覽

三条実美

〔朱「誠」〕

丙寅 八月十七日

一翰呈上致候、秋冷之節候処、先以御勇健被成御座大賀

之至存候、抑方今之時体ニ就而は、別而御憂慮之義恭察

仕候、猶為

国家御尽力之程、千祈万禱之義ニ候、

小生輩

身上之義ニ付而は、昨冬以来不一方預御周旋、西郷吉之

助始毎々以御家臣御懇示之段、不堪銘惑安慮罷在万謝難

尽候、猶此上宜希度偏御依頼申候、拟亦当藩之義は、追

々御承知之通、至当節弥增切迫之事体、為

皇国不堪憂歎痛心此事ニ御座候、右ニ付而は、先達已来

段々御説得御周旋之末、今日之形勢ニ而は、此後如何可

有之哉、甚以懸念致候、定而御賢慮茂可有之、猶又御周旋之義、渴望之外他事無之候、此度御家臣大脇弥五右衛門帰国ニ付、愚意之旨密々相託申候、委細之情実等御直聽被下、御取捨偏御賢考被成下候様希望仕候、心緒縷々難尺毫端、右概略、是迄御無音打過候間、御懇委之段謝詞申述度、且以当節之事情、旁密々寸楮呈上仕候、尚期後音候、仍如此候也、恐々謹言、

八月十七日

三条実美

松平修理大夫殿

島津大隅守殿

玉机下

一伸、時下折角御自愛專要存候、乱筆失敬之段、御海涵可被下候也、

〔本文書ハ〕鹿兒島県史料 忠義公史料「第四卷第二四八号

文書ト同文ナリ

文書原寸（折紙） 縦一五・七糎

包紙原寸

縦 三一糎

横四四・八糎

横四四・五糎

三三 岩下佐次右衛門書翰

長州再征解兵ノ件

越前之青山小三郎去ル十八日参候而、勝房州（義忠）より伝言之次第、長征も解兵之筈ニ而、諸侯御召、其上至当之御所置被仰出筈ニ候、九州、九州より三侯・因・備・芸・阿・宇和島・土侯ニ而候、私ニ云、「尾越ハ不承候得共、おのつから之事と存申候、」橋よりも御直書を以被仰越筈ニ候、房州ニハ今朝より出発、監察同道、芸州出張之水野閣老（忠誠）へ右之趣申達と申所ニ而、夫より房州單身山口迄入込説得之筈、太抵やり付候見込之由、万一説得不行届節は、被縛欵、被殺欵、左候ハ、曲直も相分事、又生て返候ハ、直ニ軍艦を以征伐之含ニ候、夫迄之所ハ静観致くれ候との事ニ御座候、右復命之場ニ至、尽力頼候儀可有之、此段も兼而願置との事ニ候、青山余話ニ（松平春嶽）嶽公必死之御尽力被成候由、橋邸へ御出、種々御論被成候得共、一ツも不相用候得共、亦突切候次第ニも無之故、今一度々々と御書面御対面等及度々、終ニハ是迄と御存

込、御書取御遣被成、若御採用無之候得は、断然御帰国
之思召ニ而御差出相成候処、丁度九州之報知有之、(勝勝)板倉

驅登候時ニ而御丁寧之御返書、右ニ付、折入而御談合被
成度候間、御出被下候様申參候由、其節ハ御出御断、其

後御出相成候処、原市之進等前日之会釈とハ天地之道、
懇懃之体、氣之毒程有之候と御話之由、夫より御説も立

候様相成候由、勝之御伝言ニは、報命迄之間是も御靜観
可被下旨、返々申上候様被申候由御座候、

八月廿四日

岩下

將軍様

文書原寸 縦一九種 横一二・二種

三五 堂上廿二人上奏聞書取

去月晦日別紙堂上

禁中江御推參、於

御前御諫争之始終

(近衛忠房) (実斐)
内府公井正親町三条卿より承知仕候大意左之通、

当世体日々切迫不可救之勢ニ相成、且彼是より

朝廷屢御失体被為 及候儀、畢竟幕・一・会・桑より

言路令鬱塞、譬ハ

朝廷は一・会・桑物同様相成候処より右次第ニも立到

候儀を御慨歎、列參之上御諫争之御談決定いたし、同

日辰之刻ニとの被仰合ニ而、各御參内三番所へ御揃、

(經之)中御門卿 (齊敬)二条公江御參云々之事件言上仕度候付、御

參内被下候様御願御事柄も粗被 仰上、終ニ其通ニ御

納得、 条公未之刻時分御參相成、 兩宮御以下被仰

遣、夕刻追々御揃、左候而、 条公御批席江大原卿・中

御門卿御出、粗申上候通之趣意ニ而列參仕候間、是非

出御奉願上候付御取成可被下、御事柄ハ其上可申上旨

を以御願ニ付、直様被達

御聽、無程御表江

出御、三公以下御列座之処、大原卿・中御門卿其外二

十卿御平伏、中御門卿より御發言、続て大原卿左之通

被仰上候由、

一諸侯 御召之儀承知仕候得共、幕江御達之上布告之趣ニ而、夫ニ而は速ニ列侯出京彼是遲寛可仕哉、是迄時勢切迫と申儀度々御座候得とも、是程迄之儀は有御座間鋪ニ付、冀ハ断然

朝廷より急速 御沙汰相成、早々上京仕候様有御座度との趣、

一幽閉之堂上、格別之御憐愍を以御許解被 仰出度との趣、

一長防解兵一条御達書不条理ニ付、邂逅之 御趣意貫徹難仕候半との趣、

一朝廷御失休、此近年屢被為 在、実ニ慨歎之仕合奉恐入候、何卒綸言如汗と申様ニ一度御決定被 仰出候儀は、いつく迄も不被為 変様なくてハ屹と不相濟、勿論条理判然相立候儀ニ候得は、素より相変儀無之筈、いつれにも往々御熟諫、是ニ於道遺漏なきと申様無御座而は、幕は勿論諸侯といへとも自然と輕蔑之情相生し可申儀顯然たる御事ニ可有之、近申せは長防之御所

置如キニ而、

朝廷ハいつく迄も寛典之 思召之処、幕より申乞ニヨリ亦速ニ討入可遂成功と申様之事変御座候而ハ、実ニ勅命とハ難申上、惣而奉評候ものニハ、いか様之事ニ而も申張仕遂候気味能成候而ハ、甚不被為濟儀ニ而、慨歎仕候様とも、彼是御説言相成候由、然処

勅語ニ而四ヶ条とも一々採用難致、就中幽閉之諸卿解罪之儀ハ猶以不相成、是式之儀ニ列参いたし、不敬之至ニ候旨、

御逆鱗之御容体ニ被相伺候由、左候而、是程ニ誠忠を尽すの存意ニ候ハ、昨年兵庫江異舶襲来之節ハ、実ニ

皇国未曾有之重事ニ候処、一人も異国之甚を申出ル者なく、其節之切迫ハ此節ニハ難競事候処、こと／＼敷推參不敬之至ニ候、右四ヶ条奏 言之趣、以書取可申上との御事候処、大原卿御答、(非オカ)菲材之小臣等書取難仕処より、直言上奉願上候、只今申上候通之儀、今一度

同様申上ル事さえ、前後仕儀ニ御座候、況ヤ以前之件々書記候儀は、奉蒙 御免度、今日之略言事書ニ仕差上候而ハ、何様可有御座哉と御伺之処、其通ニ而御宜敷との御事ニ而、直様料紙御取寄ニ相成、於御前御認ニ相成候由、

一前条

朝廷御失体云々之語彙ニ、二条公より、右御失体之件々尤之儀ニ而誰罪ニも無之、菲材薄識之自分重任を奉穢候段罪難遁、一言之申分無之、実ニ奉恐入候と被仰上候処、大原卿より、決而左様ニ無之、公之儀は万機之政御一身ニ関係する事ニ而、実ニ多端之御事ニ付、依時宜は少々之御増漏ハ御尤之事ニ候、国事之上ニ就而は、御失体之御方外ニ被為在候との御答故、
(賀陽宮)賀宮、夫ハ自分之事ニ可有之、善と考へたる事も皆悪ニ変し、一言之答も出来かたく、一々尤之論実ニ的中、申開出来かたく恐入事ニ候旨被仰候処、左様ニ御座候、宮と奉差儀は、全体御法中賢明之御名高被為在候故、

只今之御身上ニ被為成、国事扶助被仰出候御儀ニ而、此一篇ニ付而は、アサハ御当職之上ニ御立、御裁判被遊候而、万事公平至当之御所置御請持之御職掌候処、万端一・会・桑之論迄を御聞込、言路鬱塞仕候故、如斯勢ニ相成候而も御悔悟無之、弥不条理而已被行候儀ハ、御一人之御罪と奉存候旨御答被仰上候由、然処
条公より

宮御一人ニ而御決定相成候儀ニ而も無之、御互ニ得失を論し御決定之上ニ出る儀ニ候得は、罪ニ軽重無之との御挨拶被仰候由、山階宮も御同様之御答と承申候、
一御上入御之上

宮・公卿方御一同、八景之間江御退座之上、大原卿・中御門卿御招、諸侯御召之儀一橋より奉願、且原市之進を以 朝議御決定之上ハ、相伺早々帰坂申付置候趣も有之、其通ニ取究置候、夫を反し候而ハ頭約ニ振れ候、如何可有之哉之旨御相談ニ付、両卿より其篇之儀ハ少しも一同之処も差支無御座、乍併一日後候へハ、

一日丈之延ニ御座候間、早々

朝廷より御召ニ決定相成候趣、断然被 仰出候様有御座度との事ニ而、再此節ハ小御書江出御之由、

御前江御出、列候 御召之儀は、 朝廷より断然被

仰出度旨被 仰上候処、

御納得被為 在候由、幽閉諸御御解罪之儀ハ、是非と

申儀ニ而ハ有之ましく、篤と 御熟考可被遊との御事

之由、大原御召之儀は、為後達候而ハ勢も抜可申候間、

時日被 仰出被下候ハ、猶亦難有可奉存旨被 仰上、

二日未之刻も御究ニ相成、議 奏衆より大原卿江御達

相成候旨承知仕候、

一二日大原卿期日刻通御參 内、半刻過も御流ニ而、

御前江御通、人御弘ニ而夜入過迄委敷被 仰上候由、

勅語、過日ハ列席も有之、往々間遠ニ而御聞取被遊兼

候儀も有之候間、篤と今日ハ可被聞との 御沙汰被為

在候由、大原卿、今日ハ十分ニ申上置候、近日何分

御沙汰可被為 在との

御答ニ而退座いたしたとの御咄被仰聞候旨、野津七左(續)

衛門より承申候、是ハ決而いふなと御口留御座候由、

一御推參之当朝、中御門卿 条公江御出、荒増之儀被

仰上、公卿且武篇御退職辺之儀も為有之由候得共、

条公御説得ニ而御止ニ相成、右之四ヶ条ニ相成候由、

一諸公卿方幽閉御解罪一条之儀は、御手前様

内府公江被 仰上候趣彼是之儀ハ御存知之御事候間、

書記不仕候、

一二条公御辞職、去ル四日ニ被仰上、御聞届難被遊との

趣 御沙汰被為 在候得共、此節は御使者江も御所勞

ニ而御逢無之、敵敷御事之由、

内府公も御出相成たる由候得共、是以御同様ニ而、御

断相成候趣ニ付、決而御再職ハ有之ましく奉存候事、

一賀陽宮も同日御同様之処、是ハ不容易訊ニ付、まつ篤

と御熟考、御吟味も可被為 在候付、御手許ニ御扣可

被遊旨ニ而、何之御挨拶も無之故、柳原卿より承知仕

候事、

右之通私承得候荒増ニ御座候、乍併多端之儀は相洩、且前後仕候儀も可有御座候得共、御心覚迄ニ差上申候事、

文書原寸 縦一四・三種 横三四八・五種

二五 堂上廿二人列参建白姓名書

- 一 中御門(經之)左大弁宰相
- 二 大原前(重徳)左衛門督
- 三 北小路(隨光)左京権大夫
- 十三 千種(有任)侍従
- 十四 岩倉(具綱)侍従
- 二十二 岩倉(具定)大夫
- 四 高野(保美)三位
- 五 穂波(経度)三位
- 六 高倉(永祐)三位
- 七 榊筒(隆船)中将
- 八 愛宕(通致)中将

- 九 植松(雅言)少将
- 十 高野(保建)少将
- 十一 園池(公静)少将
- 十二 高辻(修長)少纳言
- 十五 長谷美濃(信成)権介
- 十六 四条(隆平)大夫
- 十七 西洞院(信愛)大夫
- 十八 西四辻(公業)大夫
- 十九 愛宕(通旭)大夫
- 二十 沢主(宣種)水正
- 二十一 大原(重朝)左馬頭

御列席
(二条齊敏)
 関白殿下
(前彦親王)
 賀陽宮
(胤親王)
 常陸宮
(近衛忠房)
 内府公

一条大納言(実良)

九条大納言(道孝)

正親町三条大納言(実愛)

柳原大納言(光愛)

飛鳥居中納言(飛鳥井九、雅典)

六条中納言(有登)

久世前宰相中將(通照)

文書原寸(折紙)縦一六・二種 横四四・七種

三書 因州藩家老鶴殿主水介ヨリ藩主ヘノ建白

長州再征ニ付出兵ノ不可ヲ論ス

(朱)
「丙寅八月」

謹而奉言上候、此度幕府より討長期限被仰出候ニ付而は
一昨年已来愚見之旨縷々申上候処、御採用不被為在、畢
竟臣等方疎論迂主意洞徹不仕儀と深く奉恐入候、依而は
退而愚慮仕候処、益以不堪憂慮、尚又衷情奉言上候、元
来此度幕府より長州御再討之御趣意、根元何れニ有之候

哉と相顧み、一昨年十二月尾州前大納言様、御名代とし(徳川慶勝)

て芸州御下向之節、長州伏罪之廉相立候付、御納陣ニ相

成候処、昨年五月不容易企有之趣を以、大樹公御進発ニ

相成、同十一月大小監察出芸、長州家老御呼出ニ相成、

委細御糺問被為在候処、夫々御答申上候ニ付、御不審之

廉被為響、第一朝敵之罪名被為除候旨、

朝廷江被仰上、其節從

朝廷、長藩之儀ハ、寛典被所之

思召之旨、兩國安穩可致所置之段、御沙汰被為在候御儀、

天下諸藩之敬承仕居候所ニ御座候、然処統御失任之廉御

咎ニ相成、削封已下之御処置被仰渡候処、長州より御受

之日限段々延引及候ニ付、弥此度御討入之期限被仰出候

御儀ニ御座候、然ル処長州伏罪之次第ハ一昨年相立、朝

敵之罪名ハ昨年ニ取除候上ハ、天下に鳴唱可仕程之罪状

ハ無之候処、日限延引些細之不敬ニ依而

朝旨ニ被為背、天下之大乱を被為醸候儀、長州之善惡邪

正ハ捨置、幕府に於而大義名分難被為立候、且御達発已(ツ)

来遂に年月相立、幕府之将卒ハ倦怠狐疑を生し、天下之諸侯傍観、不服を懐き、既に薩州之如く表面激烈之願達仕候ニ至り、其末諸国困弊、人心尽ク離背仕候儀、不可勝言、先頃定而備後助名代として出芸仕居、未タ表面御所置御受之有無不申出候内、御召捕ニ相成候儀も、条理を不被為尽、適長防士民之憤激を被為益候儀に御座候、如此幕府御不当之御次第、差つとひ候所、即今強而御討入ニ相成候共、大小諸侯傍観座視候而已、倦怠狐疑之士卒を以、憤怒激発之長兵と被為戦候は、如何程大軍たりとも、御勝算万々不相立、兵結不解曠日深久之内、天下如麻沸乱、竟にハ幕府両ながら艱難之御場合出来仕候ハ如指掌義ニ御座候、此故ニ大義ニ於て御出勢被遊候筋無御座候、右大義名分ハ姑く閑き、近々御国力を顧み候に近年国事多端に付而は、御勝手向御窮迫甚敷、無御拠御家中五分御借上ケニ相成候様次第ニ而、御家中武備心懸ケ違無之、殊ニ物価貴騰ニ付而は、農丁之者共難渋不容易、加之春来氣候不順ニ付而は、若今年凶作ニも御座候

ハ、仮令御出勢無之ニ付而も、御両国治平無覚束、沉ヤ御出勢相成、長州容易ニ降伏不仕、月日を経候ハ、當時有之御国用御不足之处、万端之御費用如何相繕候哉、是等之儀ハ被捨置候共、出陣仕候者共、大平之世に生長致し、長州とハ乍有旧懇、無拠戦陣ニ臨候儀ニ而、決戦争闘之志無之、有事ニ臨候ハ、忽敗潰仕候儀眼前ニ御座候、此数件ニ付而も御出勢之利・不利、瞭然たる義ニ御座候、或ハ一昨年御出馬も被為遊候上ハ、今年又御出勢可有之御儀と相心得候族も有之候哉ニ御座候得共、一昨年ハ長州三暴臣輩下暴動、朝敵之罪名既に相除、幕府之所独伐ニ御座候故、根元公私之趣意大ニ懸隔仕候儀ニ御座候、素より御家之儀ハ、幕府格別之御恩沢被為蒙、幕府公明正大之義に御座候ハ、社稷ニ被為替候而も御尽力可被遊御儀当然ニ御座候得共、右様違本ノマ、詔無名之師たりとも、強而御随從被遊、幕府欣発を被為違、隨而吾藩之衰弱に立至り候而は、乍恐真ノ御忠節とハ難申上奉存候、仮令今日之命令ニハ被為違背候とも、

前条幕府御不為之次第何処迄も御諫諍被遊候社、御懿親

之御任を被為尽候御義にて、即チ一昨年之御意書ニも有

之候様義を以て可補佐、幕府との御旨ニも被合候御義ニ

御座候、諸役人共彼是奉感尊聴候義申上候とも、君上之

御明智を以御洞察被遊候ハ、得失利害容易ニ御弁知被

遊候御義ニ付、非常之御英断被為在、上み

朝廷幕府不被為負、下は御両国士民安堵致社稷永久、御

芳名千載相伝へ候様御処分被為致、不堪大願奉存候、臣

不肖猥に政府大任ニ罷在候而、忠謀良策を施し、不能安

国家候義、御代々様江奉対、罪無所道、恐懼戰慄之至ニ

不堪奉存候、万一此儀御採用無御座御出勢被仰出候得は、

臣等ニ於てハ如何様被仰付候所御座候とも、命令布告仕

候儀ハ決而難仕、不得止退職奉願候外無御座候、仰願ハ

少數尊意被為留被下度、不顧忌諱苦衷奉言上候、直誠惶

誠恐伏地 候罪、

右因州家老鶴殿(長道)主水介、君公江建白写ニ御座候、老

職農尾某ニも別段上書致候由、事柄ハ右同意と申事

ニ 御座候、

冊子原寸 縦二四種 横一六・五種 八枚

二五〇 薩兵入京ニ付会藩狼狼事情

二二通

一五四七ノ一

方今天下之形勢致一変、諸家 御守衛人数も被差出、就中

幕府より御取締も嚴重御手為付、夫々御職掌も有之候得

共、既ニ長防とハ兵端を開、追々諸藩出兵ニも相成候得

は、此末外冠之患も甚念遺敷、亦此機会ニ乘シ野心ある

もの、いか成隠謀可企も難計、且遠国ニ相聞候ニは無勿

体も、

鳳輦を奉移抔致流言候付、寡君深く患て、過日為 御守

衛弊藩より聊人数上京被申付候処、狐疑を生し却而異心

有之なと前後不勘弁之族申触す由承之、心外之至ニ存候、

且亦会藩と間を生し、鬭争ニ可及なと流言甚敷、既ニ去ル

廿三日夜今出川東広小路辺ニは数十人小銃・手鎗等携、
頻ニ奔走之者有之、間ニハ着籠沓足ニ身を堅候ものも罷

居候よしニ而、右辺暫時は大ニ騒動、兼而申触候会薩蘭争可致など区々評判承及、以之外なる次第、笑心至極ニ候、抑弊藩之儀、避遠之野夫トは乍申、太切なる

朝廷奉蒙 御守衛居候而、於

輦穀本何之意味有て私ニ干戈を動し、上ハ奉腦

叡慮、中ハ 官方 三公方以下を奉驚、下ハ蒼生塗炭之

苦を不顧、山賊野盜之如キ理不尽之争を可好哉、実以迷

惑至極、蹙眉之至ニ存候、是全離間之策を施しいはしむ

る所ニ欺シ、臆氣を生し奔走ニ及たるニ候半欵、街説ニ

ハ会之歴々と唱候へとも左様ニ而ハ有之ましく、自然会

藩ニ候得は、決而下郎輩之者公私之差別且ハ物之輕重を

不弁街説を信用し、私ニ屯集したるか、又ハ御職掌ニ付

探索之筋有之取押之人數を見誤候欵、いつれにせよ甚以

氣之毒之至ニ存候、夫々武門之上ニハ名分条理とて明定

なる経緯有之ものニ而、無筋儀ニ鬭争ニおよひ候儀ハ一

切無之、判然と道之居り有之、殊ニ 御場所柄私鬭を企

候而ハ、末代迄武門之恥辱、且ハ、御守衛之名目ニ不叶、

其篇之儀明ニ令勘弁可然存候、此後之処譬何様申触すとも、市中申合聊動揺致ましく、一時之人氣を静んと欲していふにあらず、能々前後勘弁頼入候、余り氣之毒ゆへ不得止事重役共御沙汰此以申達候事、

右通為達申候処、市中安心いたしたる趣ニ承申候、会ハ

余程いたく存候半、臆病未練之形勢可笑候、絶たる事ニ

御座候、御笑察可被下候事、 鳳輦を借しなどハ態とこ

らしめニ書入相成申候、

文書原寸 縦一五・五 横八八・八

一五四七ノ二

此節追々人数方差登之処、去月廿三日之夜今出川東寺町

辺夜入過、会人甲冑・手鎗・鉄炮など相携、大狼狽之様

子承候間、何事ニ而右様ニ候哉と探索仕候処、此節人数

上京ニ恐怖いたし候折柄、長より

朝廷江之哀訴、諸藩江之告文を持廻ニ而仕出候処、一昨

年長より犯

關前右様之手教有之、決而事ニ可成との事より大ニ奔走
守護職屋敷江驅集り候故、夫々手鎧・鉄砲等ハ其假屋敷
江召置差返候よし、右ニ付会津江懸合、今出川寺町辺ハ
専会下宿、且隨行中之儀ニ付、以御威光御取締且町方江
も御諭戒可被下との趣ニ而候処、諏訪常吉海江田方江即
日參、御挨拶ニ參候方々吟味いたし、央御懸合相成候と
の趣ニ而、ひとく誤り候形之向先キも無之、汗願之致りと
平誤之由、一笑ニ絶たる事ニ御座候、右は西ハ室町近辺
東ハ今出川辺之町長を呼付、以書取布告いたし置候、其
文意別紙之通ニ御座候、会よりも同様之手教為有之由、末
条ニ自然事あらハ早速此方よりしらすへきとの趣有之、
いまた安心ハ不出来と、町方之もの笑ニ仕候由ニ御座候、
御人数追々上京ニ付夥敷申ふらすよし、寔ニ好機會ニ御
座候、布告ニ付人氣ハ余程静たる様子ニ御座候、会之混
雜うろたえ実ニ笑止之次第、御遙察可被下候、

文書原寸 縦一六種 横五四種

一書ハ 幕軍長藩ノ四境ニ敗北ノ情況

芸州口

七月廿八日より八月二日迄戰爭有之候処、互ニ勝敗有
之致對陣居候処、同六日夜長州勢風雨を冒し、道もな
き山中を經、榊原勢致屯集居候宮内又は紀州幕兵同斷
之大野其間江、井伊・明石・大宮藩三ヶ所江銘々屯居
候所、右陣營後之山江廻り、山上より俄ニ攻懸候処、
東兵大ニ敗北し、榊原勢士分已上討死七十余人、其余
惣軍勢手負、死人千人余為有之由、芸州表并長州ニ而
之風聞ニ而候、長勢は手負十人余討死一人も無之由、
一同八日九日比芸州藩より紀州惣督府江申立候趣は、此
度御再討ニ付而ハ、第一名分条理不相立よりして、四
方攻口之諸軍勢不振、已ニ石州口・小倉口之戰爭茂相
止、勿論始終主客相反し、一步も長州之地へ踏入候勢
不相成、右次第ニ而ハ実ニ大に万民之苦不忍見次第ニ
付、如何程御嫌疑被為在候共難閣儀ニ御座候間、不願
恐申上候、是非此度御解兵相成、御上坂被為在候ハ、

(経須賀茂樹) (福田茂政)
阿州世子并備前侯江は、寺尾生十郎・舟越(船越)何某使者を

以、共ニ力を合寛大之御所置被為在候様伴々致上坂致

尽力度固相詰置候間、万民之苦彼は御洞察被遊候而、

直様御上坂相成度申上候得共、浪花迄之御決心無之、

当分広島迄陣ひいたし候由、右ニ付同藩より植田乙次

郎為使者長州江参り、関東勢右次第ニ付是非国境迄陣

ひいたしし呉候様、万々一右之趣意不相立候ハ、俱ニ

力を戮関東勢を可追払段申来候由、乍併海路并往還筋

此節決而通路相絶候儀難決由申ニ付、長藩広沢兵助(眞邑)・

(榊原素彦)小田村素五郎広島近辺迄差越、右通芸藩曖昧之事申候

付為後証芸藩家老江引合、兩國之約定いたし置候由、

一右次第相決居候処江水野出羽守出芸いたし、再ひ兵端

を開候哉も難量由、未何分不相分候事、

文書原寸 縦一四種 横八三種

三六 毛利大膳大夫家老中ヨリ松平備前守家老

中へ

浜田藩城下領民無恤ノ件

先達而石州口屯集之ものより委細書面を以、浜田表迄申

出置、当道之茅塞をひひ、

天幕江御直訴申出度心底ニ而、道を浜田御藩ニか返り候由、

然処先日為止戦御応接被成度由ニ而、御役筋之衆被差越

候付、屯集之中杉山七郎(杉原七郎)・水龍助兩人御応接ニ及ひ候処、

尊藩ニ而河内左右衛門殿御応接被成度由、浜田御藩久松

覚右衛門・岡尾朋之允兩人より伝言有之、就而は何時(尻)も

御来会相願候段御伝言申置、尚浜田表より之御答振をも

相待候処、不計も浜田御城下御放火之由ニ而、御立退ニ

も相成候哉之段、屯集之者より申越、いかゞ之御様子哉

と承知不致候得とも、承り候而は当惑此事ニ御座候、依

之尊藩御応接之儀も其後為何御知達も無之、遺憾千万存

候、且又浜田御藩ニおめて最前より陳述之通、一寸怨も

無之、且隣交之御情誼も有之、況而其御領地侵奪等之心

底は素より無之候処、御城下御立退ニ相成候而は、良刻より御領民御撫恤方差当り不被捨置儀ニ付、暫く差因爲鎮置候間、何卒早々御役筋之衆被差出、御領民安堵致候様御取計可被下段、此度浜田藩御家老衆迄申遣候間、於尊藩は御親戚ニも有之、不惡被仰合被下度存候、為其態と如此御座候、恐々謹言、

毛利大膳
家老中

再白、本文之通早々浜田御領民撫恤方役向江差越候て、幾重ニも失敬不相成様屯集之者江屹度可申付、尤当節柄之儀ニ付、兵士等被差出候而は、いか様之御行違出来も難計ニ付、右は暫く御見合相成候様浜田御家老中江申越候付、此段も御舍被置可被下候、尚又乍御手数急速御返答被成下度致御頼候、以上、

松平備前守様
御家老中様

文書原寸 縦一四・二糎 横八三糎

一書。長州再征ニ付督府へノ建言

七月ノ建言ト同藩

〔封紙ウツ書〕
督府江建白写 二

〔朱〕
「丙寅欵」

長防御討伐之義ニ付而ハ聊々申上候通り、乍恐名義適當条理明望と申ニも無之よりして、彼士民等己か罪之所在を不知して、却而君父之仇敵と相心得、今日之次第ニ立至り申候所、御味方諸藩おいてハ、去年已来久々之屯集ニ而士氣国力共余程消耗、養力休士之間も無之、其假必死反噬之窮寇ニ被向候は御良策とも不奉存、加之石州口其外攻口ハ更ニ御討入之間も無之、芸州口本街道而已御行懸りと申候而御猛進有之候而ハ、徒ニ人民塗炭ニ苦候迄ニ而、結局御凱旋之著も難付而已ならず、約り人心嚮背ニ係り、不容易御不都合と奉存候、兼而御書達も有之通り、於坂城御不例之御様子、絶言語奉恐入候次第ニ而弥以人心危疑、兵氣沮喪、仮令此余敵重諸藩江出兵御催ニ

相成候共、億万之兵億万之心ニ而、乍恐終ニ不為其用、却而如何成禍害を引起可申哉と不堪杞憂、素より申上ル

迄ハ無御座候へ共、用兵之道絶チ猛進計ニ而も無之、相時而動度可而行と申事も有之、乍慮外時態御熟察、軽重御斟酌被為成、何分此場合御改図一ト先坂地迄御班師、

列侯諸將被

召会、態と御咨詢天下人心之所帰を以御明裁被為在候義、

今日之御急務と奉存候、弊領ニ而も民庶不一方疾苦ニ陥

り、難堪愁訴候へ共、暫ク抑制仕、人数差出備不虞置ク

迄ニ而、昨今眼前ニ交戦袖手傍観如何ニも不情之取計方

ニ当り、気毒仕候へ共、全ク私情を忍ひ公義を伸申度鄙

見御諒察被成下、繰々も上文之趣御採用之程、為天下奉

懇願候、此段申上候、以上、

八月

文書原寸 縦一七・六種 横一〇七・五種

三三 將軍薨去後ノ京撰ノ情報 筆者不明

(編者朱)
「丙寅」

一 此節大樹公御逝去ニ付、板倉閣老致上京、是非一橋公(慶喜)を御家督ニ立度と之趣意ニ而 尹宮并(朝彦親王) 二条様江申立候処、衆議大ニ紛々いたし、然ニ板倉老直ニ 二条様

江拜謁いたし、此度万々一 一橋公御跡目家督御免許

無之候ハ、已来何事も被行間敷候付、直ニ可致割腹

と之趣ヲ以相迫候処、朝議稍相決居候由、

一 此節御国より御差出相成候御建白は、当分 大樹公

御跡目一件御吟味中ニ付、御決議之上何分可被為在御

吟味と之事ニ而候由、右ニ付先月廿六日比大久保氏(利通)

二条様江被致参殿、一昨年 尾張公御惣督ニ而長州御

征討之処、謝罪之筋相立候而解兵之上 尾州公御上洛

ニ而、

天幕江も御同相成候処、寛大之御所置可被為在と之事

ニ而、万民致安堵居候折柄、大樹公浪花迄御進発相成、

却而再討之 勅許有之、直ニ問罪之師と名付、(徳川茂承) 紀州侯

御惣督ニ而御下芸、終ニ今日之形勢ニ立至り候始末、本より戦之勝敗迄委敷と申上候処、二条殿下も最初は

御貫徹不被為在由候得共、終ニ御解心被遊候御様子ニ

而、大久保被罷歸候由、左候而、(異親王)山科宮様并正親町三

条様江、朝議被相任候処、全く一・会・桑之俗論ニ御

決議相成居候由、依之七月晦日・朔日比又々岩下・大

久保同道ニ而、二条様江申立相成候筋決定いたし居

候と之事、

一松平伯州芸州表ニおゐて長州所置一件不宜、浪花迄被

召呼候上、何分御達相成迄之間、大坂御城代一江御成

居之由、

一御国警衛人数御差登相成候処、薩州より二千之兵を繰

出し、致暴発候と之風聞大ニ被行、京師大ニ混雜、然

ニ会藩よりも其説を醸し、町家之者共迄も惑し、且三

昼夜敵重致夜廻等之由、右始末御屋敷江相聞得、御留

守居より彼藩江掛合いたし候処、右藩より海江田武次

所江参り、大ニ不行届之段相断候由、右ニ付御屋敷よ

り町役之者共召呼、書面を以御趣意之趣懇ニ諭方相成候由、

一水埜大炊頭いつも先鋒いたし、稍兵法ニ通し候者之由、

一竹中丹後守步兵頭ニ而能戦候者之由、(重臣)

一紀州藩大坂出張之節、諫死いたし候者之姓名并於浪花

中納言江差出国許ニ而同断之書面深く秘し、全く外方

江不洩候由、然共諫死之儀ハ相違無之と之事、

文書原寸 縦一四種 横一二三種

一五三 京都伊地知正治ヨリ在国吉井幸輔へ

幕府征長失敗、薩兵京都護衛等

尚々、

去月十日之芳翰豊瑞丸より相届致拜誦候処、時分柄無御

痛御一同御尽力之由、大慶至極ニ奉存候、二ニ正治(伊地知)も

無事在務仕居申候間、乍憚御放心可被下候、其御地万事

段々盛ニ御手相付候事共被仰聞、尚伊壮州杯より委曲承

及、無此上御儀奉存候、就而は乍例御用途等之御心配奉

遠察候得共、尚御尽力奉希望候、当地ニ茂此節

御猷白御出兵等之御大挙、元来四海有志之仰望する処ニ

而、何より之御美事、仍而云々之御都合相成候件々は、

大原等より可被申上候故正治ハ略し申候、長州侵入四方

ノ寄手散々之敗走ニ而、石州不残長ニ被攻取、芸州数郡

小倉辺同断、諸侯ハ不出兵、將軍ハ死去、薩摩ハ恐し、

名分ハ恥かし、夷人ハ迫ル、一揆ハ起る、扱も散々の世

の中御遠察可被下候、然処御邸ニ而は此度五組之猛勢馳

加、夫々御届等相成候折柄、先達而より江戸表へ為伝習

方御差出相成居候六人、三十二日之在江戸ニ而諸事悉成

就、開闢丸より帰京相成、外ニ春山正兵衛・渋谷泰蔵・

笛吹少年・頼川与五郎加而来京ニ付、最早散兵ニ而茂大

隊ニ而茂直より埒明候事ニ成行、英式大太鼓・小太鼓・

筋笛迄茂同断仕合之至御座候、大砲英式ハ江戸ニ茂手続

之分相開ケ居、咀呎ハ絶而無之、仍而今ニ不足ニ御座候

得共、何分右条々十分相成、無此上仕合ニ御座候、抑右

之通諸事速ニ成功之故ハ、初メ六人当地出立之砌、不容

易時節柄、大事之御警衛ヲ僅ノ人数ニ而相勤居候事故、

忝人も難相迦事候得共、可開ノ道不開ハ三軍之災ニ候間、

其心得ヲ以而十分勉勵、一日ニ而茂速ニ成功を遂、早日

上京其詮相立候様ニと被仰付候処、流石士分之心体は難

有ものニ而、伝習方之内ニ而日本橋モ不見モノ数多御座

候事、右三十二日之在江戸中昼夜苦学仕候次第ニ而、今

ハ邸中一同ノ重宝と相成申候故、各製作方掛等被仰付候

事ニ御座候、其他申上度事件如山御座候得共、尚期後便

候、恐惶謹言、

寅

八月

い地知正治

吉井幸輔様

侍史

追而外へはどこにも状は差上不申候間、宜敷御伝声

奉御願上候、

文書原寸 縦一六・五種 横一三三種

〇三五三 一橋慶喜征長解兵諸侯会議開催ノ上奏書

鹿 児 島 県 史 料

玉里島津家史料 四

平成 7 年 1 月 10 日 印 刷

平成 7 年 1 月 31 日 発 行

非 売 品

編 集 鹿 児 島 県 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館

発 行 鹿 児 島 県

印刷所 合名会社 文尚堂印刷所

〒892 鹿 児 島 市 西 千 石 町 1 - 8
